

長浜市総合計画 基本計画 (案)

平成 28 年 7 月 4 日版

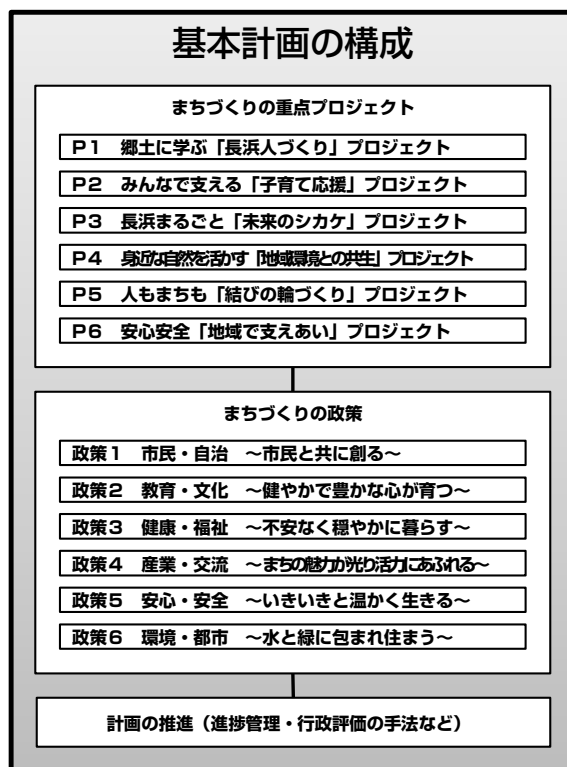
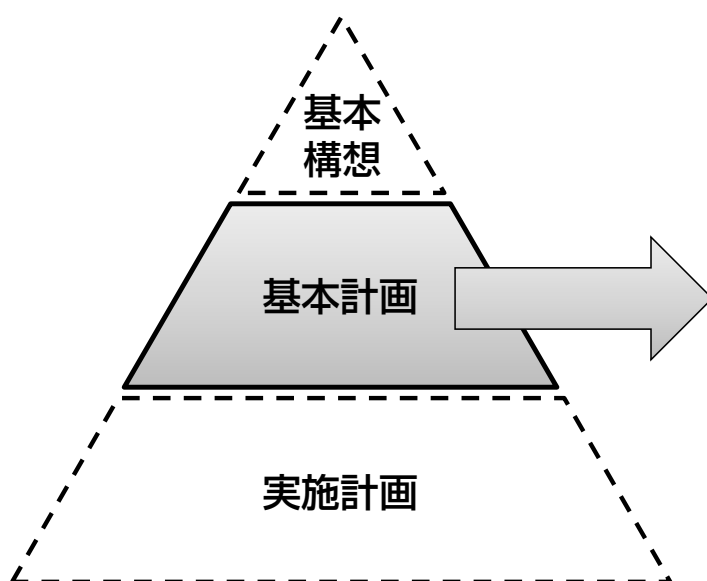
Challenge & Creation
挑 戦 と 創 造

目次

まちづくりの重点プロジェクト	1
1. まちづくりの重点プロジェクトとは	2
1.1 重点プロジェクトの考え方	2
1.2 重点プロジェクトの体系	2
1.3 まちづくりの重点テーマの具現化に向けて	3
2. 重点プロジェクト ^{ながはまひと}	4
2.1 郷土に学ぶ「長浜人づくり」プロジェクト	4
2.2 みんなで支える「子育て応援」プロジェクト	6
2.3 長浜まるごと「未来のシカケ」プロジェクト	8
2.4 身近な自然を活かす「地域環境との共生」プロジェクト	10
2.5 人もまちも「結びの輪づくり」プロジェクト	12
2.6 安心安全「地域で支えあい」プロジェクト	14
まちづくりの政策	16
政策1 市民・自治	18
1. あらゆる人が活躍するまちづくり	19
1.1 人権を大切に作る人づくりを進めます	19
1.2 男女共同参画社会づくりを進めます	21
1.3 多文化共生と国際交流を進めます	23
2. 一人ひとりが主役のまちづくり	26
2.1 住民が主役となるまちづくりを進めます	26
2.2 安心して暮らせるコミュニティをつくります	30
政策2 教育・文化	31
1. 家庭・地域・学校が学び舎のまちづくり	32
1.1 家庭の教育環境の充実を図ります	32
1.2 地域と連携した教育環境づくりを進めます	35
1.3 学校の教育環境の充実を図ります	36
1.4 相談体制の充実を図ります	43
2. 豊かに学び感性を磨くまちづくり	47
2.1 生涯学習の推進を図ります	47
2.2 文化芸術・スポーツの振興を図ります	51
2.3 意欲ある人が地域で活躍できる仕組みをつくります	55
政策3 健康・福祉	57
1. 子どもが輝き大人が育つまちづくり	58
1.1 家庭や地域が連携した子育て体制づくりを進めます	58
1.2 子どもが健やかに育つ場づくりを進めます	65
1.3 子育てに関する経済的支援を充実します	68
2. 健やかで豊かに暮らせるまちづくり	71
2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくりを進めます	71
2.2 しょうがい者福祉を充実します	80
2.3 生活支援制度の充実を図ります	84
2.4 全ての世代がいきいきと生活できる取組を進めます	86
3. 一人ひとりが支えあい・助け合うまちづくり	90
3.1 福祉を担う人材・団体の育成を進めます	90

3.2 地域医療体制の充実を図ります	92
政策4 産業・交流	94
1. たくましい経済基盤をつくるまちづくり	95
1.1 地域産業の振興を図ります	95
1.2 農林水産業の振興を図ります	97
1.3 雇用・就労機会の拡充を図ります	103
2. 新たな産業を創り育てるまちづくり	104
2.1 新たな活力となる企業の誘致を推進します	104
2.2 未来につながる次世代産業を育成します	106
3. 地域の魅力を受け継ぐまちづくり	110
3.1 地域の伝統・歴史・文化を継承します	110
3.2 移住しやすい体制づくりを進めます	115
4. 交流でにぎわう観光のまちづくり	116
4.1 地域魅力の発見と活用を進めます	116
4.2 地域魅力の発信と交流を進めます	119
政策5 安心・安全	121
1. 犯罪や交通事故の少ないまちづくり	122
1.1 防犯対策の充実を図ります	122
1.2 交通安全対策の充実を図ります	125
2. 防災・減災対策の充実したまちづくり	127
2.1 危機管理体制の強化を図ります	127
2.2 消防・救急体制の強化を図ります	129
政策6 環境・都市	135
1. 地球環境にやさしいまちづくり	136
1.1 低炭素社会の構築を進めます	136
1.2 循環型社会の構築を進めます	138
2. 自然を守り育てるまちづくり	141
2.1 自然環境の保全を進めます	141
2.2 緑豊かなまちづくりを進めます	144
3. 居住環境の整ったまちづくり	147
3.1 誰もが住みよい居住環境づくりを進めます	147
3.2 便利で使いやすい交通体系の整備を進めます	150
3.3 市街地や各地域の整備・開発を進めます	153
4. 生活基盤の整ったまちづくり	157
4.1 社会資本の整備を進めます	157
4.2 地域情報化を進めます	163
計画の推進に向けて	164
1. 計画推進の方向性	165
1.1 地方創生の推進	165
1.2 行財政運営・行革の推進	166
1.3 広域連携の推進	167
2. 計画の進捗管理	168

■基本計画の構成



まちづくりの重点プロジェクト

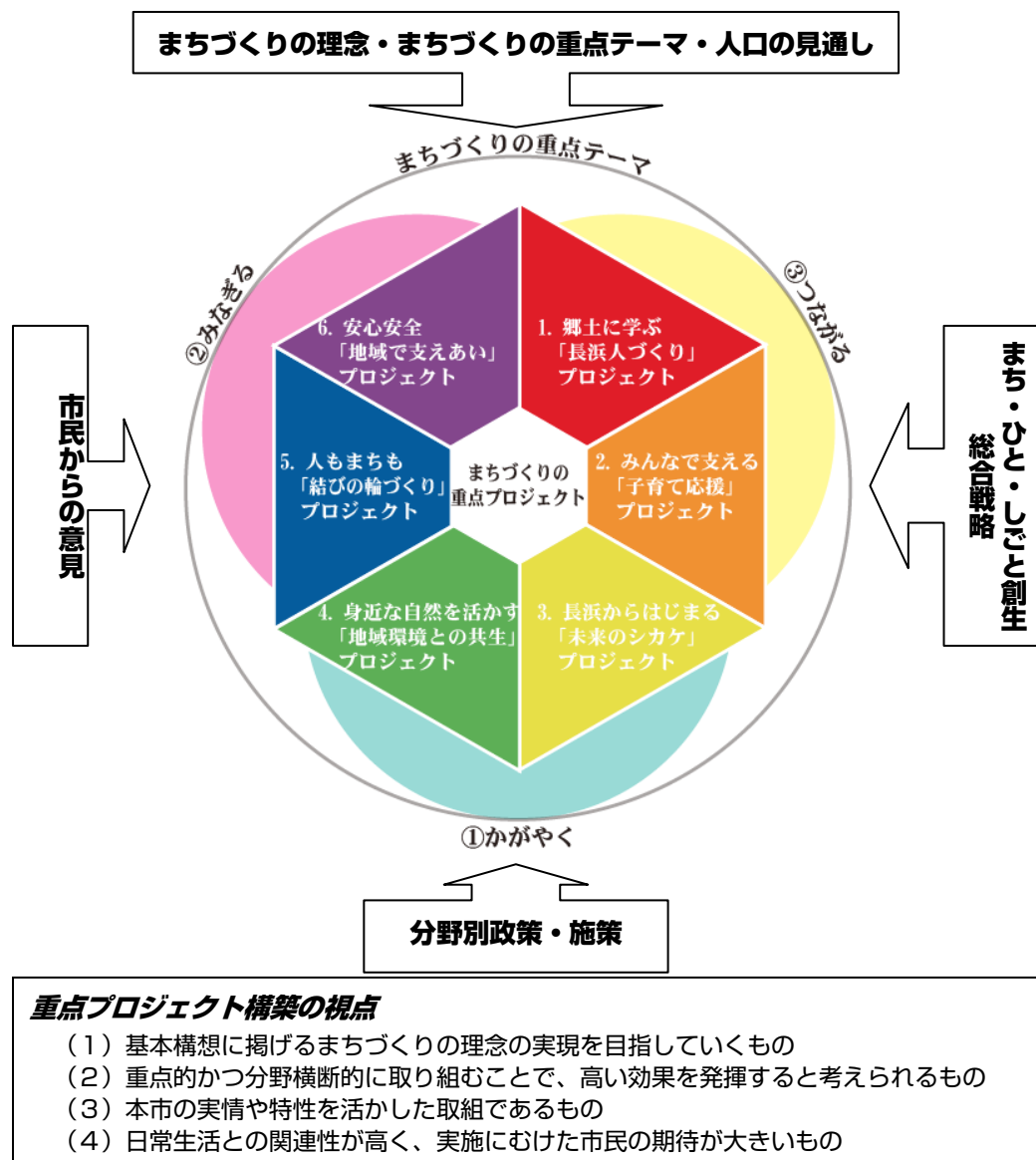
1. まちづくりの重点プロジェクトとは

1.1 重点プロジェクトの考え方

重点プロジェクトは、市民、事業者・団体、市の協働のもと、基本構想に掲げるまちづくりの理念「新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち」の実現を先導するものとして、自由な発想（新たな感性）で新しいまちづくりに挑戦できるといった本市ならではの個性を生かし、住民に幸せや誇り、愛着、希望を感じてもらい、また他の地域の人からも「訪れてみたい」「住んでみたい」と思われる魅力的なまちをつくるため、特に重点的かつ戦略的に取り組みを推進するものです。

厳しい財政状況や行政ニーズの多様化といった環境変化のなかで、着実に基本計画を推進するため、総合計画の基本的な考え方である ①「かがやく」、②「みなぎる」、③「つながる」の3つの「まちづくりの重点テーマ」を具現化していくための「重点プロジェクト」を位置付け、これらを分野横断的に推進し、効果的に連携させることで、長浜市の持続的な発展を目指します。

1.2 重点プロジェクトの体系



1.3 まちづくりの重点テーマの具現化に向けて

“かがやく” まちの実現に向けて

- ◆まちとは、市民が暮らし活動する空間です。これまで「ひと」を本質としてまちづくりを進めてきましたが、人口減少が進む今後、市民一人ひとりに期待される役割や力はますます大きくなるなかで、無限の可能性を持った若者、知識・経験が豊富な高齢者など、他をリードしていける人材を積極的に育てます。
- ◆一人ひとりがこれまで培った経験をこれからのまちづくりに生かし、まちが一丸となって未来を担う次世代の人材を育成していきます。
- ◆郷土を愛し、柔軟な発想力と多様な価値観を持ちながら、次世代を想像・創造していけるような、人が“かがやく”まちを目指します。

“みなぎる” まちの実現に向けて

- ◆地方都市が個性や特色を主張する時代のなかで、地域活性の基盤となる地域固有の自然・歴史・文化といった資源や独自の産業を生かして、これまで以上に自立したまちづくりを進めるために、資源や産業に独自の魅力や強みといった個性的な価値を付加し、大きな吸引力を持った活性材料としていきます。
- ◆創意と工夫、そして豊富な地域資源を生かして魅力的な地域基盤の獲得に向けて取り組み、他から選ばれるまち・働きたいまち・住んでみたい 住み続けたいまちを目指すことで、人口の定着・地域活力の向上を図ります。
- ◆地域に関わる様々な主体が連携・協力して資源や産業を磨きあげ、都市の魅力と競争力を高めることで、仕事があり活力が“みなぎる”まちを目指します。

“つながる” まちの実現に向けて

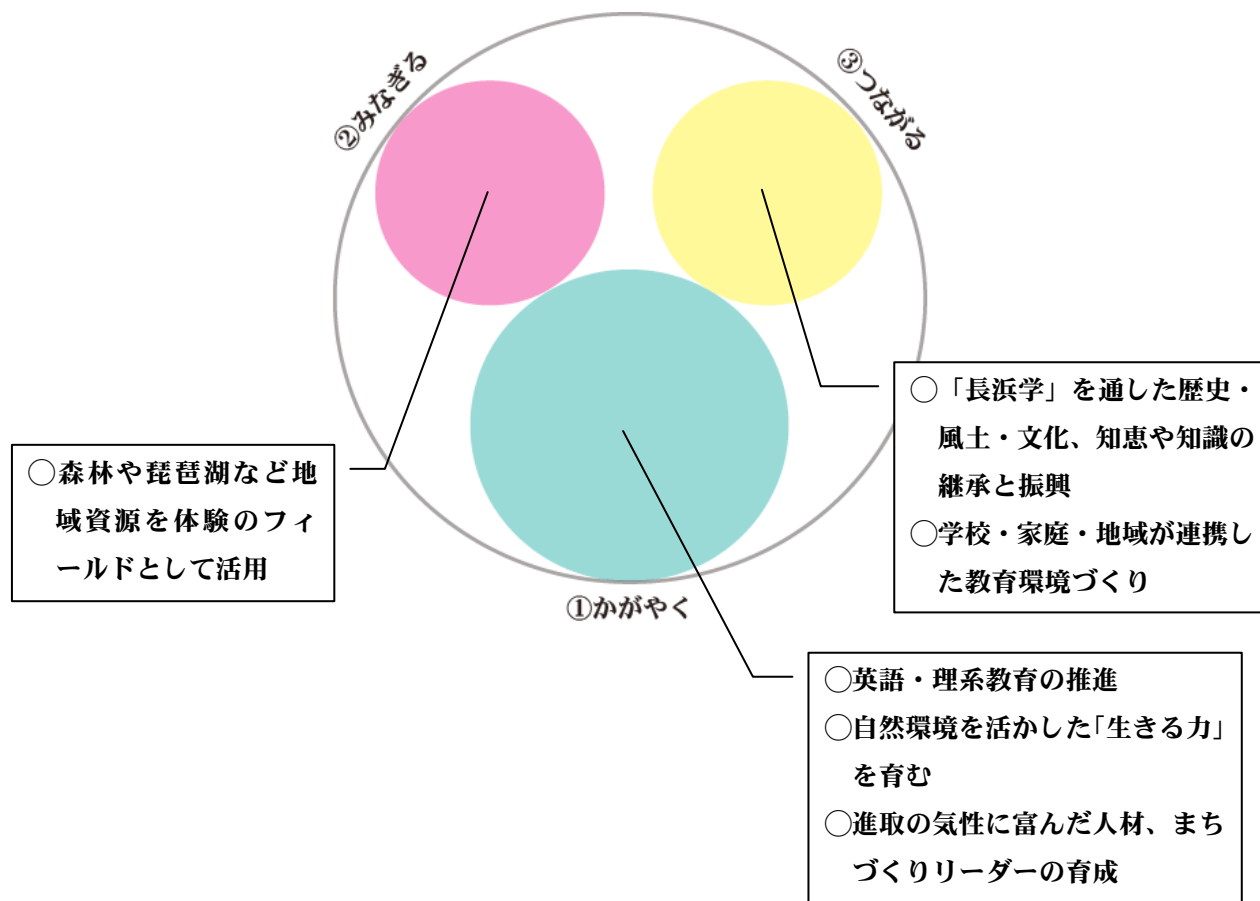
- ◆少子高齢化、市街地の空洞化、中山間地を中心とした過疎化、財政の硬直化など、まちを取り巻く環境が厳しくなる中で、都市基盤の適正化を図りながらも、一人ひとりが豊かな心で、平和に安心して暮らしていける持続可能な環境づくりに取り組みます。
- ◆複雑化するライフスタイルのなかで、それぞれが無理なく結びつき、コミュニケーションを図りながら、長浜の風土・文化のなかで自分らしく暮らしていくことができるよう取り組んでいきます。
- ◆予想される時代の変化に前もって対応し、暮らしのあり方・価値観を再構築しながら、一人ひとりが幸せを見つけ、日々の生活のなかで“つながる”まちを目指します。

2. 重点プロジェクト

2.1 郷土に学ぶ「^{ながはまびと}長浜人づくり」プロジェクト

本市が持つ歴史や風土、文化や資源など様々な魅力を再発見・再整理するとともに、地域の偉人・先人の教えを学び、知恵や知識を伝えることで、進取の気性に富んだ長浜ならではの人材を育成します。また、学校と家庭、地域社会の連携を深め、自ら学び、心豊かに成長できる教育環境の充実を図るとともに、英語・理系教育の推進や豊かな自然環境を生かした生きる力を兼ね備えた人づくりを実践することで、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、未来を創造する『^{ながはまびと}長浜人』を育成します。

●プロジェクトが目指す成果と重点テーマとの対応



●主な施策・取組

1) 地域の魅力を再発見し、伝統や文化を学ぶ機会づくりに取り組めます。

取組例)

- ・子どもからお年寄りまで、地域に親しみ学ぶ長浜学の実践

→政策2 2.1 ①生涯学習の推進

- ・若者の豊かな感性を活かした文化や芸術の振興

→政策2 2.2 ①文化・芸術の創造と振興

2) 市民が生き生きと輝く環境づくりに取り組めます。

取組例)

- ・地域が支える、子どもたちの充実した放課後づくりの促進

→政策3 1.1 ④子育て環境の充実

- ・世界に羽ばたくジュニアアスリートの育成

→政策2 2.2 ②スポーツ活動の推進

- ・あらゆる分野における女性活躍の推進

→政策1 1.1 ①総合的な男女共同施策の推進

3) ふるさとを想い、まちづくりを支える人材育成に取り組めます。

取組例)

- ・未来を切り拓く人材の育成に向けた英語・理系教育の推進

→政策2 1.3 ①確かな学力の向上

- ・多様な主体が交流・連携し、躍動するための市民活動センターの運営

→政策1 2.1 ①市民組織・団体の活動支援

- ・長浜の未来を担うまちづくりリーダーの育成

→政策2 2.3 ①青少年の地域活動参加の促進

4) 森林や琵琶湖などの地域資源を活かした人づくりに取り組めます。

取組例)

- ・森林の温もりを感じる体験事業を通じた木育の実践

→政策4 1.2 ③森林整備の促進

- ・豊富な自然資源を活用した心と体の健康づくりの推進

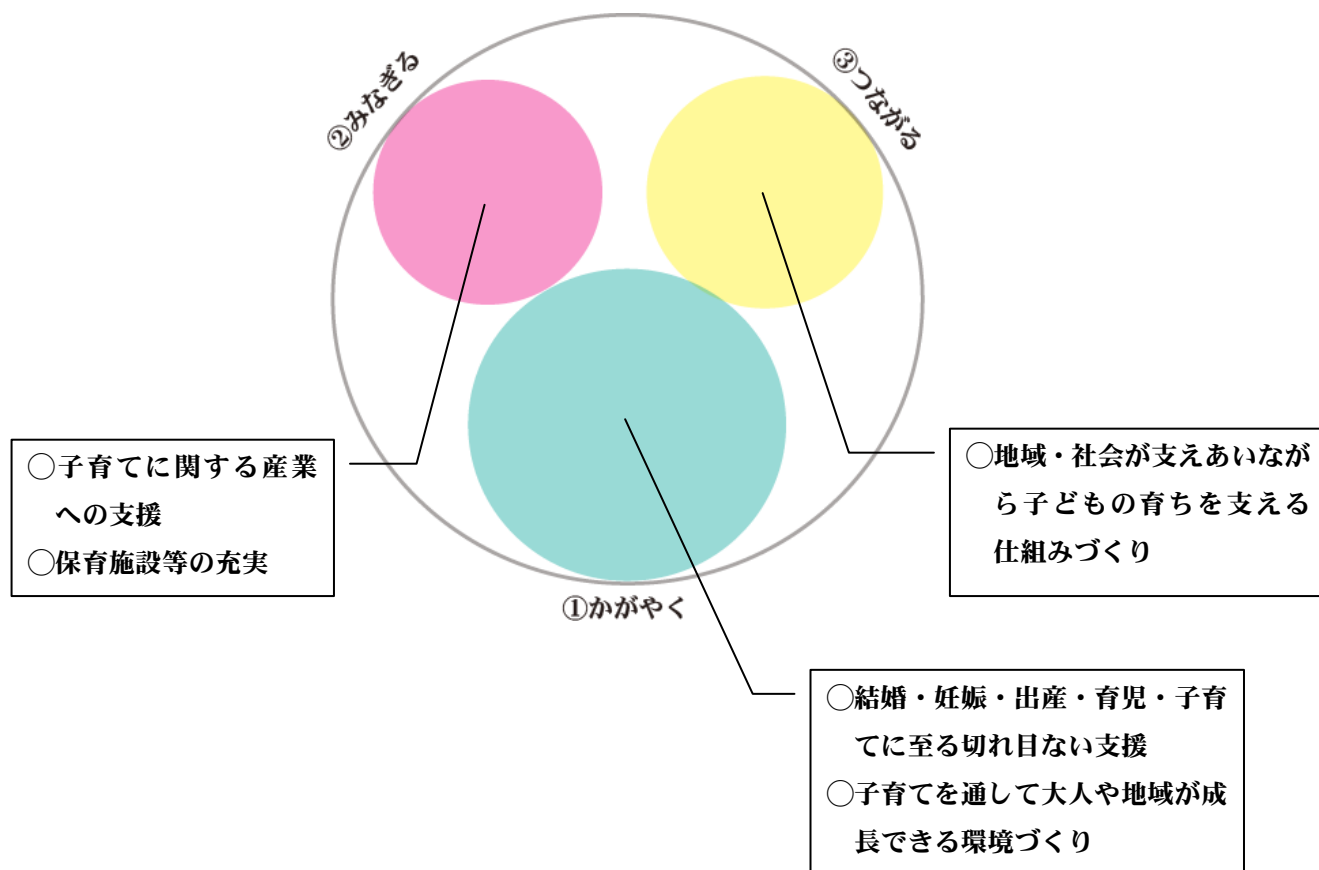
→政策2 2.2 ②スポーツ活動の推進

→政策3 2.4 ②健康づくりを支援する地域づくり

2.2 みんなで支える「子育て応援」プロジェクト

出会いから結婚、妊娠、出産、子育てに至る様々な場面において、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えます。また、地域のあらゆる人が協力しながら、社会全体で子どもの育ちを支える仕組みづくりに取り組むことで、子どもの健やかな成長はもちろん、子どもを育てる「親」も、それを見守る「地域」もともに生きがいを感じながら成長し、笑顔で輝けるまちを創ります。

●プロジェクトが目指す成果と重点テーマとの対応



●主な施策・取組

1) 子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組めます。

取組例)

- ・妊娠・出産・育児・子育てに至る切れ目ない支援の充実
 - 政策3 1.1 ②子育て支援ネットワークの整備
 - 政策3 1.1 ④子育て環境の充実
- ・待機児童の解消に向け、保育施設等の整備を支援
 - 政策3 1.2 ②保育所機能の充実

2) 充実した子どもの教育環境づくりに取り組めます。

取組例)

- ・多子世帯を対象とした保育料の負担を軽減
 - 政策3 1.1 ②子育てにかかる経済的負担の軽減
- ・小学校給食費の無償化と食育の推進、学校給食の充実
 - 政策3 1.1 ②子育てにかかる経済的負担の軽減
 - 政策2 1.3 ③安全安心な学校づくり
- ・学校の適正配置と小中一貫教育の導入
 - 政策2 1.3 ③安全安心な学校づくり

3) 子育てを通して、大人も地域も成長できる環境づくりに取り組めます。

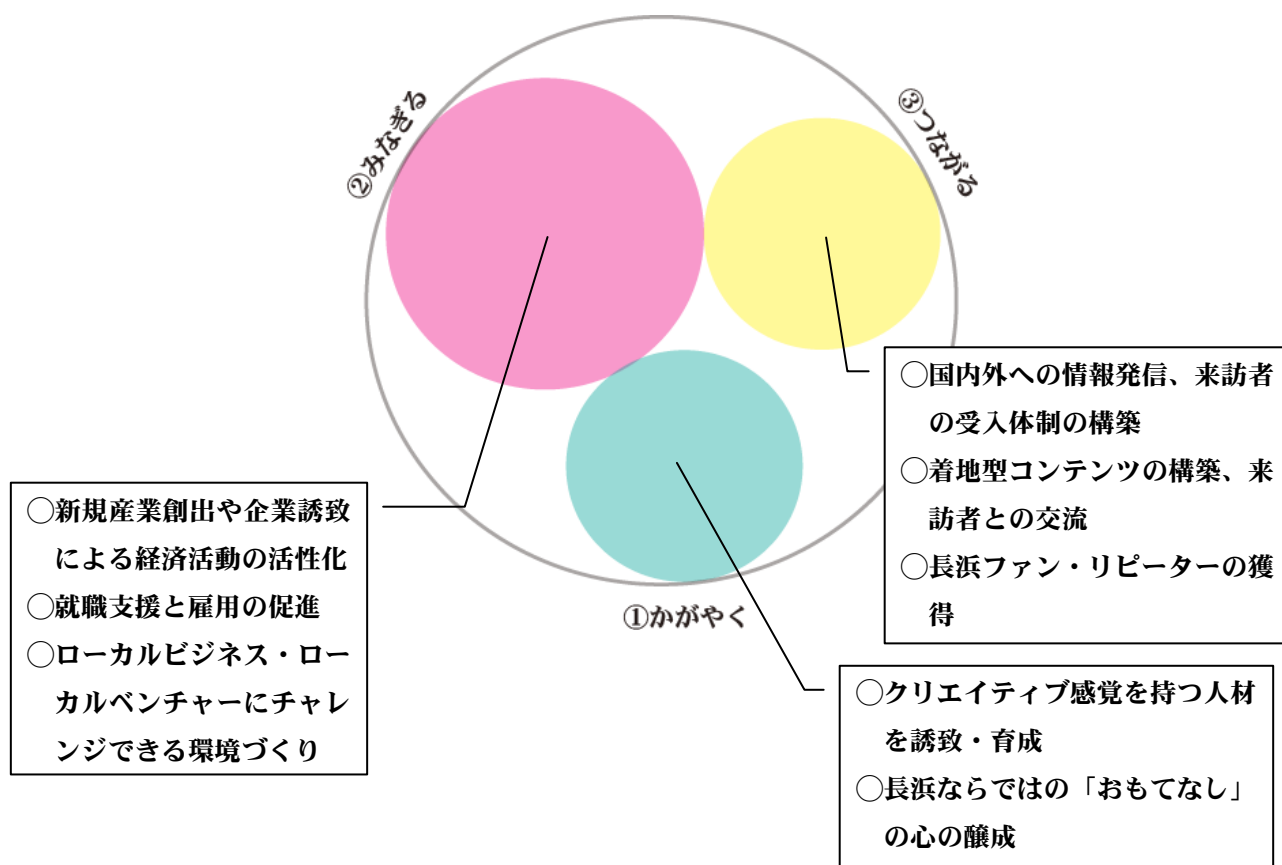
取組例)

- ・親子のふれあう機会を創出し、親と子のきずなを深めるための支援の充実
 - 政策2 1.1 ①家庭教育の推進
 - 政策2 1.1 ②家庭教育支援体制の充実
- ・家庭・地域における教育活動の推進
 - 政策2 1.1 ①家庭教育の推進
 - 政策2 1.2 ①地域とともに進めるよりよい学校づくりの推進

2.3 長浜まるごと「未来のシカケ」プロジェクト

新たな産業の創出や企業の誘致を進めるとともに、市内にある事業者の経済活動が活性化するように、地域の強みを活用した様々な支援を行います。また、本市が持つ魅力を磨きあげ、新たな感性でもって新しい価値を創造するためにクリエイティブ感覚を持つ人材を誘致・育成し、起業者を育成する土壌とチャレンジできる環境を作り出し、長浜の新たな強みとなるローカルビジネス、ローカルベンチャーが生まれ続ける仕組みを構築します。これにより、雇用の拡大と地域経済の活性化が好循環するまちを創ります。加えて、長浜ならではの「心」に語りかけるおもてなしを実践し、来訪者への受入体制の充実はじめ国内外に効果的に情報発信することで、都市ブランド力の向上を図り、長浜ファンやリピーターの増加につなげます。

●プロジェクトが目指す成果と重点テーマとの対応



●施策・取組の体系

1) まちの新たな魅力を創出し、賑わいと活力づくりに取り組みます。

取組例)

- ・ 中心市街地（長浜駅周辺）の活性化と北部地域の振興
 - 政策 6 3.3 ①市北部地域の活性化
 - 政策 6 3.3 ②中心市街地の活性化
- ・ 曳山まつりや観音文化など、歴史・文化的資産の継承と発展・活用
 - 政策 4 3.1 ①歴史文化の活用
 - 政策 4 4.2 ②地域資源を生かした集客交流の展開

2) 地域資源を活用したローカルベンチャーの創出に取り組みます。

取組例)

- ・ 長浜の新しい価値を創造するため、クリエイティブ感覚を持つ人材の育成・誘致
 - 政策 4 3.2 ①移住者受入の環境づくり
- ・ 地域資源を活用し、市内で起業して活動するローカルベンチャーの育成・支援
 - 政策 4 1.1 ①「長浜スタイル」で拓くグローバル産業都市の創造
 - 政策 4 3.2 ①移住者受入の環境づくり
- ・ 恵まれた地域資源を活かし、アウトドアフィールドとしての魅力の向上
 - 政策 2 1.4 ④スポーツ活動の推進
 - 政策 4 3.2 ①移住者受入の環境づくり

3) 長浜ならではの“おもてなし”とインバウンド観光の推進に取り組みます。

取組例)

- ・ 市民ぐるみによるおもてなしの心の醸成と、長浜の観光魅力の向上
 - 政策 4 4.1 ②宿泊・滞在型観光の推進
 - 政策 4 4.2 ②地域資源を生かした集客交流の展開
- ・ インバウンド観光の更なる推進に向け、外国人観光客に向けた着地型コンテンツの充実
 - 政策 4 4.1 ②宿泊・滞在型観光の推進

4) まちの魅力を発信し、都市ブランド力を高めるなど、シティプロモーションに取り組みます。

取組例)

- ・ 東京における情報発信拠点 びわ湖長浜 KANNON HOUSE の有効活用
 - 政策 4 4.2 ①地域魅力の情報発信の強化
- ・ 行政だけではなく、長浜に関わるすべての人が情報の発信者となる仕掛けづくり
 - 政策 4 4.2 ①地域魅力の情報発信の強化

5) 雇用の創出と人材確保・育成に取り組みます。

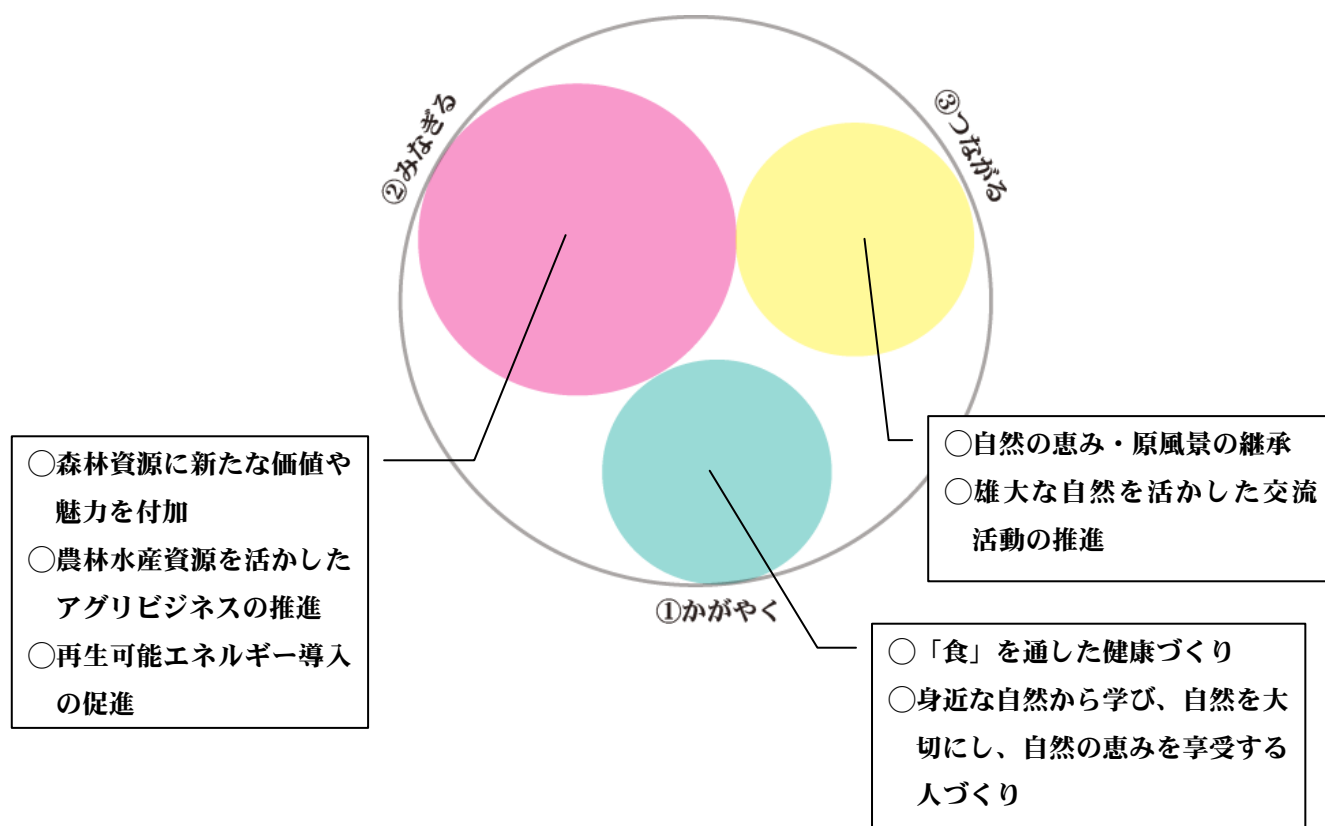
取組例)

- ・ 本社機能移転や企業立地に向けた総合的な支援
 - 政策 4 2.1 ①企業誘致の推進
- ・ 地元就職と U/J/I ターン就職の促進支援、女性・高齢者の雇用促進
 - 政策 4 1.3 ①就労機会の拡充

2.4 身近な自然を活かす「地域環境との共生」プロジェクト

先人から受け継いできた豊かな自然の恵みや原風景を育み、将来にわたって継承していくとともに、それらの自然資源を活用して更なる農林水産業を振興し、安全で美味しい農水産物の消費拡大と6次産業化をはじめとするブランド化を図ることで、食を通じた健康づくりを進めます。また、「森～川～里～湖」にわたる雄大な自然を活かし、アウトドアやグリーンツーリズム、体験教室などの交流活動に取り組むとともに、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進することで、身近な自然からの様々なことを学び、大切にし、自然の恵みを享受するまちを創ります。

●プロジェクトが目指す成果と重点テーマとの対応



●施策・取組の体系

1) 農林水産業の基盤強化と、農商工連携による6次産業化・高付加価値化に取り組めます。

取組例)

- ・次代の農林水産業を担う人材の発掘と育成

→政策4 1.2 ①持続できる農業経営への支援

- ・農林水産資源を生かした6次産業化・高付加価値化、特産品開発に向けたアグリビジネスの推進

→政策4 1.2 ①持続できる農業経営への支援

→政策4 2.2 ①小谷城スマートインターチェンジ周辺を核とする新産業の創出

2) 自然の恵みを享受し、豊かな生活を営むことができる環境づくりに取り組めます。

取組例)

- ・再生可能エネルギーの導入促進とごみ減量・リサイクルの啓発

→政策6 1.1 ②再生可能エネルギーの利活用の推進

→政策6 1.2 ①ごみ減量化と資源循環の仕組みづくり

- ・守り・育て・活かす、100年先の森づくりの実践と獣害対策の促進

→政策4 1.2 ③森林整備の促進

→政策4 1.2 ④鳥獣害対策の促進

→政策6 2.1 ①自然環境保全の推進

3) 地域資源を生かし、地域内の経済循環を高めることができる仕組みづくりに取り組めます。

取組例)

- ・自伐型林家の育成と技術指導、事業化に向けた支援

→政策4 1.2 ③森林整備の促進

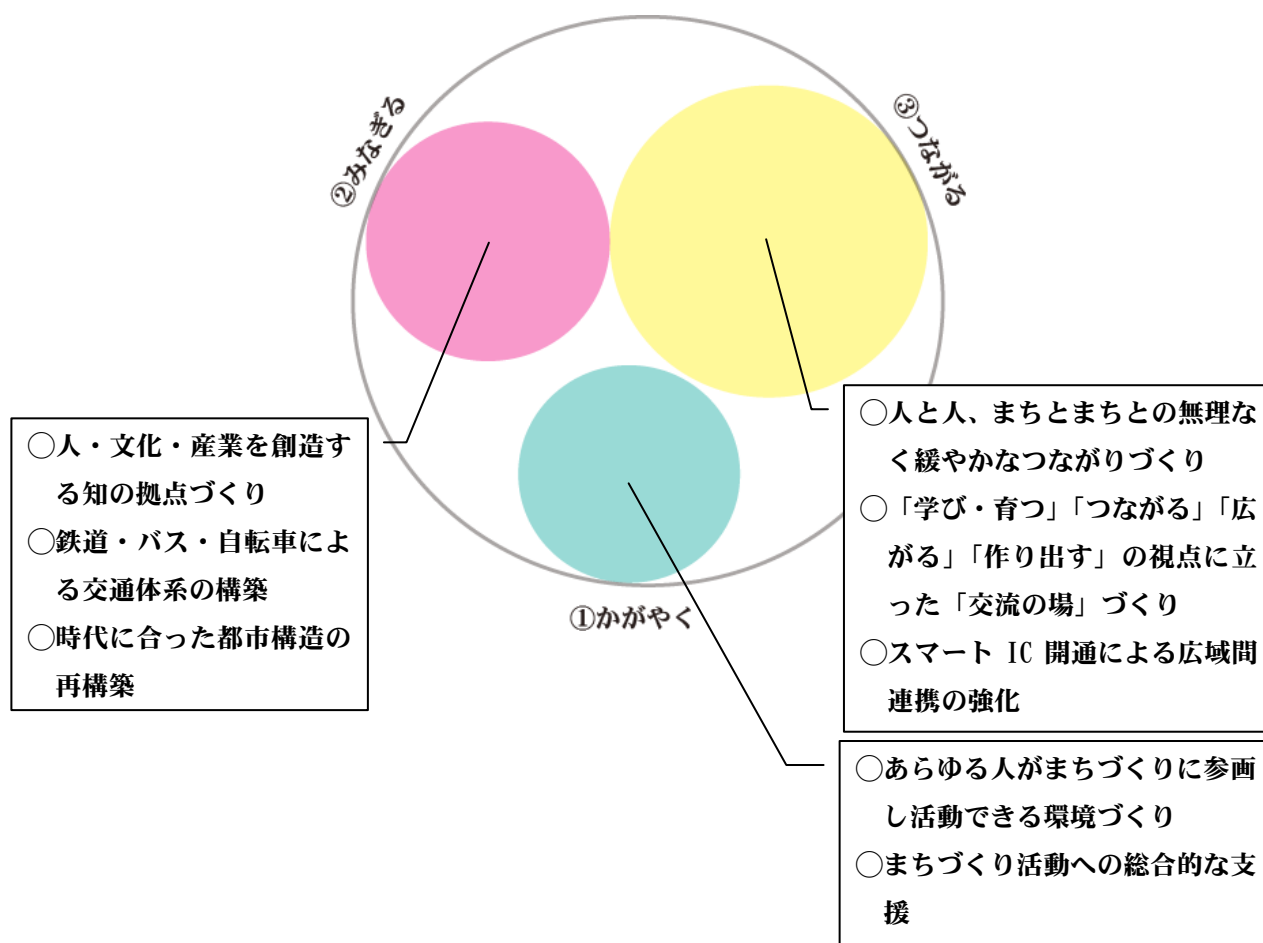
- ・森林資源に地域独自の新たな魅力を付加し、高い価値を持った森林ビジネスを展開

→政策4 1.2 ③森林整備の促進

2.5 人もまちも「結びの輪づくり」プロジェクト

複雑化する現代社会の中であっても「人と人」、「人とまち」が無理なくつながり、お互いの個性を認め合いながら能力を十分に発揮し、共感しながら生き生きと暮らすことができる環境づくりに努めます。また、将来にわたり行政サービスの水準を維持できるよう、都市基盤の適正化を図るとともに「まちとまち」を結ぶ移動手段の確保・維持や、地域で活動する個人や団体への総合的な支援を行うことで、未来へとつながるまちを創ります。

●プロジェクトが目指す成果と重点テーマとの対応



●主な施策・取組

1) 様々な主体がつながる場づくりに取り組みます。

取組例)

- ・ 人・文化・産業を創造する知の拠点 (仮)産業文化交流拠点の整備
→政策4 1.1 ①長浜スタイルで拓くグローバル産業都市の創造
- ・ 「学び・育つ」「つながる」「広がる」「作り出す」の視点に立った交流の場の創出
→政策1 2.1 ①市民組織・団体の活動支援
- ・ 高齢者の社会参画の促進と活動しやすい環境の整備
→政策3 2.1 ①高齢者の社会参画の促進

2) 移動手段の確保によりまちの回遊性を高め、市街地と周辺地域との連携に取り組みます。

取組例)

- ・ 鉄道やコミュニティバス、デマンドタクシーの連携による移動手段の確保
→政策6 3.2 ①鉄道の利用促進と利便性の向上
→政策6 3.2 ②バス交通の利用促進と利便性の向上
- ・ コンパクトシティ・プラス・ネットワークによる都市構造の再構築
→政策6 4.1 ①総合的・計画的な土地利用の推進

3) 地域と都市部をつなぎ、移住・定住・交流の促進に取り組みます。

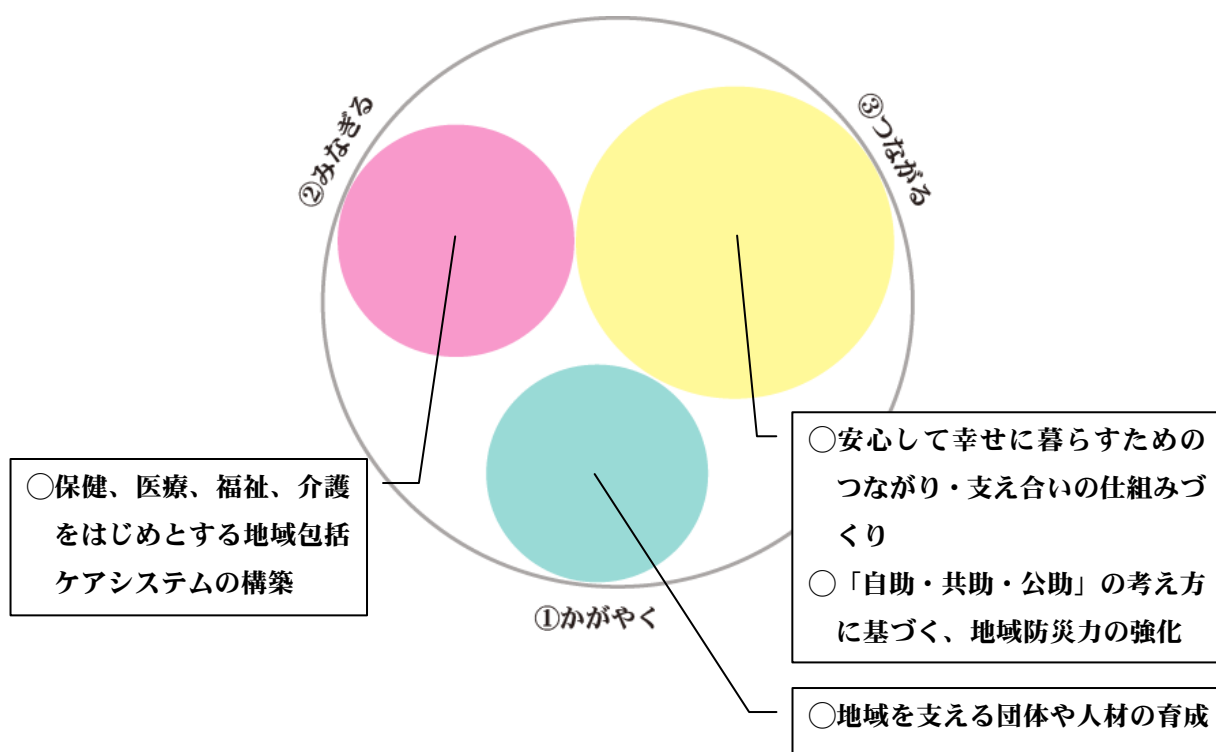
取組例)

- ・ 小谷城スマート IC 開通による市域内アクセスの向上と広域間連携の強化
→政策6 4.1 ②道路等の整備
- ・ 移住の促進に向けた情報発信と受入体制の整備、経済的支援の充実
→政策4 3.2 ①移住者受入の環境づくり

2.6 安心安全「地域で支えあい」プロジェクト

地域で暮らすあらゆる人が、互いにふれあい、つながり、支えあいながら社会参加することができ、安心して幸せに生活することができる仕組みを構築します。特に、地域を支える団体や人材の育成を進めながら、それぞれの地域における医療・福祉・介護の体制整備、生活支援の提供と合わせた地域包括ケアシステムを確立します。また、万が一の災害発生に備え、「自助・共助・公助」の考え方のもと、地域防災力の強化を図り、誰もが安心して安全に暮らせるまちを創ります。

●プロジェクトが目指す成果と重点テーマとの対応



●主な施策・取組

1) 地域コミュニティの活性化と、地域を支える人材づくりに取り組めます。

取組例)

- ・ 地域コミュニティの活性化と地域づくり協議会の基盤強化・運営支援の充実
 - 政策1 2.1 ①市民組織・団体の活動支援
 - 政策1 2.1 ②自治会組織の維持
- ・ 地域づくりを牽引するリーダーの養成と研修機会の充実
 - 政策1 2.1 ①市民組織・団体の活動支援
 - 政策1 2.1 ②自治会組織の維持
- ・ 地域おこし協力隊制度の積極活用による地域の活性化を支援
 - 政策4 3.2 ①移住者受入の環境づくり

2) 高齢者をはじめ、誰もが元気に暮らせる環境づくりに取り組めます。

取組例)

- ・ 保健、医療、福祉、介護をはじめとする地域包括ケアシステムの構築
 - 政策3 2.1 ③高齢者の自立を支援するサービスの充実と多様な主体による介護予防の推進
- ・ 医療・介護従事者の確保と医療機関の連携促進、0次予防コホート事業の推進
 - 政策3 3.1 ①地域福祉を担う人材・団体の育成
 - 政策3 3.2 ①地域医療の確保
 - 政策3 3.2 ②地域医療体制の確立
- ・ サロン活動などの地域における「居場所」づくり
 - 政策3 2.1 ①高齢者の社会参画の促進

3) 地域防災体制の強化に取り組めます。

取組例)

- ・ 災害に備えた地域の自主防災体制や、日常の防犯・防火体制づくりの強化
 - 政策5 2.2 ①市民消防・防災の強化
- ・ 互助・共助を基本とした地域の日常的な支え合いと危機管理意識の向上
 - 政策1 2.2 ①地域見守り活動の推進
 - 政策5 2.1 ①危機管理体制の強化

まちづくりの政策

○まちづくりの政策とは、基本構想に掲げる目指す将来都市像の実現に向けて、計画期間内に取り組んでいく施策を分野別・体系的に定めたものです。

政策 1 市民・自治

1. あらゆる人が活躍するまちづくり
 - 1.1 人権を大切にする人づくりを進めます
 - 1.2 男女共同参画社会づくりを進めます
 - 1.3 多文化共生と国際交流を進めます
2. 一人ひとりが主役のまちづくり
 - 2.1 住民が主役となるまちづくりを進めます
 - 2.2 安心して暮らせるコミュニティをつくります

政策 2 教育・文化

1. 家庭・地域・学校が学び舎のまちづくり
 - 1.1 家庭の教育環境の充実を図ります
 - 1.2 地域と連携した教育環境づくりを進めます
 - 1.3 学校の教育環境の充実を図ります
 - 1.4 相談体制の充実を図ります
2. 豊かに学び感性を磨くまちづくり
 - 2.1 生涯学習の推進を図ります
 - 2.2 文化芸術・スポーツの振興を図ります
 - 2.3 意欲ある人が地域で活躍できる仕組みをつくります

政策 3 健康・福祉

1. 子どもが輝き大人が育つまちづくり
 - 1.1 家庭や地域が連携した子育て体制づくりを進めます
 - 1.2 子どもが健やかに育つ場づくりを進めます
 - 1.3 子育てに関する経済的支援を充実します
2. 健やかで豊かに暮らせるまちづくり
 - 2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくりを進めます
 - 2.2 しょうがい者福祉を充実します
 - 2.3 生活支援制度の充実を図ります
 - 2.4 全ての世代がいきいきと生活できる取組を進めます
3. 一人ひとりが支えあい・助け合うまちづくり
 - 3.1 福祉を担う人材・団体の育成を進めます
 - 3.2 地域医療体制の充実を図ります

政策 4
産業・交流

1. たくましい経済基盤をつくるまちづくり
 - 1.1 地域産業の振興を図ります
 - 1.2 農林水産業の振興を図ります
 - 1.3 雇用・就労機会の拡充を図ります
2. 新たな産業の創り育てるまちづくり
 - 2.1 新たな活力となる企業の誘致を推進します
 - 2.2 未来につながる次世代産業を育成します
3. 地域の魅力を受け継ぐまちづくり
 - 3.1 地域の伝統・歴史・文化を継承します
 - 3.2 移住しやすい体制づくりを進めます
4. 交流で賑わう観光のまちづくり
 - 4.1 地域魅力の発見と活用を進めます
 - 4.2 地域魅力の発信と交流を進めます

政策 5
安心・安全

1. 犯罪や交通事故の少ないまちづくり
 - 1.1 防犯対策の充実を図ります
 - 1.2 交通安全対策の充実を図ります
2. 防災・減災対策の充実したまちづくり
 - 2.1 危機管理体制の強化を図ります
 - 2.2 消防・救急体制の強化を図ります

政策 6
環境・都市

1. 地球環境にやさしいまちづくり
 - 1.1 低炭素社会の構築を進めます
 - 1.2 循環型社会の構築を進めます
2. 自然を守り育てるまちづくり
 - 2.1 自然環境の保全を進めます
 - 2.2 緑豊かなまちづくりを進めます
3. 居住環境の整ったまちづくり
 - 3.1 誰もが住みよい居住環境づくりを進めます
 - 3.2 便利で使いやすい交通体系の整備を進めます
 - 3.3 市街地や各地域の整備・開発を進めます
4. 生活基盤の整ったまちづくり
 - 4.1 社会資本の整備を進めます
 - 4.2 地域情報化を進めます

政策 1 市民・自治

～市民と共に創る～

時代の変化に伴って多様化・高度化するニーズや複雑化する地域課題の解決に向けて、地域づくり協議会や自治会、NPO、市民活動団体など、まちづくりに関わる多くの主体や人材の力を育むとともに、その力を生かした連携・協働を行いながら、官民一体となったまちづくりを進めます。

1. あらゆる人が活躍するまちづくり

1.1 人権を大切に作る人づくりを進めます

① 総合的な人権施策の推進

市民協働部 人権施策推進課

(1) 現状と課題

人権や生命を軽視する動きは、これまで見られたような悪質・直接的で厳しい差別は減少しているものの、多様化・高度化する情報化社会の中で表面化せずに存在していることから、生涯を通じて正しい知識・認識と理解を促進し、インターネットと人権、憎悪表現、性的マイノリティなど、現代の課題に対応する啓発・情報の提供に注力していく必要があります。

施策の推進に向けては、これまで設置してきた様々な施設や設備などに関する課題の整理を進めるとともに、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに向けて、自治会をはじめ地域で力を合わせて取り組む活動を促進しながら、市民と行政とが連携して取り組みを進めていくことが求められています。

(2) 基本方針

インターネットと人権、ヘイトスピーチ、性的マイノリティなど、近年大きな問題となっている様々な人権問題について正しい理解を深め、一人ひとりが自らの問題として人権に配慮した行動や考え方ができるよう、家庭、学校・園、地域社会、職場のあらゆる場、あらゆる機会を通じて効果的な人権学習・啓発に取り組みます。

また、市組織だけでなく、国・県等の関係機関との連携を図ることで、人権に関する相談・支援ネットワークの維持・充実に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○連続した人権学習機会の提供、地域での人権学習の確実な実施に努め、より活発な活動のための支援を積極的に行います。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
人権学習事業	一人ひとりが人権に配慮した行動・考え方ができるよう、人権に関する知識・理解を深めるための講演会や学習会を開催する	人権施策推進課
人権啓発事業	人権に関する相互理解を深めるための、教材の作成・配布、作品展の実施、情報提供などの様々な啓発活動を展開する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	自治会での人権学習会の評価	pt	27	4.5	5	5	5	人権施策推進課
2	地域人権学習会の参加人数	人	27	9961	12000	12000	12000	

1.2 男女共同参画社会づくりを進めます

① 総合的な男女共同施策の推進

市民協働部 人権施策推進課

(1) 現状と課題

女性の活躍に対して関心が高まる状況の中で、男女共同参画への意識は改善が見られるものの依然として女性の社会参画は低い水準に留まっており、女性・男性、それぞれが持つ個性や能力が発揮できるよう、課題の発見や認識・意識改革を継続して促していく必要があります。女性の社会的・地域的活躍のためには、男性の理解・意識改革も不可欠であるため、情報の提供・啓発についても継続して行っていく必要があります。

また、女性の一層の参画を促すため、地域での活躍や小グループでの活動など、社会的・地域的な関わりの手本となる姿を示していくことが求められています。

(2) 基本方針

家庭、地域、職場、学校といったあらゆる場面、あらゆる機会において、男性も女性も多様な活動を自らの希望に沿った形で展開することができ、それぞれが持つ個性や能力を発揮することで夢や希望を実現できる社会の実現に向け、男女共同参画意識の醸成と環境づくりに取り組みます。

あらゆる分野において、男女ともに参画することが、結果として社会全体の利益につながることを認識したうえで、さまざまな分野への男女共同参画を推進するとともに、女性の社会的・地域的な活躍を促進していくことで、性別に関係なく自らの意思で選択し、行動できる社会の実現を目指します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 男女共同参画の意識向上に向けた取り組みに努めます。特に、女性の活躍推進に向けた情報収集と効果的な施策の立案、確実な施策展開を行います。
- 政策・方針決定の場における男女共同参画を促進するため、審議会や委員会などへの女性構成員比率の向上に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
男女共同参画啓発・推進事業	男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍ができるよう、男女共同参画に関する知識・理解を深めるための講演会や学習会を開催する	人権施策推進課
女性活躍支援（ポジティブアクション）事業	女性の一層の活躍を促進するため、女性人材バンク『かがやき隊』や、地域で活躍する様々な女性グループの活動支援、悩み相談や、交流・研修会等を実施する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合 （市民満足度調査）	%	24	0.58	70% (H29)	75	75	人権施策推進課
2	市の附属機関の委員総数のうち、女性委員の占める割合	%	27	0.304	40% (H29)	40	40	

1.3 多文化共生と国際交流を進めます

① 多文化共生の地域づくりの促進

教育委員会事務局 教育指導課

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

市内在住の外国人市民は平成20年のリーマンショック以降減少していましたが、近年では3,000人前後で推移しています。定住する外国人市民が多い中、一時的な滞在者としてではなく、地域で共に暮らす生活者として捉えるとともに、外国人市民がそれぞれの多様性を生かし、地域で活躍できる環境づくりが求められています。

多様な価値観やライフスタイルをお互いが受容し、認め合いながら、ひとつのコミュニティを築いていく必要があります。また、日本語はもちろん、日本文化に対する知識を持たないままに、学期途中から転入してくる外国人家庭も多いことから、学齢児童生徒だけでなく、家族ごとサポートすることが求められます。

(2) 基本方針

国籍や民族にかかわらず、すべての市民がそれぞれの歴史や文化の違いを尊重して認め合い、つながりあえるように、多文化共生の意識啓発や巡回指導員による外国人児童生徒へのサポートなど、外国人市民への総合的な支援を行います。また、外国人市民がその多様性を生かし、地域の担い手として活躍できるまちづくりを進めます。

多文化共生の土台となる国際理解教育および英語教育を行い、将来国際人として活躍できる国際感覚をもった、コミュニケーション能力豊かな児童生徒の育成を進めるとともに、外国人児童生徒およびその保護者に対して地域全体による支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○外国人市民の防災意識を高め、自助による防災体制の整備を図るとともに、地域とのコミュニケーションを密にして、地域で助け合う共助の仕組みづくりに努めます。また、その言語能力やネットワークを生かして、外国人向けの防災啓発活動や災害時に支援者として活躍できる外国人リーダーの発掘・育成に努めます。

○外国人児童生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、学習指導、生活指導、教育相談等の充実を図ります。また、小学校から中学校までの9年間を通して、特色ある英語教育を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
外国人子どもサポート事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒を対象とする巡回指導員の計画的な派遣、一人ひとりの日本語能力や学校適応状況に合わせた特別の教育課程による指導の実施	教育指導課
英語教育推進事業	小中学校を通じた特色ある英語教育、市独自の小中一貫英語カリキュラムの策定や、成果を検証する仕組みづくりなど、効果の高い英語教育の推進	
地域国際化推進事業	外国語対応相談員による外国人相談窓口の設置と国際交流員の配置、外国人市民への情報提供の強化や外国人防災体制の整備、外国人児童生徒の学習支援等	市民活躍課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	巡回指導員による巡回相談 (のべ時間)	時間	27	377	400	400	400	教育指導課
2	日本英語検定 3 級以上を有すると考えられる長浜市中学 3 年生の割合	%	27	38	40	41	42	
3	外国人向け防災訓練の実施回数	回	27	0	1	2	3	市民活躍課

② 国際交流活動の推進

教育委員会事務局 教育指導課

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

本市は、昭和 34 年にドイツ連邦共和国のアウグスブルク市と、平成 4 年にはイタリア共和国のヴェローナ市と姉妹都市を提携し、青年使節団の相互派遣などをはじめ、観光や環境、文化、スポーツの分野で積極的に交流を進めています。

市内には、約 3,000 人の外国人市民がおられ、また来訪外国人観光客も増えて、市民と外国人の触れ合う機会が多くなっていることから、国際化に対応できる人材を育成し、外国人が訪れやすい環境を整備することが必要です。

国際化の進展があらゆる分野で地域社会に大きな影響を与える中で、国際意識の高揚や受入体制の整備、長浜曳山祭の世界ユネスコ無形文化遺産登録と呼応した海外への情報発信など、地域レベルでの国際化に向け、多様な連携による取組みが求められています。

(2) 基本方針

海外姉妹都市との相互理解を深めるとともに、友好親善の推進とまちの活性化を図るため、姉妹都市との人的・文化的な交流を推進します。また、国籍や民族にかかわらず、すべての市民がそれぞれの歴史や文化の違いを尊重し認め合い、つながりあえるよう国際理解を深める教育の充実を図るとともに、地域の協力による様々な交流や体験を通じて、国際社会に生きるための幅広い視野と豊かな人間性を育む機会の創出に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○海外姉妹都市との親善交流や使節団の相互派遣を推進するほか、外国人住民にとっても暮らしやすい多文化共生を促進するなど、国際化に対応した交流社会の構築を目指します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
姉妹都市との交流事業	アウグスブルク市との青年使節団相互派遣やヴェローナ市との文化交流の実施	市民活躍課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
2	姉妹都市青年使節団派遣者のうち国際交流等貢献者(※)の割合(累積)	%	27	32%	33%	34%	35%	市民活躍課

2. 一人ひとりが主役のまちづくり

2.1 住民が主役となるまちづくりを進めます

① 市民組織・団体の活動支援

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

地域的・社会的課題に行政だけで対応していくことが困難な時代の中、本市では市内の全 24 地区において地域づくり協議会が発足し、地域の実情に応じた取り組みが進められています。今後、地域の暮らしを支援する運営体として、地域課題の解決に向けた取組を強化していくためには、幅広い住民の参画や地域リーダーの育成、さらに自立した活動を維持継続するための財源確保が必要です。

また、NPO 法人をはじめとする市民活動については、市民が自分のまちのためにやってみたいことを実現するために、ひとづくり、つながりづくり、資金調達など、総合的に応援する機能を充実することが求められています。

(2) 基本方針

地域づくり協議会の組織体制を強化するため、必要となる財源確保と人材育成を支援します。また、地域活力プランナー（集落支援員）の設置を進め、地域住民による課題解決に向けた取組を推進します。これと並行して、地域住民自らが想い描く理想のまちづくりが行えるよう、地域内分権を進め、住民主体のまちづくりを後押しできる仕組みづくりに取り組みます。

新たに整備する産業文化交流拠点に設置する市民活動センターでは、各種相談機能、人材育成やネットワークづくり機能、さらに、活動や交流の場を提供するなど、地域づくり活動及び市民活動を総合的に支援します。

(3) 重点的に取り組む視点

- これまでの各種補助制度等の見直しを図り、地域づくり協議会に対する一括交付金化と使途裁量権の付与を行います。
- 地域内での話し合いと施策推進の中心的役割を担う地域活力プランナーの設置を促進します。
- 地域づくり及び市民活動がしやすい市民活動センターの整備・運営、またセンター運営母体の育成強化に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地域づくり協議会活動支援事業	一括交付金化と使途裁量権の付与、地域活力プランナー（集落支援員）の配置、地域づくり協議会連絡会の設立支援	市民活躍課
市民活動センター運営事業	市民活動支援コーディネーターの設置、人材育成、各種相談、ネットワーク支援、資金調達支援、市民活動センターの整備、運営母体の育成	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	地域活力プランナーを配置した地域づくり協議会数	件	27	0	20	24	24	市民活躍課
2	市民活動センターに登録した市民活動団体件数（累計）	件	27	122	150	175	200	
3	市民活動団体等から市民活動センターへの相談等件数	件	27	0	250	300	350	

② 自治会組織の維持

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

都会化や核家族化、価値観や生活様式の多様化などにより、地域社会が本来備えていた連帯意識やつながりが希薄になりつつあります。

そこで本市では、自治会組織を維持し活動の活発化を図るため、自治会が行う活動を支援し、自治会館の改修・整備についても補助・助成を行っていますが、人口の減少や高齢化、さらに自治会への加入率の低下や役員のなり手不足などから自治会組織が弱体化しており、行政と自治会の役割分担や自治会支援のあり方を検討することが必要となっています。

また、地域コミュニティの拠点となる自治会館の老朽化もみられ、計画的に大規模改修等を進める必要があります。

(2) 基本方針

住民の手による住みよい地域づくりに向けて自治会組織を維持・活性化するため、行政、自治会、及び地域づくり協議会の協働のあり方を検討しつつ、自治会に交付している補助制度の一部を見直すなど、自治会業務の負担軽減を図ります。

また、市民活動センターにおいて地域リーダーや市民活動団体の育成を行うことで、自治会の人材力を高め、市民活動団体との協働を促進できるよう、支援を行います。

さらに、老朽が進む自治会館の長寿命化を図るため、自治会が行う大規模改修等に対する支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○自治会に交付している補助制度の一部を見直し、地域づくり協議会に一括交付金化を行うことで、自治会業務の負担軽減を図ります。

○自治会館の長寿命化に向けた補助制度の充実を図ります。

○地域リーダー育成などの研修会実施や自治会加入を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
自治会補助金等の一括交付金化	地域に対する補助金等の一本化、交付金化の移行	市民活躍課
自治会館整備事業補助事業	建設、大規模改修、バリアフリー化、耐震化等	市民活躍課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	交付金化に移行した件数(累計)	件	28	1	18	24	24	市民活躍課

③ 市政参画の促進

総合政策部 市民広報課

(1) 現状と課題

本市では、市民との協働のまちづくりを推進するため、広報誌の発行や行政放送、SNS などの情報通信技術、インターネットの活用など、様々なメディアを活用して幅広い情報発信に努めていますが、その一方で、市民の生の声を聴く機会が軽視されることが懸念されます。

また、様々な手法をバランスよく用いることで、市政への参加意識の高揚につなげる工夫を凝らした効果的な情報の発信・収集・交流を行う必要があります。

(2) 基本方針

市の政策形成過程に市民の声を反映させるため、市民説明会やワークショップ等、市民との直接対話をはじめ、市民アンケートの実施、パブリックコメント制度の活用、審議会等への市民公募委員の登用など、様々な手法を用いることで市民の生の声が届く市政参画を促進します。

そのため、市ホームページの充実や、行政出前講座等の機会を通じて、行政情報の積極的な発信に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○政策の決定後あるいは決定直前に市民意見を聞くのではなく、検討過程においてあらゆる機会を通じて市民意見を聴取収集する場を設けます。

○以前から取り組んでいる「座ぶとん会議」を継続して実施します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
座ぶとん会議	市長が市民との懇談を通して生の声を聴き、市民の視点や生活からの提案等を市政に反映させていくとともに、市民の市政への理解を得ることを目的とする「座ぶとん会議」を実施する	市民広報課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	座ぶとん会議の開催数	回	27	13	15	15	15	市民広報課

2.2 安心して暮らせるコミュニティをつくります

① 地域見守り活動の推進

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

近年、全国的に豪雨や地震などの自然災害により多くの犠牲者が発生しており、特にひとり暮らしの高齢者やしょうがいのある人などの要配慮者は、避難に時間を要することから被災されるケースが多い状況にあります。本市では、「避難支援・見守り支え合い制度」により、身近な自治会組織が主体となって要配慮者に対して災害時のみならず日ごろからの見守り体制を築いているところですが、地域によっては理解や推進の体制が十分でないところもあることから、見守り活動の重要性を啓発するとともに、制度を活用した地域づくりを進めることが求められています。

(2) 基本方針

住みなれた地域で安全で安心して暮らすことができるまちの実現に向け、災害発生時に地域の住民が協力して、要配慮者の避難誘導や安否確認等の支援活動が円滑に行えるよう、「避難支援・見守り支え合い制度」に基づく避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の充実を図るとともに、「いつも」のつきあいが「もしも」に生きる意義について、一層の浸透を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 自治会や地域づくり協議会、市民活動団体、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみでの防災活動や防犯活動、交通安全活動を推進します。
- 自助・互助の考え方を基本としながら、地域ぐるみで防災体制を話し合い身近な自治会組織が主体となって、日ごろからの見守り体制を構築できるよう支援します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
避難支援・見守り支え合い制度	災害時の支援希望者を登録し、登録者の避難支援及び日常的な見守りに必要な事柄をまとめた「個別計画」を自治会で作成し、関係者が共有する	高齢福祉介護課
地域支え合いづくり促進事業	自治会等が行う、見守り体制構築会議、防災・福祉マップ作成、避難救助・図上訓練、非常食・保管物資に関する学習、要援護者支援マニュアル作成の指導、事業実施を支援する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	避難支援・見守り支え合い制度における登録自治会数の割合	%	28	80.7	85	90	95	高齢福祉介護課
2	見守り支え合い促進事業取り組み自治会(地区)数	団体	27	12	60	85	106	

政策2 教育・文化

～健やかで豊かな心が育つ～

学校教育や家庭・社会教育といった地域ぐるみの教育を受け、生涯学習や文化、スポーツの活動に取り組むことができるなど、地域に暮らす全ての人が活躍できる環境づくりを進めます。また、多様な価値観・ライフスタイルなど一人ひとりの個性を認め合い伸ばし合いながら、豊かな人間性を持ち、健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

1. 家庭・地域・学校が学び舎のまちづくり

1.1 家庭の教育環境の充実を図ります

① 家庭教育の促進

市民協働部 生涯学習課
教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であると言われており、親子の絆や家族とのふれあいを通じて、子どもの人間形成の基礎を培う最も重要な役割を担っています。しかし最近、少子化や核家族化をはじめとする家庭環境の変化や地域における人間関係の希薄化などを背景として、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減るなど、子育てを支える環境も大きく変化し、家庭教育力の低下が指摘されており、家庭教育の重要性を再認識し家庭が本来有している教育機能を向上させるため、親の意識向上が求められています。

また、就労している保護者の中には、子どもと一緒に過ごす時間を十分とれない家庭が増加していることから、親子でふれあう機会を提供するなどの取組が必要となっています。

(2) 基本方針

家庭、地域、学校などの関係機関が連携しながら、親同士が気軽に集い、相互学習や交流のできる場を確保するとともに、「あいさつ」「声かけ」などによる地域におけるコミュニケーションの向上を図り、家庭教育支援チーム「えがお」の活動を核として、家庭教育支援体制の強化を図ります。また、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や、家庭の役割の重要性を啓発するために必要な情報提供、親子のふれあいを重視した体験活動を実施するなど家庭教育の充実に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 家庭教育の重要性を再認識し家庭が本来有している教育機能を向上させるため、家庭教育支援講座の実施や講座実施団体を対象にした活動助成を行います。
- 親子が共に遊びながらふれあい、共感しあうきっかけづくりとなるように、保護者が子どもに寄り添い、思いを共有することのできる参加型で学びあえる活動の内容を検討します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
家庭の教育力向上事業	小中学校、幼稚園、保育所及び認定こども園における、子どもの発達段階に応じたきめ細かな情報や学習機会の提供、就学前健康診断時・入学説明会時に保護者への家庭教育についての講習等	生涯学習課
児童健全育成事業	さくらんぼ保育園、とらひめ認定こども園、きのもと認定こども園において、地域における子育て支援体制の充実、子育て講演会や親子活動の実施	幼児課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			指標項目
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	家庭教育に関する子育て学習講座の依頼数	回	27	29	35	40	45	生涯学習課
2	各園における講演会の実施	回	28	1	1	1	1	幼児課
3	講演会参加者の増員	%	28	30	50	60	60	

② 家庭教育支援体制の充実

市民協働部 生涯学習課

(1) 現状と課題

本市では、地域の子育て経験者や民生委員・児童委員など身近な人たちによる家庭教育支援チーム「えがお」を中心に、育児中の母親やその家庭での教育を支援するため、市内各地の公民館で講習、イベント「絵本シリーズ」を実施しています。このほか、会報発行により読み聞かせに良い絵本の紹介や家庭教育に関する情報のほか、子育て支援活動の紹介など多岐にわたる情報の発信を行っています。

「えがお」のチーム員は、他の子育て活動にも従事しており減少傾向にあることから、他の活動との差別化を図り、より実りある活動をすることで支援チーム員を定着させていく必要があります。また、子育てサポーター養成講座との連携をより密にしてサポーター修了生がよりチームに参加しやすい環境づくりが必要となっています。

(2) 基本方針

家庭教育支援チーム「えがお」を中心に、地域の実情に応じた学習機会を提供するとともに、支援グループを組織し、家庭教育に関する情報発信や相談体制の整備、家庭教育充実のための環境づくりを推進します。

また、支援グループの組織化と既存組織の強化を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する学習機会を広く設けて、社会全体で支援する仕組みづくりに取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
家庭教育支援事業	家庭教育支援チーム「えがお」の主な活動である、育児から離れ親子が家庭で絵本に親しむ取り組み「絵本シリーズ」の実施、会報誌「えがお」の発行	生涯学習課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目	単位	現状値(直近)		目標値			指標項目
		年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1 家庭教育支援チーム「えがお」のチーム員数	人	27	15	20	25	30	生涯学習課

1.2 地域と連携した教育環境づくりを進めます

① 地域とともに進めるよりよい学校づくりの推進

教育委員会事務局 教育指導課

(1) 現状と課題

本市では、全ての小中学校において学校運営協議会を設置しており、学校運営や児童生徒の状況、地域の実態などの情報や課題について学校と地域とが共有し、学校運営方針、学校ビジョンの達成に向け、共に考えていく仕組みを定着させることができました。

今後においても、学校の適正規模などの動向も見ながら、小中連携や、近隣の学校とのつながりを視野に入れた取り組みに加え、地域における社会教育との関わりを強めていくことが必要となっています。また、学校運営協議会や学校支援組織のさらなる活性化のためには、新たな人材の確保が必要です。

(2) 基本方針

各校が学校運営協議会と連携を図りながら、保護者や地域の人の参画のもと、その意見が反映される学校運営を進めます。また、学校・家庭・地域社会が一体となって、よりよい教育の実現に向けて取り組み、地域の特色と創意工夫を生かした学校づくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 学校運営協議会の活動の充実を図るため、各校の取り組み等の情報交換や交流を推進するとともに、研修の機会を設けます。
- 各協議会の特色ある取り組みや成果をまとめた冊子を各協議会に配布します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
活力あふれる学校づくり推進事業	学校運営協議会代表者会の開催、各校園活動報告集の配布	教育指導課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	地域を取り込んだ学習活動の回数 (年間1校あたりの平均回数)	回	27	50	55	58	60	教育指導課

1.3 学校の教育環境の充実を図ります

① 確かな学力の向上

教育委員会事務局 教育指導課
市民協働部 生涯学習課（図書館）

(1) 現状と課題

少子高齢化や国際化、情報化の著しい進行など、子どもたちを取り巻く環境が急速に変化する中であって、これらに順応し、夢や希望を持ち、力強く生き抜く創造性豊かな人材の育成が求められており、自ら課題を見つけ主体的に課題解決していこうとする意欲や、自他共にお互いの個性や考えを尊重し、協働して課題解決する力を養う必要があります。

子どもたちが自立し、これからの社会を力強く生き抜くためには、学校が中心となり家庭・保護者との連携を図りながら、知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」を育む教育が必要です。

(2) 基本方針

興味・関心・意欲をもち、主体的に学ぶ子どもを育成するため、基礎・基本の定着とともに、知識を広め、理解力・思考力・判断力・表現力などを高め、「確かな学力」の習得を図ります。また、子どもの国際性を育むため、小学校から中学校までの9年間を通して特色ある英語教育を実施するとともに、創造性豊かな人材の育成を図るため理系教育の推進に取り組みます。

すべての子どもたちが、発達段階に応じ、家庭・地域・学校等のあらゆる機会と場所において、読書に親しみ、本が身近にある環境を整えることで、これからの長浜市を担う子どもたちの成長を支援します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 保幼小中の連携のあり方を研究し、接続カリキュラムを共有するとともに、各学校のねらいや課題に応じて特色ある教育活動を行いながら、基礎・基本の定着とともに、知識を広め、理解力・思考力・判断力・表現力などを高め、「確かな学力」の習得を図ります。
- 小学校において新カリキュラムの定着を図るとともに小中一貫カリキュラムの改訂を行い、小学校から中学校までの9年間を通して特色ある英語教育を実施します。
- 高い専門性を有する長浜バイオ大学の人的・知的資源や施設等を活用し、児童生徒の理系教育への興味・関心を高めることで、理系教育の充実を図ります。
- 家庭・地域・学校それぞれが相互に連携・協力し、子どもの読書活動を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
保幼小中連携教育推進事業	モデル校での保幼小連携・小中連携のあり方の研究、幼児期から小学校への学びの連続性を見通した「幼小接続期小1カリキュラム」の作成と今後の学校教育への活用	教育指導課
心輝く学校づくり推進事業	「学びの活性化」「つながりづくり」「感動づくり」を視点に、各学校のねらいや課題に応じた特色ある教育活動による学校づくりの推進	
英語教育推進事業	国際コミュニケーション能力と国際性育成のための、小学校から中学校までの9年間を通じた特色ある英語教育推進、小学校学級担任の指導力向上、さらに高等学校との円滑な接続の推進	
理系人材育成支援事業	長浜バイオ大学と協力して設置する「長浜学びの実験室」において、市内の小・中学生を対象とした実験講座を実施	
外国人子どもサポート事業	国人児童生徒の基本的な日本語のコミュニケーション能力と基礎的・基本的な学力獲得のための、巡回指導員の計画的な派遣、支援	
つながろう！子どもと本～けやきっ子プロジェクト～	学級巡回文庫「おはなしのたからばこ」を市内小中学校全クラスへ配本し月1回更新、小中学校でのブックトークやおはなし会の実施、授業で使用する図書等の貸し出し	生涯学習課 (図書館)

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	就学前教育の充実に関する満足度 (市民満足度調査)	点	24	3.14	3.3	3.4	3.5	教育指導課
2	公教育の充実に関する満足度 (市民満足度調査)	点	24	3	3.5	3.6	3.7	
3	長浜市中学校(3年生)における英語検定3級受験者の割合	%	24	29	40	45	50	
4	巡回指導員による巡回相談(のべ時間)	時間	27	377	400	400	400	
5	学びの実験室年間開講数	講座	28	10	35	35	35	

② 教職員の資質の向上

教育委員会事務局 教育指導課／教育センター

(1) 現状と課題

県の指定研修との兼ね合いを考慮しながら、教職員が所属校園で充実した研修を行うとともに、教職員の世代交代が続くことから、「2、3年次教諭等研修」や「授業力向上支援プロジェクト」等、若手教員の指導力向上に係る事業の継続実施が必要です。また、教員マイスター制度については、OJT機能を市内全域に広げた利点を生かし、マイスター教員の選定や研修の持ち方等を見直ししながら、研修制度としての充実を図る必要があります。

(2) 基本方針

情報教育や国際教育、環境教育、ボランティア・福祉教育、人権教育、食育、健康教育など、社会のニーズや今日的な課題を踏まえた研修を企画・実施するとともに、教職経験に応じた指導力や課題解決力を向上させる実践的な研修を推進し、教員の資質・能力向上をはじめ、「教師力」を向上させる魅力ある研修を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○若手及び中堅教員を対象として、学校の要望に応じて指導員を派遣するほか、学校・園から推薦を受け、教育委員会が認定したマイスター教員が、市内校園からの依頼に応じて、授業・保育等の公開や懇談を行い、授業力、生徒指導力、学級経営力など総合的な指導力の向上を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
活力あふれる学校づくり推進事業	市内各校園の若手・中堅教職員の教師力向上のため、小中学校・園からの要望に応じた指導員の派遣、法定研修対象者および2、3年次教諭を対象とするマイスター教員の授業等参観と懇談	教育指導課／教育センター

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	31年度	35年度	38年度	
1	市教職員一人あたりの研修受講回数(年間)	回	24	3.18	5	5	5	教育指導課／教育センター

③ 安全・安心な学校づくり

教育委員会事務局 教育総務課

(1) 現状と課題

学校施設の耐震化事業は全て完了したものの、多くの学校施設で経年による老朽化が進行しているため、今後は学校の適正な配置を踏まえたうえで、施設の長寿命化を目指して細やかな点検整備と、適宜改修を行う必要があります。また、生活スタイルの変化に対応したトイレの洋式化や多目的トイレの設置、しょうがいを持った児童生徒への対応として、バリアフリー化を進める必要があります。

さらに、少子化・人口減少社会により学校の小規模化が急速に進んでおり、地域の実情に応じた魅力・活力ある学校教育を推進するため、市内全域において学校の適正配置についての検討が必要です。

(2) 基本方針

地域の将来を担う子ども達教育環境を整え、安全で安心な学校生活が送れるよう、学校施設や設備の環境整備に努めます。整備にあたっては、今後における学校の適正配置を踏まえたうえで、施設の長寿命化となる改修を検討するとともに、生活スタイルの変化に対応したトイレの洋式化やエレベータの設置等のバリアフリー化を進めるなど、誰もが安心して存分に学ぶことができる環境を整えます。また、安全・安心で質の高い学校給食を提供するため、市北部に新たな学校給食センターを整備します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 子どもたちのより一層の安全・安心を確保するため、計画的に学校施設の長寿命化に取り組みます。
- 生活スタイルの変化に対応したトイレの洋式化やエレベータの設置等、施設のバリアフリー化を進めます。
- 保護者や地域住民との意見交換を十分に行いながら、子どもたちの教育環境の充実に向けて学校の適正配置と小中一貫教育の実施に向けた検討を進めます。
- 安全・安心で質の高い学校給食を提供するため、市北部の学校給食センターを改築します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
小中学校トイレ洋式化整備事業	市内全ての小学校、中学校において、平成30年度末までにトイレの洋式化、多目的トイレの設置	教育総務課
小中学校バリアフリー化整備事業	小学校、中学校校舎のバリアフリー化のため、エレベータを順次、設置	
小中学校施設の長寿命化事業	就学前施設と同様に、施設の点検・整備を行い、長寿命化を推進	
(仮称) 北部学校給食センター整備事業	市北部地域における老朽化した学校給食センターと3つの自式調理場を一つに統合し、北部地域の拠点となる新たな学校給食センターを整備	すこやか教育推進課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	小中学校トイレ洋式化整備率	%	27	49.1	90	90	90	教育総務課
2	小中学校バリアフリー化整備率	%	27	47.1	58.5	73.4	86.7	

④ 規律ある学校づくりの推進

教育委員会事務局 教育指導課

(1) 現状と課題

晩婚化の進行や家庭と仕事の両立の難しさなど、子育てをめぐる環境は複雑化しており、学校における道德教育の重要性が増してきています。

基本的な生活習慣や、社会生活を送る上で備えるべき規範意識、生命の尊重、他人への思いやりなど「豊かな心」を培うとともに、法やルールを遵守し、未来への夢や目標を抱き、人と協調しながら自律的に社会生活を送ることができる子どもを育成することが必要となっています。

(2) 基本方針

道德教育の充実を図り、学校の教育活動全体を通して他人を思いやる温かい心を育むとともに、わがまち・長浜を愛する子どもの育成を図ります。さらに道德教育全体計画及び年間指導計画を全小中学校で作成するとともに、学校運営協議会ははじめ地域と連携する中で、学んだことを生かして行動できる道德的実践力を高めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 子どもが健やかに育つことができるよう、人権感覚や規範意識を高め、道德心を養うとともに、体育や食育を通して、心と体づくりを推進します。
- 道德教育の全体計画及び年間指導計画を全小中学校で作成し、道德の授業研究を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
活力あふれる学校づくり推進事業	全小中学校において、道德教育全体計画及び年間指導計画の作成と学校独自の道德教材の活用の向上、道德の授業研究を推進	教育指導課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	31年度	35年度	38年度	
1	小中学校における学校独自の道德教材の活用率	%	27	95	100	100	100	教育指導課

⑤ 大学等との連携を推進します

総合政策部 総合政策課

(1) 現状と課題

少子高齢化の急速な進展など社会の大きな変化を迎え、地域コミュニティや地域の絆の希薄化が懸念される中で、地域の課題解決や活性化を図っていくためには、大学を地域の貴重な資源の一つとして捉え、相互の連携・協力を推進していく必要があります。これまでも本市では、大学が有する知的資源を活用し、教育・文化・スポーツの振興を図るとともに、産学官連携による共同研究などさまざまな分野での連携を強め、課題の解決を図るとともに地域の魅力を高めてきましたが、これまで以上に多様な取組を連携して行うことが求められています。

また市内には、長浜バイオ大学と滋賀文教短期大学の2校が立地し、交通アクセスの利便性が高いことから両校ともに市外からの通学者が多いのですが、学生達が市街地で活発に活動する機会が少ないことから、学生による地域でのイベント企画運営など、地域の活性化に資する多様な活動への参画やボランティア・NPOなどの市民活動団体との連携を促進する必要があります。

(2) 基本方針

大学等の高等教育機関に蓄積された知識・技術・人材を地域の貴重な財産と捉え、市民の生涯学習機会の創出や市内企業の産業振興、地域の活性化と魅力あるまちづくりに活かされるよう、大学との連携・協力をさらに進めます。

また、学生による地域との交流や多様な活動への参画などを促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 課題解決型の大学連携からさらに踏み出し、課題提起型の大学連携の新しい形を検討します。
- 若い学生が持つ柔軟な発想をまちづくりに生かす仕組みづくりに取り組みます。
- 市内の大学等を卒業する学生の市内での就職・定住を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
大学連携推進事業	包括協定、事業協定、大学間ネットワーク活用による政策の推進	総合政策課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	31年度	35年度	38年度	
1	各分野における大学との連携事業の総数	%	27	20	25	28	30	総合政策課

1.4 相談体制の充実を図ります

① 相談体制の充実

教育委員会事務局 教育指導課

教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

高度情報化、少子高齢化、人口減少、核家族の進行など現代社会の大きな変容の中で、学校教育においても児童生徒の抱える課題が多様化し、心に不安を抱えた子どもたちや保護者の悩みも多様化、深刻化する傾向がみられます。このため、早期からの教育相談の実施や多様な人材の参画による教育支援の充実が必要となっています。

各幼稚園及び認定こども園においては、専属の子育て相談専門員を配置し、日々の子育てに関する相談に応じられる体制を整備しています。しかしながら、アンケート結果を見ると、子育て相談の機会を求める要求は大きいものの、実際の相談件数には反映されず、相談活動への理解や利用に対する地域的な差があります。また、子育て相談活動の充実に欠かせない子育てサポーターの確保が必要です。

(2) 基本方針

児童生徒の発達段階や発達課題及び家庭環境等に応じた、きめ細やかな教育相談活動及び多様な専門家の支援による相談体制づくりに取り組みます。また、スクールカウンセラー等専門家や関係機関との連携を図り、多様化する悩みに対応し、児童生徒の自尊感情を高め、学校・社会適応が進められるよう取り組みます。

また、子育てに関して不安や悩みをもつ保護者に対し、子育てに関する相談に応ずることにより、保護者の子育てへの自信や喜びにつながるように支援するとともに、そのもとに育つ子どもの健やかな成長や健全な発達を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○子ども達が抱える課題の低年齢化等に早期に対応するため、各校園が連携する中で、教育相談体制の充実を図ります。

○保護者の子育て不安の要因を探り、ニーズに応じて対応できる体制を構築するほか、未就園児の保護者に対する子育て支援と、子育て不安を解消するための支援活動を実施します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
特別支援教育推進事業	児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援・指導ができる教職員の指導力向上、専門医の意見を踏まえた児童生徒の成長の支援	教育指導課
生徒指導実践活動推進事業	不登校や学校不適応の改善を目指したスクールソーシャルワーカー配置校の増加	
青少年相談指導事業	青少年が抱える家庭・学校・社会での不安や悩み、および青少年の問題行動等で困っている保護者についての相談活動を実施	
青少年立ち直り支援事業	悩みや問題を抱える青少年が自分自身を見つめ直し、健やかに成長していくため、一人ひとりのニーズに応じた5つの支援プログラムを組み合わせた個別に支援を実施	
教育センター運営事業	不登校や発達障害などで学校生活に不適応をおこしている児童生徒、保護者、教職員への指導・支援・相談、児童生徒の学校・社会復帰に向けた適応指導教室の実施	
子育て相談事業	幼稚園・認定こども園への子育て専門相談員配置による、子育て不安をもつ保護者への相談活動、困難ケースでの教育相談スクールカウンセラー活用など、各園におけるカウンセリング機能の充実を図る	幼児課
就学前教育推進事業	園における子育て支援体制の充実を図るため、子育てサポーターの養成、園とサポーターが協力した親子と園の子どもとの交流の場や子育て相談の実施、親育てや子育て支援に関する講演会等	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	学校における巡回相談校(年間)	校	27	20	25	28	30	教育指導課
2	スクールソーシャルワーカー配置校数	校	27	2	3	4	8	
3	青少年センターで受理した少年相談の延べ件数	件	27	637	650	700	750	
4	青少年立ち直り支援システム「あすくる長浜」における支援回数	回	27	586	600	650	700	
5	中学校における不登校在籍率	%	27	2.1	2.0	2.0	2.0	
6	専門相談員の増員 (H28年度:全公立園20園)	人	28	10	12	17	17	幼児課
7	新規相談件数の増加(年度別)	回	27	125	150	150	150	

② 質の高い就学前教育の推進

教育委員会事務局 教育指導課

教育委員会事務局 幼児課

教育委員会事務局 教育総務課

(1) 現状と課題

小学校に入学したばかりの子どもの中には、学校生活において不安定になったり上手になじめなかったりする「小1プロブレム」が問題となっています。このことから、幼児期と児童期の教育をスムーズにつなぎ、一貫した流れの中で一人ひとりの子どもに「生きる力」を育む必要があります。

就学前教育においては、就学までに育てたい姿を示した「長浜市就学前教育カリキュラム」に則った質の高い保育を実践し、各園において地域の実態や特徴を生かした特色ある保育を実践することが求められています。

また、全ての施設において耐震化は完了したことから、今後は細やかな点検と整備を行い、長寿命化を目指す必要があります。

(2) 基本方針

就学前における教育は、生涯にわたる人格の基礎を培う上で大変重要です。このことから、生きる力の基礎となる「まなびの力」「かかわりの力」「からだの力」の育成に努めます。特に長浜市就学前教育カリキュラムに則った保育実践を進め、発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育を推進します。

また、子どもたちのより一層の安全・安心を確保するため、計画的に施設の長寿命化に取り組めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域性を生かし体験を通して学ぶ教育・保育の充実、学習意欲や活動意欲の基礎となる運動遊びの充実、学びに向かう姿勢や態度の育成に努めます。

○モデル校を指定して保幼小の連携および小中の連携のあり方を研究し、幼児期の学びの芽生えから小学校の自発的な学びへの連続性を見通した「幼小接続期小1カリキュラム」を作成することで、今後の学校教育に活用します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
保幼小中連携教育推進事業	モデル校（虎姫学区、余呉学区、西浅井学区）での保幼小連携・小中連携のあり方の研究、幼児期から小学校への学びの連続性を見通した「幼小接続期小1カリキュラム」の作成と活用	教育指導課
就学前教育推進事業	全職員への長浜市就学前教育カリキュラム配付等と全園への指導訪問によるカリキュラムに基づく保育の推進、運動遊び短時間継続プログラムの再編	幼児課
就学前施設の長寿命化事業	小中学校施設と同様施設の長寿命化を目指した点検・整備等を実施	教育総務課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	就学前教育の充実に関する満足度 （市民満足度調査）	点	27	3.42	3.45	3.47	3.50	教育指導課 幼児課
2	研究発表会の実施	回	28	1	1	1	1	幼児課

2. 豊かに学び感性を磨くまちづくり

2.1 生涯学習の推進を図ります

① 生涯学習の推進

市民協働部 生涯学習課

(1) 現状と課題

本市では、生涯学習を「市民が、家庭や学校、地域社会において、生涯を通じて自発的な意志に基づいて学び、その成果を生活や仕事等に活かすとともに、社会的課題の解決に向けて活動を行うもの」と定義しています。

少子高齢化や情報化等の進展に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習、新たな知識や技術の習得など、様々な学習活動の機会を求める市民のニーズが高まっており、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代が切れ目なく、体系的に学ぶことができる生涯学習機会の充実が求められています。そのため、本市では、地域資源を活かし、様々な体験活動を通じ子ども達の「生きる力」を育む「子ども長浜学」や、地域の環境や歴史について学習することで、今後の地域の活性化に貢献できる市民の育成をめざす「長浜学」、環境をテーマとし地域の高等機関と連携した学習活動を展開する「淡海生涯学習カレッジ」を実施しています。

今後は、市民が自ら学んだ成果を地域の活動に活かすことができる仕組みづくりや、地域における生涯学習を支える担い手を育成する必要があります。さらに、各地域の生涯学習の拠点となるまちづくりセンターのより有効な活用が求められています。

(2) 基本方針

市民が「いつでも」「どこでも」「誰でも」学ぶことができ、学びを通じて得た成果が、まちづくり・人づくりにつながる生涯学習を推進します。そのため、生涯学習の普及・啓発に努めるとともに、あらゆる世代が体系的に学ぶことができるよう学習メニューの充実を図り、一人ひとりの自主的、主体的な学習活動を支援します。また、地域資源の活用や、地域の人材や各種団体と連携した体験活動・学習プログラムを実施し、地域の生涯学習を支える人材の養成に努めるとともに、地域の特性を生かした生涯学習の活動拠点となる施設の充実を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 子どもからお年寄りまで、あらゆる世代の誰もが切れ目なく体系的に学ぶことができるよう、生涯学習体制の構築と、地域の特性を生かし、市民ニーズに応じた生涯学習機会の提供を行います。
- 生涯学習の拠点施設となる、まちづくりセンター（コミュニティ施設（公民館））の整備を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
生涯学習社会づくり推進事業	「生涯学習社会づくり基本方針」の策定、及び毎年度の個別事業の検証	生涯学習課
地域課題に応じた生涯学習事業	地域づくり協議会による指定管理者制度を活用したまちづくりセンターの運営により、各地域の課題に応じた、生涯学習事業を展開する	
生涯学習拠点整備事業	地域の生涯学習活動の拠点となるまちづくりセンターについて、改築等の整備を進める	
長浜学	地域の環境や歴史について学ぶことで、今後の地域の活性化に貢献できる市民の育成をめざし、各種講座やフィールドワーク等の学習プログラムを実施する	
子ども長浜学	市内の小学生を対象に、地域資源や人材を生かし、自然体験や社会体験を通じ、子ども達の「生きる力」の育成や郷土愛の醸成をはかる	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	指定管理化へ移行したまちづくりセンターの数	館	27	7	9	12	13	生涯学習課
2	長浜学の参加者のべ数	人	27	188	200	220	250	
3	子ども長浜学の参加者のべ数	人	27	149	160	180	200	

② 図書館サービスの向上

市民協働部 生涯学習課（図書館）

(1) 現状と課題

本市では、市民の役に立ち、誰もが利用でき信頼を寄せる図書館をめざし、サービスの充実に取り組んでいます。また、一人でも多くの方に図書館を利用してもらえるよう様々な取り組みを推進していますが、目標人数の達成には至っておらず、未利用者の利用を促す取り組みや、既登録者の継続的な利用につながる資料収集や提供をより充実させる必要があります。

また、様々な事情により来館が困難な人やしょうがいのある人、子育て世代、高齢者、外国語を母語とする人に対する合理的配慮ができるよう、これまで以上にハード・ソフト面の充実に取り組むことが求められています。

(2) 基本方針

市民が自ら学ぶ生涯学習拠点として、資料と情報の充実を図り、レファレンス機能を強化することにより、市民に愛され市民とともに成長する「地域と人がつながる知の拠点」をめざします。

また、しょうがいがある人を含め誰もが図書館を利用することができるようサービスを向上させるとともに、図書館に集まる人が交流し、ふれあいや心のつながりを大切にできる場所とします。また、赤ちゃんと保護者を対象としたおはなし会を開催するなど、親子で過ごす場の提供を通して、子育てを応援し、子どもの読書環境の充実を図ります。

さらに、市内の複数の図書館を統括し、一体的なサービスを提供するための要となる中央図書館の整備とあわせ、図書館から遠い地域の市民も図書館サービスをより手軽に、十分に受けることができるよう、図書館相互のネットワーク化を進めることにより、市内全域で図書館サービスの質が向上するよう努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○市内にある図書館を統括し、一体的なサービスの提供及び情報の拠点となる中央図書館を整備します。

○中央図書館の整備と並行して、他の図書館の機能・役割を見直し、ネットワーク化を進めることにより市北部地域のサービス充実を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
図書館管理運営事業	中央図書館を要とする市内図書館の体制整備、市民の多様な資料要求に答えることができる図書館資料の充実とレファレンス機能の強化	生涯学習課 (図書館)
つなごう！子どもと本～けやきっ子プロジェクト～	赤ちゃんタイムやはぐはぐおはなし会の実施、オレンジリボンコーナーの設置等、親子で過ごす場や子育て情報の提供	
図書館しょうがい者サービス事業	郵送貸出や対面朗読、LLブックコーナーの設置等、図書館の利用に障害がある人への資料提供やサービスの向上	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	1年間に図書館を利用した市民の割合	%	26	15.3	25	25	25	生涯学習課 (図書館)
2	個人貸出冊数	冊	26	1000244	1300000	1300000	1300000	

2.2 文化芸術・スポーツの振興を図ります

① 文化・芸術の創造と振興

市民協働部 文化スポーツ課

(1) 現状と課題

少子高齢化、過疎化により、地域コミュニティの衰退と活力の低下、地域の文化・芸術の担い手不足が懸念されています。一方、平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピックや平成36年（2024年）の滋賀国体に向けた動きがはじまっており、長浜の文化の力や魅力を結集し、これを国内外に発信する好機でもあります。

今後は、次代の文化の担い手をつくるとともに、文化・芸術や祭礼行事、町並み、歴史等を地域の文化資源として位置づけ、産業や観光、福祉分野等のまちづくりに活用していく必要があります。

(2) 基本方針

市民の文化や芸術に対する関心や理解を深めるため、文化ホールや公民館など市民に身近な場所において、優れた文化や芸術に触れる機会の提供を継続的に努めるとともに、市展をはじめとした各種展覧会や後援会を通じて、市民が文化や芸術に直接参加・体験・発表できる機会を創出します。

また、文化・芸術及び地域固有の伝統文化を継承するとともに、長浜の新たな文化を創造し、文化・芸術のもつ力を最大限活用したまちづくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 次の時代の文化を担う子どもや若者の育成のため、子どもが文化芸術活動に参加しやすい環境づくりや地域や学校において子どもの創造性を高める取組の実践、さらに子どもや若者の体験や発表機会の充実を図ります。
- 文化・芸術を活かした魅力ある地域づくりを推進するため、人材育成や地域に根ざした拠点づくり、新たな文化芸術活動への支援など、新たな長浜の文化・芸術の創造と積極的な発信に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
文化芸術振興事業	幅広い年齢層の市民に文化芸術に親しんでもらうため、長浜文化芸術会館、浅井文化ホールにおいて質の高い音楽、舞台芸術、伝統芸能等の鑑賞や参加体験ができる機会を提供する	文化スポーツ課
次代の文化を担う子どもの育成事業	小学生、中学生等を対象とした学校や文化ホールでの文化芸術体験や専門指導を実施する	
若者による新たな文化芸術創造事業	魅力あるまちづくりを進めるため、文化芸術を担うユース層の育成や、東京オリンピック文化プログラム長浜版の企画や新たな市の文化的魅力の開発及び若者への発信を行う	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	文化ホール事業入場者数	人	26	4332	5000	5500	6000	文化スポーツ課
2	事業実施回数(アウトリーチ込)	回	26	10	30	35	40	
3	事業に参加した中高生の割合(総生徒数割)	%	28	2	15	20	25	

② スポーツ活動の推進

市民協働部 文化スポーツ課

(1) 現状と課題

市民の健康に対する意識の高揚を背景として、スポーツやレクリエーション活動に対する関心が高まり、活発な活動が行われています。スポーツやレクリエーション活動は、市民の健康の保持・増進や豊かな人間関係づくり、地域コミュニティの形成を進めるうえで重要な役割を果たしていることから、市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる豊かなスポーツ環境を整える必要があります。

また、本市出身者が全国や世界を舞台とする大会等で活躍することは、市民に夢と感動を与え、またスポーツを始める動機付けにもなることから、各競技団体と連携し、競技スポーツの推進、スポーツ選手の育成や活動支援を図るとともに、市民の競技スポーツへの関心を高める必要があります。

今後は、スポーツを「する」だけでなく、「観る」や、指導者としての「支える（育てる）」部分もスポーツ活動として捉えるとともに、散歩や体操、アウトドア活動なども含め、それぞれのライフステージ、ライフスタイルに応じて幅広くスポーツ・レクリエーション振興策を展開する必要があります。

(2) 基本方針

平成 32 年（2020 年）東京オリンピック・パラリンピック、平成 33 年（2021 年）関西ワールドマスタースゲームズ、平成 36 年（2024 年）滋賀国体等を文化スポーツ振興の絶好の機会としてとらえ、子どもからお年寄りまで、すべての市民が生涯にわたりスポーツや運動に親しみ、心も体も健康に過ごせる、活気に満ちたまちづくりを推進します。

また、市民ニーズを踏まえてスポーツ・レクリエーション施設の利便性や安全性に配慮した施設整備を図るとともに、各種大会や講習会を通じて、適切に指導できる指導者の養成と組織化を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 国体会場及び地域スポーツ拠点の整備や利便性向上に向けた取組を推進します。
- 次世代を担う子どもや若者の育成、スポーツを核とした新たな長浜の魅力開発・発信を進めます。
- 恵まれた地域資源を活かし、アウトドアフィールドとしての魅力の向上を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
北部地域総合体育館整備事業	平成36年(2024)開催の滋賀国体における柔道競技会場、及びその後の地域スポーツ振興における新たな拠点となる北部地域総合体育館の整備	文化スポーツ課
幼少年期スポーツ教室事業	心身ともに健全な子どもの育成を図るため、幼少年期の子ども(5歳児～小学2年生程度)を対象に楽しい運動やスポーツ機会の提供	
ジュニアアスリート育成プログラム事業	滋賀国体開催を控え、運動能力に優れた子どもや長浜出身のアスリートを輩出するため、市内の小学3・4・5年生を対象に運動能力向上のための育成プログラムを実施	
長浜市アウトドアフィールド構想	本市における「豊かな大自然」を満喫できるアウトドアスポーツを地域資源とした「スポーツツーリズム」の構築により、新しい地域振興・スポーツ振興を展開	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	北部地域総合体育館の利用者数	人	27	20371	21000	25000	30000	文化スポーツ課
2	教室参加者数	人	27	1030	1500	2000	2500	
3	県事業合格者数	人	27	6	7	10	—	
4	観光入込客数	万人	26	693	800	900	1000	

2.3 意欲ある人が地域で活躍できる仕組みをつくります

① 青少年の地域活動参加の促進

市民協働部 生涯学習課

(1) 現状と課題

青少年期は、大人への準備期間として人格の基礎を築くとともに、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であり、将来における自らの人生について考える重要な時期です。しかし、近年、青少年を取り巻く状況は、いじめやひきこもり、不登校、スマートフォン等を用いた SNS 等への過度の依存など、問題の潜在化・深刻化が懸念されており、指導及び自立支援の体制強化など、早急な取組が求められています。また近年、地域活動に対する若年層の参加や関心が低下しつつあり、既存の青少年団体においても、メンバーの固定化や高齢化が進んでいることから、青少年のニーズにあったイベントなどを企画し、それらへの参加・参画を通して安心安全に活動できる環境づくりがの確保も必要となっています。

(2) 基本方針

青少年の健全育成を図るためには、家庭をはじめとして学校や職場、地域社会、行政がそれぞれの立場から責任を自覚し、互いに協力しながら、青少年にとって必要な環境づくりを進めることが必要です。

青少年の健全育成の重要性を踏まえ、学習、ボランティア、スポーツ、文化などの活動への青少年の参画を促進するため、青少年のニーズに合った企画を行うとともに、青少年団体の育成・支援や研修会などを通じた指導者の育成、リーダー養成に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 将来の地域づくりを担う地域リーダーを養成するための段階的な体験活動プログラムを開発するとともに、地域の施設や人材など地域特性を活用した体験機会の創出を通じて、青少年の自尊感情や郷土愛の醸成を図ります。
- 異年齢の子どもたちが共同生活することにより、社会の中で自己を律しながら生きる力（責任感・協調性・他人を思いやる力・規範意識・我慢する力など）を育てる通学合宿事業を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
青少年リーダー育成事業	中学生たちを地域で行われる事業に参画させることで、次世代リーダーの育成や、郷土を愛し、将来地域づくりに参画する意欲の醸成を図る	生涯学習課
通学合宿事業	地域のサポートを受けながら、まちづくりセンターを拠点とした共同生活を送ることで生活する技能や自立心を高める「通学合宿」の実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	青年リーダー登録者数	人	28	28	37	49	58	生涯学習課
2	通学合宿実施区数	区	28	8	9	10	11	

政策3 健康・福祉

～いきいきと温かく生きる～

地域に暮らす全ての人が、生涯を通じて充実した生活を営むことができるよう、健康づくり・予防医療の取組や、地域のなかで支え合う医療・福祉体制の充実を図ります。また、地域の環（わ）のなかで、次世代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育て世代が安心して育てることができ、高齢者世代が知識・経験を生かしていきいきと活動できる環境づくりに向けて、家庭や地域と一体となった取組を進めます。

1. 子どもが輝き大人が育つまちづくり

1.1 家庭や地域が連携した子育て体制づくりを進めます

① 子どもの見守り活動の充実

教育委員会事務局 すこやか教育推進課

(1) 現状と課題

登下校時に子どもたちが痛ましい事件や事故に巻き込まれ、負傷したり命を落とすといった事例が多発している中で、本市においてもそのような事件事故に子どもたちが遭遇しないように、登下校時の安全確保を図るべく、スクールガードの登録を促進しています。小学校ごとのスクールガードの登録率を25%確保することを目標にしていますが、学校や年度により格差が生じ、一定の登録率を確保することが難しいのが現状です。またスクールガードの活動内容の充実や資質の向上が求められており、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制をさらに促進していく必要があります。

(2) 基本方針

日常生活の中で、子どもたちが犯罪や事故などに巻き込まれることなくのびのびと育つことができるためには、親だけではなく、地域での取り組みが大切です。

学校・家庭・地域等が連携しながら、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制づくりを進めるため、スクールガードの活動支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○登下校等の見守り体制の向上を図るため、スクールガード登録者を増やします。さらに活動用具を支援し、活動の充実につなげます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
スクールガード関連事業	スクールガードによる子ども見守り活動を推進するために、スクールガード活動支援用具を整備	すこやか教育推進課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	スクールガード登録者率	%	27	24.4	25	25	25	すこやか教育推進課

② 子育て支援ネットワークの整備

市民協働部 生涯学習課（図書館）

市民協働部 生涯学習課

教育委員会事務局 幼児課

健康福祉部 子育て支援課

(1) 現状と課題

地域における人間関係の希薄さなどによる地域のネットワークの不足や、教育力、子育て支援機能の低下により、子育てに関して悩みや疑問を気軽に相談することができない保護者の増加や、他者とかかわりがもちにくい子どもの増加が見られます。

また、地域ぐるみでの子育て支援を行う仕組みの構築が求められるなか、子育て支援の人材を確保するため、子育てサポーター等の人材を養成し、地域や園などで活躍の場を広げていくことが必要です。

(2) 基本方針

子どもは、長浜市にとって未来を築き社会を担う”宝”であり、子どもたちが自分らしくいきいきと笑顔で健やかに成長できることが重要です。その実現のために、子育ての基盤は家庭であり、子どもは第一義的責任として親が担うべき重要な役割であるという考え方を基本としながら、さらにすべての子育て家庭に対して包括的で継続的な子育て支援と地域さらには社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。

このため、保護者を対象とした子育て等に関する相談援助の実施や子育て情報の提供のほか、地域ぐるみの子育てを行うために、子育て支援人材の育成や交流の場の提供等を行います。（まとめ）

(3) 重点的に取り組む視点

○地域ぐるみでの子育てを支援するために、子育て支援人材を発掘・養成します。

○地域の人々とのふれあい、様々な感動を体験することは、子どもの成長にも、地域づくりにとっても必要であることから、子どもや親、地域の人々との交流の場を提供し、交流を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
つなごう！子どもと本 ～けやきっ子プロジェクト～	赤ちゃんタイムやはぐはぐおはなし会、オレンジリボンコーナーの設置等、図書館での親子で過ごす場や子育て情報を提供します。	生涯学習課 (図書館)
子育て支援人材の育成支援	子育て支援に興味をもつ人が地域で実践できるよう、子育て支援事業を実際に行っている団体、支援者を講師として迎え、子育てサポーター養成講座を開催します。	生涯学習課
児童健全育成事業	保護者の子育て支援を行います。また、親子活動やボランティアとの交流、福祉施設等の訪問等、地域の様々な人との交流やふれあいを通して豊かな体験を得ることで、乳幼児の健全な発達を推進します。	幼児課
子ども・子育て支援事業	子育てガイドブックの発行により子育て情報を提供するほか、親と子の交流の場、乳幼児と児童生徒が交流する場を提供します。また、子育てしやすい社会づくりに積極的に取り組む企業や団体を表彰します。	子育て支援課
地域子育て支援センター運営事業	地域子育て支援センターを運営し、子育て世帯の交流の場の提供や交流の促進、地域の子育て情報の提供などに努めます。また子育て中の保護者のリフレッシュのため託児事業を実施していきます。	子育て支援課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	子育てサポーター養成講座修了者数	人	27	32	50	60	70	生涯学習課
2	地域との交流活動を行う園数	園	27	20	20	20	20	幼児課
3	子育て拠点事業実施数	ヶ所	27	7	7	7	7	子育て支援課

③ 子どもの虐待を防ぐ地域づくり

健康福祉部 子育て支援課

(1) 現状と課題

児童虐待やDVの相談件数は年々増加し、複雑化しています。また、児童虐待が起きている家庭では、養育者側の要因のみならず児童側にも課題がある場合があります、家庭の実情を十分把握し適切な支援を提供する必要があります。

また国では、児童福祉法等の一部を改正する法律案が平成28年6月3日に公布されて、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センター（名称は要健康推進課確認）の設置、相談体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることになっています。

(2) 基本方針

近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、さまざまな不安を抱えているといわれています。さらに、親自身の問題や生活上のストレスなどのさまざまな要因が絡み合い、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな問題となっています。

このため、児童虐待の防止に向け、①児童虐待の発生予防、②早期発見・早期対応、③子どもの保護・支援、保護者支援の取り組みを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○児童虐待に関する相談について、専門性が高く、より質の高い相談体制を整備していく必要があります。また、子ども家庭相談センター（児相）、民生委員・児童委員、児童福祉施設、医療機関等関係機関との連携を強化し、複雑かつ多様化する相談に対応していく必要があります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
子ども虐待防止支援事業	被害者に対する支援を関係機関と協議をするとともに、虐待の早期発見、早期予防を図るほか、教育や子育てに関わる関係者を対象とした研修会の実施や要保護児童対策を推進するための啓発活動を行います。	子育て支援課
養育支援訪問事業	児童の養育に支援が必要なのに、支援を求められない家庭・保護者に対し、訪問による適切な育児相談や、支援等を行います。	
在宅育児者支援事業	乳幼児期に発生する「虐待」を未然に防止することを目的に、出生した乳児の保護者に、生後6か月から1歳6か月の間に、保育園の一時預かりを利用し、虐待につながる育児不安を和らげます。	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	虐待件数(過去からの継続指導件数含む)	件数	27	439	400	400	400	子育て支援課

④ 子育て環境の充実

健康福祉部 子育て支援課

(1) 現状と課題

核家族化の伸展や共働き家庭の増加、就労形態の多様化などにより、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、子育て支援サービスに対するニーズも多様化し、近年特に放課後児童クラブのニーズが高まってきています。放課後児童クラブの待機児童の解消に向け、場所と支援員の確保に努める必要があります。

(2) 基本方針

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の放課後児童クラブへの受け入れや、ひとり親家庭への支援・子育て相談の実施など、子育て世代への環境整備の充実を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

すべての子どもが健やかに育つための子育て環境を整備します。特に放課後児童クラブについては、小規模放課後児童クラブや居場所づくりモデル事業をはじめ、放課後児童クラブの民間委託を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
放課後児童クラブ運営事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や小学校の長期休業中に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
ファミリーサポートセンター運営事業	仕事と育児の両立支援や子育て支援のために、援助を受けたい人と援助をしたい人が、会員となって、地域の中でお互いに助け合います。	
児童福祉事務事業	児童遊園の管理や児童遊園遊具等の補助金を交付します。また、児童健全育成事業補助金を交付します。	
児童扶養手当支給事業 児童手当支給事業	児童扶養手当や児童手当を支給します。	
母子生活支援施設等入所措置事業 母子等福祉事業	助産施設、母子生活支援施設への入所措置やひとり親家庭への自立支援、経済的支援、相談指導を行います。また、母子・父子福祉団体の育成・指導、補助金を交付します。	
子育てバリアフリー施設認定制度	子育て中の親子の施設における利用に配慮した設備、サービスを提供する施設を市が認定し、その周知を行うことで、子育て世帯が安心して外出できる環境の整備を推進します。	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	放課後児童クラブの開設数	ヶ所	28	19	23	25	26	子育て支援課
2	ファミリーサポートセンター運営事業活動件数	件	27	682	750	818	850	
3	子育てバリアフリー施設認定表示板の配置数	枚	28	100	150	250	300	

1.2 子どもが健やかに育つ場づくりを進めます

① 子どもの遊び・体験機会づくり

市民協働部 生涯学習課

(1) 現状と課題

公共施設を活用し、地域の方々の参画を得ながら、スポーツ・文化・自然体験活動や学習支援を行い、子どもたちが心豊かでたくましく育つことができる環境づくりを行っています。しかし、参加者を確保するために、「地域の子どもたちの生きる力を育む」という本来の趣旨に合致しない、子どもが楽しむだけの活動が多くなっています。

(2) 基本方針

子どもたちを取り巻く環境は変化を続けており、子どもたちが健やかに育つ環境をつくるため、学校と家庭と地域住民が協力した、地域の特色を生かした体験的活動や学習支援の提供など地域全体で教育に取り組む体制づくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

体験活動や学習支援に携わる地域の方々が増えることで、地域における大人と子どもが交流する機会が増え、子どもを育む地域の支援体制が形成されやすくなります。そのため、体験活動や学習支援の継続的な提供を重点に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
子ども体験活動充実事業	地域住民の協力を得ることで、子どもたちが健やかに成長できる地域環境を形成するだけでなく、地域住民が持つ技術や知識が発揮できる場をつくり出します。	生涯学習課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	土曜学び座参加者数	人	27	5548	5550	5570	5600	生涯学習課
2	〇〇の講師数	人	27	314	320	330	350	
3	〇〇のボランティア数	人	27	530	550	550	570	

② 保育所機能の充実

教育委員会事務局 幼児課

(1) 現状と課題

女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えており、土曜日、日曜日の勤務、パートタイム労働など、勤務形態も多様化しています。

これまでから、保育園等の整備や保育サービスの充実を図ってきましたが、年々、保育所への入所希望が増加しているため、入所できない待機児童が発生しており、早急な対応が必要です。

(2) 基本方針

社会情勢や子育てに対する意識の変化等によって、保育に対するニーズが多様化している中、全ての就学前の子どもに、その発達や家庭状況に応じた教育・保育を提供するため、待機児童の解消をはじめ、子どもや子育て家庭に必要なかつ良質なサービスの提供及び教育の充実に向けた環境整備を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○保育ニーズの受け皿の確保や、多様な就学前教育・保育サービスの提供を進めるため、民間の事業者を支援して、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）や地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育）の整備等による定員の増加を図るとともに、就学前教育や保育に従事する人材を確保し、待機児童の解消を進めます。

○保護者の就労状況及びその変化等にも柔軟に対応して子どもを受け入れることができ、子育て支援の中核を担うものとして認定こども園の設置を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
保育所等施設整備支援事業	待機児童の解消や、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育施設を整備する法人等に対し支援を行います。	幼児課
保育所運営支援事業	民間保育所における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実するため、民間保育所が行う事業に要する経費に対して支援を行います。	
認可外保育所支援事業	認可外保育所における保育内容、職員体制の充実や、保護者が、安心して生み育てられる環境を充実するため、認可外保育所が行う事業に要する経費に対して支援を行います。	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	待機児童数	人	28	18人	0	0	0	幼児課

③ 結婚支援施策の推進

健康福祉部 社会福祉課

(1) 現状と課題

本市ではこれまでから農業後継者対策の一環として、旧市町地域ごとに結婚相談員を委嘱し、定期的に結婚相談所を開設するなどして結婚支援に取り組んできました。近年では、農村部に限らず晩婚化・未婚化の傾向が全国的に進行しており、少子化や、過疎化による地域力の低下が懸念されています。

(2) 基本方針

少子化対策および地域力の向上を図るため、結婚を希望する市民に対し男女の出会いの機会を創出するなど結婚への支援を充実させます。

(3) 重点的に取り組む視点

少子化対策や地域力の向上を図るために、市をあげて結婚～出産～子育てと切れ目ない支援を行う中で、その出発点となる『結婚』を望む方々への支援施策を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
結婚相談支援事業	男女の出会いの機会を創出するため、結婚相談員を設置し、長浜市に在住する結婚を希望する者等の相談に応じ、結婚に関する情報提供及び支援を図ります。	社会福祉課
結婚支援活動補助事業	長浜市内で実施される結婚支援活動に対し、その活動を支援するため、運営する団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。	
婚活応援セミナー事業	結婚を希望する未婚の男女の結婚活動を支援するためセミナーを開催します。	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	結婚相談登録者のうち、結婚成立者	人	27	16	16	18	20	社会福祉課
2	婚活イベントでのカップル成立数	組	27	49	50	52	55	

1.3 子育てに関する経済的支援を充実します

① 母子保健・医療サービスの充実

健康福祉部 健康推進課
市民生活部 保険医療課

(1) 現状と課題

晩婚化や第1子の出産年齢の上昇、核家族化、地域における妊産婦やその家族を支える力が低下しつつあり、妊産婦の不安や負担が増えてきています。また、新生児訪問における産後うつ質問票の結果、産後育児など何らかの不安を感じている母親がいます。このため、妊娠期から出産・育児までの不安や育児負担に対する支援体制を強化するとともに、乳幼児健診の受診を推進することにより、疾病等の早期発見に加え、子育て支援、虐待予防の体制を強化します。

社会全体で子どもを育てるために、子育てにかかる費用負担を子どもの家庭のみが担うのではなく、子どもにかかる費用は未来のための先行投資と考えていくことが重要です。しかし、かけられる費用も限られる中で、子どもにかかる費用のどの分野を充実させていくのか、出来るだけ偏りのないバランスの取れた施策を考える必要があります。

(2) 基本方針

妊産婦の不安や育児負担を軽減し、また出産年齢の転入者を増やすためにも、妊娠期から出産・育児までの切れ目ない支援を充実し、安心して子育てができる体制を確保します。また、乳幼児健診等で乳児の健やかな成長発達を支援します。

子育て家庭の経済的支援として、就学前児童を対象とした乳幼児福祉医療費の助成を引き続き実施するとともに、義務教育中の入院費を助成します。

(3) 重点的に取り組む視点

○子育てに不安を感じている母親に早期から相談支援を開始するほか、サロン等での相談支援や保護者交流を実施します。また産後に心身の不調または育児不安等がある者に対して、日帰りまたは宿泊で相談支援を実施します。さらに乳幼児健診の受診を推進します。

○病気にかかった子どもの医療費を助成することも必要である一方、健康な子どもを育てることも必要であるため、そのための施策を母子保健とも絡めて進めていきます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
母子保健事業	不妊不育治療にかかる費用の助成や母子健康手帳・父子手帖の交付、妊婦健診や乳幼児健診、乳幼児相談、発達相談を実施します。	健康推進課
福祉医療助成事業	就学前までの子どもに対する保険適用時の医療費自己負担を助成します。	保険医療課
こども医療費助成事業	就学後、義務教育終了までの子どもに対する入院医療費を助成します。	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	3歳8か月健診受診率	%	H27	98	95 以上	95 以上	95 以上	健康推進課

② 子育てにかかる経済的負担の軽減

すこやか教育推進課

(1) 現状と課題

人口減少が進む中で、人口減少に歯止めをかけ、人口の自然増・社会増に繋がる施策を体系的に進めていく必要があります。特に、山間部のみならず都市部においても進む少子化への対策は喫緊の課題であり、子育てにかかる経済的負担の軽減を進めることで、保護者が安心して子育てができる環境を整えるための施策が求められています。

さらに市民全体で子育てを支援できる環境を整え、若者世代に、安心して子育てができるまちとして選ばれ、定住化を促進できるよう図っていく必要があります。

(2) 基本方針

小学校の学校給食費を全面的に支援することで、子どもたちのすこやかな成長を市民全体で支えます。また、子育てにかかる経済的負担を軽減することで、安心して子育てができる環境を整備し、少子化対策の推進を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○子育て世代の経済的負担を軽減することで、人口流出を防ぎ定住化につなげます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
市民で支える小学校給食費補助事業	小学校に在籍する児童の保護者で、長浜市に住所を有する者に対して、小学校の学校給食費の保護者負担を補助することで、保護者の経済的負担の軽減・子育て世代の定住化を促進する	すこやか教育推進課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	転出入学児童数の対前年比	人			5人	5人	5人	すこやか教育推進課

2. 健やかで豊かに暮らせるまちづくり

2.1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくりを進めます

① 高齢者の社会参加の促進

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、自治会等の小地域を単位として老人クラブが組織され、また連合組織としては「長浜市老人クラブ連合会」が結成されています。近年は、老人クラブ会員の高齢化、役員のなり手がなく、活動のマンネリ化といった課題の中で、連合に加入する老人クラブ数や会員数が減少しています。今後は、それぞれの組織の活動の実態を整理するとともに、運営基盤の強化に向けた働きかけを行っていくことが必要となっています。

また、高齢者の社会参加が介護予防につながることから、市民や地域の様々な団体・事業者とともに、高齢者の活躍できる環境や高齢者を支える担い手を育て、また充実させていくことが必要となっています。

(2) 基本方針

高齢者が、住みなれた地域で多様な価値観を持ちながら生きがいのある生活が続けられるよう、地域サロンなどの住民主体型活動や専門職の知識や技術を活用し地域と一体となって取組む高齢者の居場所づくり、生きがいや健康づくり、多様な社会活動を行う老人クラブ活動の充実・活発化を図りながら、高齢者の社会参加を促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域の特性に応じて、過度な負担なく、持続的・発展的に高齢者の社会参加に向けた活動が実施していけるよう、老人クラブの活動支援の在り方について検討するとともに介護保険制度の地域支援事業等を活用し、様々な形で、高齢者の社会参加の促進に取り組んでいきます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
老人クラブ活動補助事業	老人クラブの活動に要する経費に対する、年間を通じてクラブ活動を支援するための補助	高齢福祉介護課
介護予防・日常生活支援総合事業 (地域介護予防通所活動支援事業)	住民主体の通いの場等の活動を実施する団体に対する、立ち上げや活動の充実、運営支援の補助	
高齢者活躍よりあいどころ事業	保健、医療、福祉、介護等の実績を有する団体が、寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点（よりあいどころ）で実施する、高齢者の社会参加、介護予防及び健康づくりへの整備、運営補助	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	市補助老人クラブ活動団体数	団体	27	220	220	220	220	高齢福祉介護課
2	地域介護予防通所活動支援事業交付団体数	団体	28	45	67	95	115	
3	高齢者活躍よりあいどころ整備費補助団体数	団体	28	4	20	20	20	

② 高齢者サービス供給体制の整備

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

高齢化の進展に伴い市内各地域では、生活不安の高まりや社会適応力の減退といった状況がみられ、在宅生活を継続するうえで必要となる生活支援・介護支援が求められています。

本市では、「第6期ゴールドプランながはま21（H27～H29）」を策定し、計画に基づいた「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」及び「地域支援事業」の充実を図っています。

(2) 基本方針

高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けられるよう、サービスの提供状況や施設の整備状況・利用状況などの地域の特性を把握検証するとともに、必要な場所に必要なサービスを提供することを目指した取り組みを進めます。

要介護認定者が増加していくことが予想される中で重要となる、介護予防や自立を支援する取り組み、自立的生活が社会的に困難な人の支援などについて対応を図っていきます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 住み慣れた自宅で暮らせるよう、引き続き居宅サービスの量の確保と質の向上に努めるとともに、居宅介護（予防）サービス計画に基づく在宅サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整などの支援を行います。
- 生活困窮で在宅生活が難しい高齢者や、被虐待者など複雑な課題を抱えた高齢者の生活の場の確保を図るとともに、日常生活圏域ごとの施設整備状況や利用状況を検証し、必要な場所に必要なサービスが提供できるよう努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
高齢者福祉施設管理運営事業	市内の高齢者施設の維持管理、福祉ステーション施設の劣化判断、サービス利用者の動向調査の実施と施設別活用方針策定を実施	高齢福祉介護課
高齢者地域生活支援事業 (配食サービス)	在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯への、週5回を限度とする昼食の宅配	
高齢者地域生活支援事業 (生活管理指導短期宿泊事業)	要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる方に対する、養護老人ホームへの短期間の宿泊時の体調の調整や生活習慣の指導	
高齢者地域生活支援事業 (緊急通報)	在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される方に対する、緊急通報装置の貸与	
高齢者地域生活支援事業 (雪下ろし)	除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成	
高齢者地域生活支援事業 (日常生活用具給付事業)	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者で、被保護世帯等の方に、日常生活用具（自動消火器、火災警報器、電磁調理器）を給付	
高齢者地域生活支援事業 (寝具乾燥丸洗いサービス事業)	心身のしょうがい・疾病等のために寝具の衛生管理が困難な世帯に属している人を対象に、年2回を限度とした布団の洗濯サービス	
高齢者地域生活支援事業 (理美容サービス事業)	在宅生活での保潔のため、居宅においての理美容サービス（年2回）	
高齢者地域生活支援事業 (福祉電話設置事業)	在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の方で、寝たきりもしくは病弱またはこれに準ずる状態にある方、通信設備を有していない方への電話の設置	
高齢者施設入所措置事業 (養護老人ホーム入所措置)	環境上の理由や経済的理由により居宅での生活が困難な65歳以上の人を養護老人ホームへ市福祉事務所による措置の方法により入所手続を実施	
高齢者施設入所措置事業 (虐待防止法措置)	虐待等のやむを得ない事由により居宅での生活が困難な65歳以上の人を特別養護老人ホームへ市福祉事務所による措置の方法により入所手続を実施	
高齢者施設整備支援事業	市内の特別養護老人ホームの新設、増設にかかる建設費の助成	
介護保険サービス給付	所得の低い人の利用者負担額の軽減を行うとともに、所得等が一定以上ある人に能力に応じた負担を求め、負担の公平性を確保しながら、法令に基づき適正に給付	
地域密着型サービスの整備	地域包括ケアシステム推進とともに、日常生活圏域ごとの整備状況や利用状況の検証による適切なサービス提供の計画、市内への関連福祉施設新設時の建設費、開設準備費の助成	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	地域密着型サービス提供施設	施設	27まで	32	第7期以降の「介護保険事業計画」の策定において、目標値を設定			高齢福祉介護課

③ 活力ある地域社会づくりの促進

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

働く意欲のある高齢者がその能力や経験を生かして生涯現役で活躍し続けられる社会的機能として、シルバー人材センターが、高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的、簡易的な就業機会を確保、提供し、また高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進に寄与しています。

少子高齢化・人口減少社会の下で年齢を問わず能力に応じて働くことができる場をつくっていくことは、高齢者の活躍できる機会の増大につながります。

また、地域が抱える様々な課題を整理するとともに、課題を地域の力で解決していくための、人材の集約と課題とのマッチング、雇用としての提供が必要となっています。

(2) 基本方針

高齢者が活躍する社会づくりを推進するため、一人ひとりが培ってきた経験や技術をまちづくりに生かせる機会を確保するとともに、本市が直面する地域課題を地域の力を活用して解決していくための取組みへの支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

- 地域課題の解決・持続可能な地域経営に向けて、市民や地域、民間の力を活用した官民パートナーシップを推進します。
- 高齢者が持つ知識・経験や技術を整理・蓄積するとともに、これらの力を積極的に活かした、高齢者が活躍する地域づくりを進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
シルバー人材センター事業運営補助	シルバー人材センターに対し、高年齢者の就業機会の増大と福祉の増大を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域づくりを推進するための支援を行う	高齢福祉介護課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	シルバー人材センター会員数	人	27	1518	1540	1560	1580	高齢福祉介護課

④ 高齢者の自立を支援するサービスの充実と多様な主体による介護予防の推進

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

改正介護保険法（H27.4）で、介護予防・日常生活支援総合事業が制度化され、本市では平成 28 年 3 月 31 日から事業を開始しています。今後は、高齢者が生きがいをもって活動的に過ごせる環境づくりを推進していく必要があります、地域の通いの場の創設や継続的なリハビリテーションの推進を図りながら、生活機能の低下が認められる高齢者への支援を包括的・継続的に実施する仕組み作りを行っていくことが必要となっています。

(2) 基本方針

生活支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム（医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）を構築し、高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実に向けた取組を進めます。

また、新たな担い手の育成を目的として、住民・事業者・行政等の全員参加型での充実を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 地域包括ケアシステムの構築に向け、特に地域の多様な主体による介護予防の推進や、介護サービスの提供、医療・介護に携わる人材育成に努めます。
- 人と人とのつながりができる通いの場や、継続的に活動する組織を支援することを目指して、高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実に向けた地域の体制づくりを図るため、生活支援コーディネーターとの連携を図るとともに、高齢者の自立を支援するためのサービス提供に向けた体制を構築します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
生活支援体制整備事業	生活支援の基盤整備に向け、地域の資源開発や関係者のネットワークの構築等を行うコーディネーターを配置し、定期的な情報の共有・共有・連携強化の場として協議体を設置する	高齢福祉介護課
介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	地域の多様な主体による多様な生活支援を地域の中で確保できるよう、サービスの基準や手法の検討、サービス提供者の資質向上に向けた養成研修を実施	
(再掲) 介護予防・日常生活支援総合事業 (地域介護予防通所活動支援事業)	住民主体の通いの場等の活動を実施する団体に対する、立ち上げや活動の充実、運営支援への補助	
(再掲) 高齢者活躍よりあいどころ事業	健、医療、福祉、介護等の実績を有する団体が、寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点(よりあいどころ)で実施する、高齢者の社会参加、介護予防及び健康づくりへの整備、運営補助	
介護予防・日常生活支援総合事業 (地域介護予防活動支援事業)	高齢者が運動機能の維持向上を図るよう、転倒予防教室を通じた自主グループの立ち上げ、介護予防の普及啓発を行う介護予防サポーター育成支援のための研修会や活動発表の場の設定	
介護予防・日常生活支援総合事業 (地域リハビリテーション活動支援事業)	リハビリテーション専門職が在籍していない通所型の総合事業サービスおよび通所介護サービス事業所への専門職派遣、技術的指導や助言等を実施	
地域包括支援センターの運営事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターを、民間の活力を活用し、5か所で運営	
地域ケア会議推進事業	医療・介護の専門職や地域関係者の協働による、介護支援専門員のケアマネジメント支援、個別ケース検討から共有された地域課題に基づく地域づくりや政策形成の検討	
地域ケア事業 (成年後見)	認知症高齢者など判断能力が不十分で、親族が申立をすることが困難な人に対する、市長による成年後見申立の実施、審判申立費用や後見人等への報酬に要する費用への助成	
地域ケア事業 (衛生材料支給)	所得税非課税世帯の高齢者のうち、要介護3から5で在宅生活者への、紙おむつおよびおむつカバーなどの支給券を交付	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	住民主体型の生活支援サービス数	か所	28	0	3	5	15	高齢福祉介護課
2	地域介護予防通所活動運営補助金交付申請団体数	件	28	45	67	95	115	
3	高齢者活躍よりあいどころ整備費補助団体数	件	28	4	20	20	20	
4	年度内の転倒予防教室の開催を通して新規に立ち上がった自主グループ数	グループ	27	17	10	10	10	
5	地域の転倒予防自主グループの総数	グループ	27	153	190	230	260	
6	各地域包括支援センターで対応した総合相談件数の合計	相談件数	27	4871	5000	5500	6000	
7	自立支援会議での検討件数と各地域包括支援センターで開催した個別ケア会議の件数の合計	回	27	82	350	360	370	

⑤ 認知症高齢者への支援の充実

健康福祉部 高齢福祉介護課

(1) 現状と課題

長浜市の認知症高齢者の推計数は、平成27年は約5,000人で、今後もその数は増加すると予測されています。これまで、認知症の症状が見過ごされ、重度化した状態からの支援が多く、症状が軽度の時期に、疾患の診断や生活機能障害の対応に備え、認知症の悪化を防ぐ取組が不足していることが課題となっています。

また、たとえ認知症になっても、安心して地域で生活を継続するためには、症状の進行にあわせた支援サービスが整備されていることが必要であり、医療と介護のサービス間の連携強化や専門職による認知症ケアサービスの充実、さらには地域の見守り支援など、包括的な支援体制づくりが必要です。

(2) 基本方針

認知症の人やその家族が、住み慣れた町で安心して暮らせるまちを目指し、医療・介護・地域の関係機関とのネットワークを形成しながら、認知症の早期診断・早期対応の支援や、認知症とその家族を支援する体制づくりを行います。

(3) 重点的に取り組む視点

- 認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、関係機関との連携、地域の実態に応じた支援体制の整備を図ります。
- 認知症の疾患が疑われる人や生活機能障害がみられる人について、早めの診断や対応ができる支援体制づくりを推進します。
- 認知症の症状の悪化を防ぐための環境の整備や家族の介護支援の充実を図るため、認知症の正しい知識とケアの普及啓発、介護サービスの専門職のスキルアップ、地域での見守り体制の充実に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
認知症サポーター養成事業	地域や学校、職域で、認知症の正しい理解と対応を学び、そっと手助けするサポーター（応援者）を養成するための講座を開催	高齢福祉介護課
認知症初期集中支援推進事業	複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人、及び家族を訪問し、アセスメントを行い、必要な初期支援を、集中的かつ包括的にやり、自立生活をサポートする	
認知症高齢者等ほんわかSOSネットワーク事業	が外出して行方不明となった認知症の人を早期に発見するため、可能性のある方の事前登録と、行方不明の際にその人の情報を協力者にメール配信することで早期発見につなげる	
認知症地域支援推進事業	認知症地域支援推進員を中心として、医療、介護等の連携強化による地域の支援体制の構築及び認知症ケアの向上を図る取組を推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	キャラバンメイトが行う「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守る応援者の数	人	27	21900	29900	35900	41900	高齢福祉介護課
2	支援チームが認知症の疑いがある対象者に、訪問を行い支援した数（年間の新規対象者）	人	27	23	30	30	30	
3	行方不明になられた認知症高齢者等の情報をメール配信し、早期発見につながるための情報を提供してもらう協力者の数	人	27	500	1300	2100	2900	

2.2 しょうがい者福祉を充実します

① 「やさしいまち長浜」の実現に向けた体制強化

健康福祉部 しょうがい福祉課

(1) 現状と課題

しょうがいのある人が年々増加するとともに、しょうがいの特性・状況の複雑化・多様化が進んでいます。誰もがしょうがいのある状態になる可能性を認識し、しょうがいの有無にかかわらず、安全に安心して暮らせる共生社会を目指すために、市民のしょうがいに対する理解を深めるとともに、合理的配慮の実施等を進める必要があります。

また、関係機関をはじめとする地域の連携や相談支援機能を高めることによって、地域全体でしょうがいのある人を支援する体制を強化する必要があります。

(2) 基本方針

しょうがいのある人もない人も市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活ができる「やさしいまち長浜」を実現するための体制づくりに取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○しょうがいのある人が安心して地域で暮らすことができるよう、差別等の解消に向けた取り組みを推進します。

○地域全体でしょうがいのある人を支えるために自立支援協議会活動を活発化するとともに相談支援事業所の連携による相談支援体制を強化します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
しょうがい者相談員業務委託事業	本人又はその保護者等からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力及び、しょうがい者の自立と社会参加の増進を図る	しょうがい福祉課
しょうがい者相談支援事業	しょうがい者個々のニーズや特性を把握し、しょうがい福祉サービス事業所等と連携しながら課題解決を図っていく相談支援事業の充実を図り、新規に設立される相談支援事業所の育成を図る	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	各相談員(30名)の相談件数	件	H27	50	80	100	120	しょうがい福祉課
2	サービス受給者に対する相談の実施率	%	H27	40	90	95	100	

② 地域生活の支援と活動支援の充実

市民生活部 保険医療課
健康福祉部 しょうがい福祉課

(1) 現状と課題

心身の機能にしょうがいのある人の増加により、しょうがい福祉サービス等のニーズが増加、多様化していますが、そのニーズ等を支えるしょうがい福祉サービスの支援可能な量が不足しています。そして、しょうがいのあることで就労ができず、経済的に苦しい人が多いため、就労支援や医療費助成、福祉用具等の購入等の経済的支援の継続や経済的安定のための権利擁護事業の活用が必要です。また、災害時の安心のための避難支援の体制整備が必要です。

(2) 基本方針

しょうがいのある人の地域生活を支えるために、しょうがい福祉サービス事業の拡大に努めるとともに、就労支援や経済的支援を行います。

また、災害時に介護を要する要支援者が避難生活を送ることができる指定避難所や福祉避難所の体制整備に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○しょうがい福祉サービスを行う事業所に対して、しょうがい福祉サービス事業の拡大を働きかけます。

○経済的支援として医療費、日常生活用具等の支給の継続や、就労支援体制の充実、権利擁護事業に取り組めます。

○福祉避難所において、しょうがいのある人の必需品等の備蓄に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
福祉医療助成事業	一定以上のしょうがいがあり、所得の低い方に対し医療費の自己負担分を助成	保険医療課
しょうがい者地域生活支援事業	成年後見制度、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、日常生活用具支給事業、自動車改造等助成事業、配食サービス事業、しょうがい者住宅改造費助成事業、衛生材料支給事業、社会参加援助金、人工透析患者通院交通費助成事業、在宅重度しょうがい者通所交通費助成事業、寝具乾燥丸洗いサービス事業、理美容サービス事業	しょうがい福祉課
福祉避難所備蓄推進事業	福祉避難所で使用する備蓄品を市内5カ所に備蓄	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	しょうがい福祉サービス事業所数	人	27	76	80	83	85	しょうがい福祉課
2	備蓄品の確保	人分	27	254	675	675	675	

③ 子どもの発達支援と医療・保健・福祉の連携強化

市民協働部 生涯学習課（図書館）

市民協働部 生涯学習課

教育委員会事務局 幼児課

健康福祉部 子育て支援課

(1) 現状と課題

地域における人間関係の希薄さなどによる地域の教育力や子育て支援機能の低下により、子育てに関して悩みや疑問を気軽に相談する場がない保護者の増加や、他者とかかわりがもちにくい子どもの増加が見られます。

また、地域ぐるみでの子育て支援を行う仕組みの構築が求められるなか、子育て支援の人材を確保するため、子育てサポーター等の人材を養成し、地域や園などで活躍の場を広げていくことが必要です。

(2) 基本方針

子どもは、長浜市にとって未来を築き社会を担う“宝”であり、子どもたちが自分らしくいきいきと笑顔で健やかに成長できることが大事です。子育ての基盤は家庭であり、子育ては第一義的責任として親が担うべき重要な役割であるという考え方を基本としながら、すべての子育て家庭に対して包括的で継続的な子育て支援を提供し、地域、さらには社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。

このため、保護者を対象とした子育て等に関する相談援助の実施や子育て情報の提供のほか、地域ぐるみの子育てを行うために、子育て支援人材の育成や交流の場の提供等を行います

(3) 重点的に取り組む視点

○地域ぐるみでの子育てを支援するために、子育て支援人材を発掘・養成します。

○地域の人々とのふれあい、様々な感動や体験をすることは、子どもの成長にも、地域づくりにとっても必要であることから、子どもや親、地域の人々との交流の場を提供し、交流を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
つなごう！子どもと本 ～けやきっ子プロジェクト～	赤ちゃんタイムやはぐはぐおはなし会、オレンジリボンコーナー の設置等、図書館での親子で過ごす場や子育て情報の提供	生涯学習課 (図書館)
子育て支援人材の育成支援	子育て支援に興味をもつ人が地域で実践できるよう、子育て支援 事業を実際に行っている団体、支援者を講師として迎え、子育て サポーター養成講座を開催	生涯学習課
児童健全育成事業	保護者の子育て支援、親子活動やボランティアとの交流、福祉施 設等の訪問等、地域の人との交流やふれあいを通した体験活動の 実施	幼児課
子ども・子育て支援事業	子育てガイドブックの発行による子育て情報の提供、親と子の交 流の場の創出、乳幼児と児童生徒が交流する場の提供、子育てし やすい社会づくりに積極的に取り組む企業や団体の表彰	子育て支援課
地域子育て支援センター運営事業	地域子育て支援センターの運営による、子育て親子の交流の場の 提供や交流の促進、地域の子育て情報の提供、託児事業の実施に よる子育て中の保護者の負担軽減	子育て支援課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	子育てサポーター養成講座修了者数	人	27	32	50	60	70	生涯学習課
2	地域との交流活動を行う園数	園	27	20	20	20	20	幼児課
3	キッズスペース等整備事業補助金交付件数	件	27	10				子育て支援課
4	子育て拠点事業実施数	ヶ所	27	7				

2.3 生活支援制度の充実を図ります

① 社会保障制度の健全な運営と市民理解の促進

市民生活部 保険医療課

(1) 現状と課題

被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより、一人当たり医療費は年々増加しています。さらに今後も医療費の増加が予想され、国民健康保険の財政状況はより厳しくなるものと考えられます。このため、医療費適正化対策を推進するとともに、国民健康保険制度の概要や現状について市民の理解を深める取り組みが必要となっています。

(2) 基本方針

国民健康保険制度を持続的・安定的に運営できるよう、医療費適正化対策を充実させるとともに、制度に対する市民の理解促進に向けた啓発活動に取り組めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 被保険者個人に対する後発医薬品の差額通知や医療費通知による医療費適正化対策の充実を図ります。
- 医療や健診等の様々なデータを活用し、多角的な視点から効果的・効率的に事業を推進するため、地域づくり協議会や自治会等と連携し、地域の医療費や健診の受診状況、地域ごとの健康課題や特徴を情報提供し、共有を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
後発医薬品利用促進事業	後発医薬品の利用促進による医療費適正化を目的に、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を通知	保険医療課
医療費通知事業	医療機関等への受診状況や患者負担額等を通知し、被保険者の健康や医療に対する理解を深める	保険医療課
国民健康保険出前講座	ポピュレーションアプローチとして、国保制度の概要や医療費の状況などを解説するため出前講座等を実施	保険医療課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	後発医薬品使用率	%	H27	53.5	70.0	80.0	80.0	保険医療課
2	医療費通知実施回数	回	H27	0	2	2	2	保険医療課
3	出前講座等の実施回数	回	H27	3	5	7	10	保険医療課

② 自立支援の充実

健康福祉部 社会福祉課

健康福祉部 しょうがい福祉課 児童発達支援センター

(1) 現状と課題

最近の長浜公共職業安定所管内の有効求人倍率は景気の回復の兆しからか、緩やかではあるが上昇している状況と思われますが、稼働年齢層の者が一時的な病気療養や世帯の諸事情により離職を余儀なくされ、再就職が困難な者、特に40歳代～50歳代の中高年層において、就労支援を積極的に行う中で、早期自立に向けた取組を行っています。しかしながら、被支援者のこれまでの職業経験からの職種の固定化や、希望職種があっても年齢による制限によって、就労が困難な状況となっています。こうしたことから、再就職が実現せず自立意欲の低下を招く恐れがあるため、新しい職種へチャレンジする意識改革と自立するという意志をいかに継続させ自立に向け支援していくかが課題となっています。

(2) 基本方針

社会的に援護を必要とする生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度および生活保護制度を適正に活用するとともに、自立して暮らすことができるよう支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○生活困窮者自立支援制度および生活保護制度の適正な活用を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金の支給)	経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失の恐れのある者で、要件に該当する者に対し、定められた範囲内で住居確保給付金を貸主もしくは貸主から委託を受けた事業者の口座に支給	社会福祉課
生活保護費給付事業	生活困窮者の最後のセーフティネットとして、困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	生活保護世帯の自立割合	%	27	27.6	30	33	35	社会福祉課

2.4 全ての世代がいきいきと生活できる取組を進めます

① 健康づくりの推進

健康福祉部 健康推進課

(1) 現状と課題

死亡率を比較するための指標である標準化死亡比を見ると、本市は国・県と比較して、特に男性で肺がん・慢性閉塞性肺疾患・くも膜下出血、女性では高血圧性疾患・胃がん・心不全・くも膜下出血で高くなっています。他地域より死亡率が高いこれらの病気を発症させている要因への対策を集中的に行い、重点的で効果的な健康づくりを進めていくことが必要となっています。

(2) 基本方針

市民が生涯を通じて、自分の健康や命の大切さに関心を持ち、自分自身の健康状態を知り、健診受診や生活習慣病の改善など身近な健康行動を実践していくための施策を進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- がん対策では、がんに関する正しい知識を広めるとともに、検診を受けやすい環境づくりを進め、がん検診の受診者の増加に努めます。結果に応じて精密検査を受け、必要な人が早期に医療につながるよう支援していきます。
- 生活習慣病による早世予防対策では、自分自身の健康に関心をもち、健診受診による疾病の早期発見と生活改善の支援に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
健康増進生活習慣病健診事業	生活習慣病健診の実施により、早期発見し重症化や合併症の発症を予防するとともに、受診者が健診結果から生活習慣を振り返り改善できるように支援することで、健康づくりを支援する	健康推進課
健康増進がん検診事業	効果的な検診受診勧奨と検診を受けやすい環境づくりに努め、5大がんの検診を実施するとともに、市民団体や教育機関等と連携し正しい知識の啓発に努める	
感染症予防事業	広報やホームページ等による感染症予防の啓発、新型インフルエンザ等対策計画に基づくマニュアルの整備、結核健康診断や高齢者の結核の啓発等	
精神保健福祉事業	自殺の減少を目指した、うつに対する正しい知識の普及、専門的な研修を受けたゲートキーパーの育成、悩みを相談できる環境づくりや専門医へつながる連携の構築等	
予防接種事業	予防接種法に規定されている定期予防接種の実施	
小児慢性特定疾患児等支援事業	小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付	
健康パークあざい管理運営事業	健康パーク浅井内の温浴・公園施設が、市民の健康、生きがい、保健福祉の拠点となることを目的に、指定管理者による施設の管理運営	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	特定健診等を定期的に受けている人 (健康ながはま21策定時アンケート)	%	25	46.6	60	63	65	健康推進課
2	市がん検診のべ受診者数	人	26	14587	15100	15300	15450	
3	60歳以上の結核新規登録患者数	人	25	9	3	0	0	
4	自殺死亡率(人口10万対)		26	24.43	19	17	15	
5	麻しん風しん予防接種率	%	26	94.3	95 以上	95 以上	95 以上	

② 健康づくりを支援する地域づくり

健康福祉部 健康推進課

(1) 現状と課題

健康づくりの取り組みは、従来、個人の取り組みが中心でしたが、個人の取り組みだけでは解決できないこともあり、地域社会全体で健康づくりに取り組むことが必要です。

地域のつながりが健康に影響するといわれ、健康でかつ医療費が少ない地域の背景には「いいコミュニティ」が存在すると言われています。つながりのある地域づくりが、ひいては健康づくりへとつながることから、健康づくりを通じた地域づくり、ひとづくりを実践し、ソーシャルキャピタルの醸成に努めることが重要となっています。

(2) 基本方針

あらゆる世代の人が健康でいきいきと生活できるまちを目指し、個人の生活の質の向上と健康を支えるための社会環境の整備・ソーシャルキャピタル（人々が持つ信頼関係、人間関係、社会的ネットワーク）の醸成に努めるとともに、市民が自分に合った健康管理ができ、自分の健康状態を知ることができるよう、市民の健康づくりを支援します。

(3) 重点的に取り組む視点

- ソーシャルキャピタルの醸成に向けて、健康づくりを通じて、地域や世代間の交流、地域や社会のつながりを育み、地域全体が相互に支え合いながら健康を守る環境づくりを重点的に進めます。
- 京都大学医学研究科と連携し、「市民の健康づくりの推進」と「医学発展への貢献」を目的に、市民1万人の参加を得て実施しているながはま0次予防コホート事業については、10年間で蓄積してきた健康づくりに関する情報を市民に還元し、市民の健康に対する意識を高め、市民が自ら健康増進を図ることを目指します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
健康ながはまパートナーシップ事業	地域全体の健康づくりの機運を高め、健診受診促進や生活習慣の改善等の地域の健康づくりを進めるため、地域づくり協議会等の自主的な取り組みを支援	健康推進課
みんなで一緒にながはま健康ウォーク事業	継続して運動する市民を増やし、健康寿命を延ばす取組として、運動のきっかけづくり、習慣作りとなるよう健康ウォーク事業を開催※補助金（H27～29）、大学との研究事業（H26～32）	
長浜市健康推進員協議会委託事業	市民の健康保持増進のため、協議会に事業委託し、地域に密着したきめ細やかな健康づくりの実践を支援	
健康出前講座	健康情報や技術の提供、相談が出来る機会を市民に提供し、自らの健康管理を振り返り、自らまたは地域で健康づくりを継続できるよう支援	
0次予防推進事業	0次健診（初回、5年後）を実施し、結果を市民の健康づくりに役立ててもらうとともに、提供された血液や尿、健康情報などを医学研究へ活用し研究成果を市民の健康づくりに反映	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	自分と地域のつながりが強い方だと思う人の増加 （健康ながはま21アンケート）	%	25	51.3	65	65	65	健康推進課
2	ボランティアやNPO等の市民活動に参加している人の増加 （健康意識調査・健康ながはま21アンケート）	%	24	16.9	25	25	25	
3	徒歩10分で行ける所へ出かけるとき、主に徒歩または自転車で行く人の増加 （健康ながはま21アンケート）	%	25	男性 48.8 女性 55.7	60	60	60	
4	0次健診の結果から取り組む健康づくり事業数	事業	27	4	6	8	10	

3. 一人ひとりが支えあい・助け合うまちづくり

3.1 福祉を担う人材・団体の育成を進めます

① 地域福祉を担う人材・団体の育成

健康福祉部 社会福祉課

(1) 現状と課題

社会福祉協議会では、関係機関と連携し、地域福祉活動に関する講座を開催するなど、市民が必要な知識や技術を身につけるとともに、地域福祉活動に取り組みやすくなるよう支援しています。しかし、地域における福祉の推進役（リーダー）の不足や地域の福祉関係団体の会員の減少・高齢化、担い手の不足が問題となっています。

(2) 基本方針

地域コミュニティを基礎として、住民と福祉関係者の協働により地域福祉を推進させるため、長浜市社会福祉協議会等と連携しながら、地区社会福祉協議会をはじめとする地域の福祉団体を支援するとともに、主体的に地域福祉活動に取り組む人材・団体を育成します。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域福祉を担う人材・団体の育成については、長浜市社会福祉協議会が主体的に担っていることから、長浜市社会福祉協議会との連携を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
社会福祉協議会活動推進事業	地域福祉の主たる担い手である長浜市社会福祉協議会の活動に対する支援、及び長浜市社会福祉協議会による地域の福祉活動団体への地域福祉活動事業（福祉バス事業）の委託	社会福祉課
社会福祉団体育成事業	地域福祉の増進を目的に、長浜市遺族会、長浜市保護司会、長浜地区更生保護女性会が行う自主的な活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付	
民生委員・児童委員活動支援事業	民生委員・児童委員に対する、活動に必要な情報の提供や、活動にかかる経費の費用弁償等の支援、長浜市民生委員児童委員協議会実施事業への補助金の交付	
地域の安心見守り活動	市内をきめ細やかに回る各事業者のさりげない地域の見守り活動によって、市民の異変を早期発見するとともに、異変に気付いた際に速やかに対応できる体制を構築する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	長浜市社会福祉協議会に登録される団体数	団体	26	237	240	243	245	社会福祉課
2	長浜市社会福祉協議会が支援するふれあいサロン（各自治会等における地域の人同士のつながりを深める自主活動）の数	団体	26	165	190	200	210	
3	地域の安心見守り活動協定締結事業者数	団体	27	26	27	28	29	

3.2 地域医療体制の充実を図ります

① 地域医療の確保

健康福祉部 健康推進課

(1) 現状と課題

全国的に医師は増えているものの、湖北圏域では医師が不足しており、病院においては閉鎖になった診療科や維持が危ぶまれる診療科も複数あり、安定的な医師確保は困難を極めています。

特に山間へき地の国保直営診療所については、県からの医師派遣がなく、長浜市立湖北病院等からの医師派遣や指定管理制度により医師を確保していますが、持続可能な医療体制の構築が必要となっています。

(2) 基本方針

市民が、地域で安心して暮らし、必要な時に必要な医療サービスを受けることができるよう、医師等を確保し持続可能な医療体制を構築します。特に山間へき地においては、巡回診療体制の維持、在宅医療・訪問看護の充実、病診連携の強化により地域医療を確保します。

(3) 重点的に取り組む視点

○へき地拠点病院である長浜市立湖北病院とへき地の国保診療所医師の確保に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
へき地医療体制推進事業	【余呉地区】 住民・医師・行政が一体となって、余呉地域にあった医療体制を見出す 【西浅井地区】 複数医師体制の構築（拠点診療所と出張診療所化）をすることにより、医療サービスの向上につなげる	健康推進課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	31年度	35年度	38年度	
1	山間へき地における常勤医師数	人	28	20	20	20	20	健康推進課

② 地域医療体制の確立

健康福祉部 健康推進課

(1) 現状と課題

長浜市では、日曜・祝日、年末年始に内科・小児科を救急で受診する場合は、初期（第一次）救急医療機関として、「長浜米原休日急患診療所」を受診することを原則とし、重症の恐れや、検査・入院の必要性がある場合のみ、第二次救急医療機関である市立長浜病院、長浜赤十字病院、長浜市立湖北病院が受け入れる体制を取っています。

本来は救急外来を受診する緊急性のない軽症患者のコンビニ受診を軽減し、休日の救急受診の全体数を減らすとともに、重篤な症状以外の患者を休日急患診療所が対応する等して、休日の診療体制の適正化が必要となっています。また、全体における休日の救急受診率については、小児科は63%に対し、内科の受診率は26%となっており、特に内科の患者への啓発方法の改善が必要となっています。

(2) 基本方針

地域の限りある医療資源を効果的・効率的に活用し、地域医療体制を確立していくため、医療機関の役割分担を明確にし、疲弊する医師の負担を軽減するとともに、適切な受診方法等の啓発により、地域医療に対する市民意識の向上を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○休日に湖北地域の医療機関（市立長浜病院や長浜赤十字病院、長浜市立湖北病院や長浜米原休日急患診療所）を利用する人のうち、長浜米原休日急患診療所を利用する人の割合を増やします。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
救急医療体制運営事業	市立長浜病院、長浜赤十字病院及び長浜市立湖北病院について、財政支援することで救急医療体制の確立を推進する	健康推進課
長浜米原休日急患診療所運営事業	広報やホームページ、チラシの配布、出前講座等による啓発を通して市民への啓発を図り、休日に湖北地域の医療機関を利用する人のうち、休日急患診療所を利用する人の割合（特に内科）を増やす	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	休日の医療機関受診者のうち長浜米原休日急患診療所を利用する人の割合	%	26	44.6	50	50	50	健康推進課

政策4 産業・交流

～まちの魅力が光り活力にあふれる～

農業など既存産業の活性化とともに、新エネルギーやバイオ産業など新たな産業の創出・育成と雇用づくり、起業の支援など、地域経済の基盤の安定と振興に向けた取組を進めます。また、歴史・風土・文化に根ざした地域資源を保存し、それらを生かして、地域への愛着や誇りを育みながら新たな魅力を形作るとともに、魅力を生かした交流で賑わう環境づくりに取り組めます。

1. たくましい経済基盤をつくるまちづくり

1.1 地域産業の振興を図ります

① 「長浜スタイル」で拓くグローバル産業都市の創造

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

本市では、自然や歴史文化などの市内に「あるもの」を有効に活用し、受け継がれてきた生活文化を世界に誇るべき資源として磨くことで付加価値を高めるとともに、従来の地域内取引と合わせて成長する海外市場を積極的に切り開くことで新たな産業創造に取り組んできました。地域資源を活用した新商品・新技術・新サービスの開発や海外販路の開拓に向けて「ながはまグローバルチャレンジ応援事業」で取り組んできましたが、近年その必要性が増しているため、制度の継続に向けた検証が必要となっています。また、市内で起業する創業者も増えていますが、起業後のフォローアップなど総合的な対応が求められています。

地場産業については、縮緬産業が年々縮退傾向にあり、従事者の高齢化や後継者難により伝統的な知識や技術の継承が危惧されており、新商品開発など新たな展開を図る必要があります。

このような状況を打開すべく、（仮称）ながはま産業創造センターの果たす産業振興機能が大きいと期待されるところであり、センター運営の中核となる組織の役割と位置づけを整理するとともに、市内3商工会の合併を見据えた産業振興組織の機能強化が必要となっています。

(2) 基本方針

本市が有する多様な地域資源、集積したバイオ関連技術等を生かした新商品の開発、海外への事業展開も含めた販路開拓等の事業を支援します。また、（一社）長浜ビジネスサポート協議会を中心として産学官金が連携し、地域企業を総合的に支援する機能の強化を図るとともに、中小企業の資金的なセーフティネットの制度の維持、市内の意欲ある起業者を支援し地域企業や地場産業の支援を進め、グローバルな視点でローカルから展開する「長浜スタイル」による産業振興に取り組むことで、持続可能な経済基盤の確立を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域資源活用と中小企業の販路拡大と、創業・起業のための人材発掘等の支援を行います。特に、（仮称）ながはま産業創造センターをオール長浜の企業を総合的に支援するための機関として機能させるよう取り組みを進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
ながはまグローバルチャレンジ応援事業	本市の多様な地域資源、集積したバイオ関連技術等を生かした新商品の開発、販路開拓等の事業を展開する中小企業に対する補助	商工振興課
海外展開支援機関連携強化事業	海外販路開拓連携強化事業を展開する長浜商工会議所に委託し、グローバル産業展開支援事業を実施	
ビジネスサポート協議会推進事業	(仮称) 産業創造センターと連携した実施	
地場産業おこし補助事業	濱縮緬の新品にかかると事業に対し補助を実施	
中小企業振興対策事業	金融審査会の開催、小口簡易資金制度の預託、小口簡易資金損失補償金	
創業支援事業	創業支援事業者が行う創業塾等の推進、創業支援のための融資制度創設、市内で起業を行う事業所(個人)への助成を実施(U/Iターンを含む)	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	ながはまグローバルチャレンジ応援事業実施件数	件	27	6	8	8	8	応募件数
2	海外展開支援機関連携強化事業参加事業者数	件	27	6	6	6	6	参加事業者数
3	地場産業おこし補助事業・中小企業振興対策事業の支援数	件	27	1	1	1	1	支援数
4	地場産業おこし補助事業・中小企業振興対策事業の融資あつせん件数	件	27	0	1	1	1	融資あつせん件数
5	創業塾の受講者数及び相談件数	人	27	199	250	250	250	支援対象数
6	保証料補給件数	件	27	17	20	20	20	保証承諾件数
7	起業支援事業補助金受付件数	件	27	16	20	20	20	起業支援事業件数

1.2 農林水産業の振興を図ります

① 持続できる農業経営への支援

産業観光部 農政課
産業経済部 商工振興課

(1) 現状と課題

農業生産は耕作放棄地の増加と経営耕地面積の減少、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の減少等により厳しい環境に置かれています。地域農業を持続させていくために、担い手の育成と経営の安定、農業者のネットワークの強化をはじめ、営農・販売の戦略、農地の利用集積や耕作放棄地を解消する支援や農業生産基盤の整備、高齢農業者に対応した出荷体制など農業経営の確立が課題です。また生産物の販売だけでなく、都市住民との体験交流や滞在や移住などによる農業の多面的な価値を高めることが必要となっています。

(2) 基本方針

地域の産業・食の基盤だけでなく、多様な公益的な機能も併せ持つまちづくりの基盤である地域農業を持続可能なものとして発展させていくために、青年農業者、新規就農者等の次世代を支える担い手を育成・支援し、農業者の組織化を図ります。また農業生産基盤や生産施設の整備により、農地の有効利用と推進品目の拡大や新たな作目の導入支援を進めるとともに、生産者の顔が見える農業や適正な情報開示や優良特産品マーク活用により、安全・安心な農産物の生産、販売を促進します。さらに地元の多種多様な主体の連携と情報の一元化によって、農による多彩な交流の促進を図っていきます。

(3) 重点的に取り組む視点

○農を支える人材育成や持続的な農の経営（6次産業化）に向けた支援と体制づくりを進めるとともに、安全安心な農産物の栽培支援と販路拡大、市民農園や滞在型市民農園等農による交流連携に向けた支援や農地有効活用に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
中山間地域活性化推進事業	集落の取組を基本とした新たな担い手対策を推進（ミニ集落営農経営支援、農業機械の購入・修繕費用補助、セーフティネット支援モデル、耕作者支援・集落支援、コシヒカリ食味コンペ）	農政課
農業振興地域整備計画管理事業	農業振興地域整備計画の達成に向けた事業管理を行う	
民営市民農園開設促進事業	新たな滞在型市民農園の誘導に向けて、小谷城SICの周辺プロジェクトとの関連を含めて検討を行う	
地域農業担い手支援事業	新規就農者支援など、地域農業の担い手の確保・支援（持続できる遊休農地活用支援事業補助、新規就農者支援、意欲ある農業者研修支援、生産調整推進（アタッチメント）補助、経営体育成条件整備事業補助、経営開始型青年就農者支援事業補助）	
地産地消推進事業	市内直売所で構成する連絡協議会に対する活動支援、6次産業化を目指す農家等に対する支援、食育と関連付けた学校給食野菜の生産技術習得等補助事業などを実施	
集落営農活動支援事業	農地集積や集落営農化・法人化など、集落単位での営農活動を支援（農地集積協力事業 経営転換協力、耕作者集積協力、人・農地問題解決加速化支援事業、集落営農法人化、集落営農組織化支援、集落営農活動支援事業、ブロックローテーション）	
経営体育成基盤整備事業	将来の農業を担う経営体の育成を図りながら、その経営体が農業生産の相当部分を担うための生産基盤や生活環境の整備を一体的に実施	
農村振興総合整備事業	地域が考え設定する農業振興目標の達成のため、地域住民参加による、地域ニーズに応じた農業生産基盤の整備及び生活環境の総合的な整備に対して支援を行う	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	50歳以下の認定農業者数	人	24	67	80	100	100	農政課
2	農業生産法人数	人	24	29	40	50	50	
3	新規就農者数	人	24	15	20	25	25	
4	農地利用権設定率	%	24	32	50	65	65	
5	耕作放棄地面積	ha	24	63.3	50	40	40	
6	学校給食地産地消率	%	24	28	30	32	32	
7	6次産業事業者数	人	24	0	5	10	10	
8	農による交流を活かした交流人口	人	24	75995	80000	84000	84000	

② 環境こだわり農業の推進

産業観光部 農政課
市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

安全・安心な食に対する消費者ニーズが引き続き高まっていますが、本市においては、水稻における環境こだわり農業が一定の成果を産んでおり、この成果を活かし、生産から販売までの各段階での取り組みを幅広く展開していく必要があります。また自然と共生する農業の役割が高まっており、地域の絆で農業・農村が持つ多面的機能の持続的な発揮や再生可能エネルギーの活用を図っていくことが求められています。

(2) 基本方針

食の安全・安心と自然環境の保全に配慮することで長浜農業の個性化・高付加価値化を実現していくために、環境こだわり農産物等の水稻から野菜栽培への拡大、食味の向上、販路開拓、加工品の開発・商品化、マーケティング、きっかけの機会の創出等を進めます。また農業・農村の振興・活性化により、地域の自然環境や田園景観の保全・形成を図るとともに、農業の持つ再生可能エネルギーの活用を検討していきます。

(3) 重点的に取り組む視点

○国や県の施策を活用し、有機農業や自然農法に取り組む農業者や地域への支援を進めながら、環境こだわり農産物の生産拡大とともに、地域資源の活用と保全再生可能エネルギーの活用を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
農地・水環境保全向上対策事業	【共同活動】多様な主体が参画し市と協定を締結した組織等を支援対象に、地域共同で行う農地・水路等の資源の日常の管理と農村環境の保全のための活動に対して支援 【向上活動】集落の手による農地周りの水路等施設の長寿命化の取組に対して支援	農政課
環境保全型農業直接払事業	化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	農地保全管理取り組み面積	ha	24	4871.1	5000	5100		農政課
2	環境保全型農業直接払い取り組み面積	Ha	27	2,738	2940	3260	3500	農政課

③ 森林整備の促進

産業観光部 森林整備課

(1) 現状と課題

森林資源の活用を進めるためには、需要を拡大していくことが重要であり、長浜市の森林の特徴を踏まえた利用方法の開発・普及が求められています。市内の林業は主に2つの森林組合によって担われていますが、これらの林業事業体等の経営体質が不十分であり強化が必要です。また、森林施業を計画的に行うためには、森林境界の明確化（集落単位での団地化）を行政と連携して進める必要があります。

(2) 基本方針

豊富な森林資源を活用し、長浜市が目指す「守り・育て・活かす」緑豊かな森づくりを進めるために、林業の川上（山側生産）から川下（販売利用）まで一貫したシステム構築を図り、林業による地域循環型の産業振興を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 森林の境界明確化を進めるとともに、安定した木材資源の供給体制を整え、需要の拡大を図ります。
- 森林資源の需要拡大として木質バイオマス事業の促進を図ります。
- 次代を担う子供たちに、森林を想う気持ちや木製品を身近に感じる心を育むため、「木育」の推進を図り、ステップアップした地域材の木製品の普及に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
施業集約化事業	「森林法」の改正（平成28年度）により、平成31年度までに地方公共団体が整備予定の「林地台帳」を基に、集落単位で施業地を集約化しながら境界を明確化し、施業の推進を図る	森林整備課
自伐型林業推進事業	天然林(広葉樹)の利用促進のため、森林施業機器取扱いや木材搬出技術の講座開催や、林家間の情報ネットワーク化により、森林作業者の担い手育成に努める	
木質バイオマス事業推進	市内から搬出されるC材（素材生産量の約50%）の利用促進に向け、新市場の事業支援や公共建築物への木質バイオマスボイラーの導入等を図る	
「木育」推進及び木製品普及事業	市内産木材を利用した木製品のおもちゃを市内幼稚園等へ配布し、啓発講座を進めるとともに、多様な木製品の普及に向けた対策に努める	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	木材素材生産量	m ³	27	5097	20000	22000	25000	森林整備課
2	素材生産性	m ³ /日・人	27	4.3	8	10	12	
3	木製おもちゃの配布（毎年5施設への配布、啓発講座）	箇所	27	5	5	5	5	

④ 鳥獣害対策の推進

産業観光部 森林整備課

(1) 現状と課題

ニホンジカ、サル、イノシシなどによる農林業被害は、捕獲数の増加や防護柵整備が進んだことにより、ピーク時の平成22年度からは減少傾向にあります。今後も被害軽減を図るうえでは、人の生活圏と加害獣の生息域の距離を置くため、農地に隣接する里山整備や耕作放棄地解消事業とのさらなる連携も必要です。カワウによる漁業被害・植生被害については、継続した捕獲実施の効果により減少しつつありますが、依然として県の管理計画に定められる目標生息数を超過しており、今後も継続した対策が必要です。

(2) 基本方針

農林水産物への鳥獣被害の防止、軽減に向け、近隣自治体や関係機関と連携しながら、有害鳥獣の捕獲、被害防除、生息地管理を柱として鳥獣害対策を推進します。このうち、被害防除対策である集落環境点検に基づく防護柵の設置については、集落や地域ぐるみでの実施を目指して取り組んでいきます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 鳥獣害対策のうち、捕獲や被害防除対策については、引き続き、重点を置き推進していきます。
- 生息地管理については、手入れが進んでいない人工林の管理や農地に隣接する里山の整備保全等の森林整備事業と、耕作放棄地対策との連携を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
獣害対策事業	地元狩猟団体への委託によるニホンジカ等捕獲の強化、防護柵整備や追い払い、里山境界での下草刈り等の支援、集落環境点検に基づく対策検討、出前講座による普及啓発活動を実施	森林整備課
竹生島周辺カワウ被害対策事業	竹生島のカワウの大コロニーに対処するため、滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画に基づき、植生被害調査を進めるとともに、銃器によるカワウの捕獲を実施	
水産業振興事業（カワウ駆除）	カワウによる漁業被害の軽減と水揚げの安定を図るため、威嚇用花火による追い払いや、防鳥糸の設置を行うとともに、銃器による捕獲を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	ニホンジカ捕獲頭数 (有害捕獲許可＋狩猟分)	頭	27	1275	2000	2000	2000	森林整備課
2	イノシシ捕獲頭数 (有害捕獲許可分)	頭	27	520	600	600	600	
3	ニホンザル捕獲頭数 (有害捕獲許可分)	頭	27	114	130	130	130	
4	カワウ捕獲羽数	羽	27	2848	2500	1700	1200	

1.3 雇用・就労機会の拡充を図ります

① 就労機会の拡充

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

長浜市では定住人口が減少する一方、少子高齢化が進行しており、生産年齢人口も合わせて減少しています。若年層が高校卒業と同時に都市部へ進学或いは就職をしており、19～22歳人口が少ない状態にあります。一方で、折からの好況の恩恵を受けられない地元中小企業は、新規就労の人材が都市部に集中する中、若年労働者の確保が十分にできない状況にあります。

これらの双方の課題を解決するために、地元出身の若年層に地元企業を就労先として検討できるよう十分な情報収集の機会を提供する必要があります。

(2) 基本方針

近年の雇用や経済を取り巻く環境の急激な変化や激しい雇用状況のもと、地元雇用の要請に応えるため、企業等と連携し、地元雇用の拡大や安定化を要請するとともに、就労相談体制の整備により就労機会を設けます。また、企業誘致や起業促進など、新たな雇用機会を創出します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 定住人口増加の観点から、当地域における「仕事」と「暮らし」をPRします。
- 地域の企業で働く労働者が、雇用を継続できる就労環境の整備を行います。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
就職活動支援事業	地元中小企業が学生向け、Uターン希望者の雇用に向けて行う就職面接会の開催。より多くの機会を設けるため、市内及び大都市圏で各1回開催	商工振興課
事業所内託児所支援事業	市内事業所が勤労者の確保と就業の安定化を図るために設置する保育施設の運営に要する経費の一部を補助し、子育て勤労者への就労機会拡大と安定就業の推進、就労環境の向上を図る	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	就職面接会開催時への出展企業数	者	27	51	50	50	50	商工振興課
2	就職面接会開催時における当日参加求職者数	人	27	95	150	200	250	
3	社内に託児所を設置している市内企業数	箇所	27	2	3	4	5	

2. 新たな産業を創り育てるまちづくり

2.1 新たな活力となる企業の誘致を推進します

① 企業誘致の推進

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

リーマンショックによる景気低迷など世界経済の急激な変化により、企業は、大規模な設備投資に慎重であり、また、グローバル化に伴い製造拠点が海外へ移転するなど、企業誘致は極めて厳しい環境下にあります。

このような中、本市においては、平成14年以降、工業団地の整備を行っておらず、既存工業団地を含む工業用地に余裕がありません。一方で、老朽化工場や空き工場が増加しており、その有効活用が課題となっています。

今後、安定した経済基盤のもと、若い人たち、子育て世代が躍動し誇りをもって「住みたい、住み続けたい」と思う魅力あるまちをめざすためには、企業誘致をはじめとした地域の雇用環境の整備が重要な課題となります。そのため、新たな工業団地整備の必要性を検討するとともに空き地及び空き工場のさらなる積極的な活用の推進を図るとともに、引き続き、景気動向の調査や企業の投資動向の把握に努め、持続可能な地域経済（好循環社会）の実現を目指す必要があります。

(2) 基本方針

海外及び国内の豊かな技術に立脚した企業の立地を促進するため、本市内において工場等を新設又は増設するものに対して必要な奨励措置を講ずるほか、企業誘致を積極的に推進するために必要な手段を講じます。また、本市における産業構造の多角化及び高度化の推進並びに雇用機会の拡大を図ることにより、本市経済の健全な発展と市民の経済基盤の安定を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○県支援制度と連携した本社機能移転を含めた企業立地助成制度の運用により、地域産業の活性化と雇用増大を目指します。

○設備投資の支援等による市内中小企業の活性化を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
企業立地促進事業	①工場等の設置に対する奨励金 市内に工場等を新設した事業者に対し、賦課された固定資産税相当額を助成する（本社機能移転含む） ②公的インキュベーションセンターからの移転促進に関する奨励金 公的インキュベーションセンターから移転し、本市に工場等を賃貸した場合に賃借料の一部を助成 上記①または②の助成金を受ける事業者に対して、新規常用雇用者数に応じた額を助成	商工振興課
中小企業設備投資等促進事業	市内の中小企業の事業拡大または高度化のための設備投資に対し、固定資産税相当額を助成	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	企業立地助成事業指定件数	件	27	1	1	1	1	商工振興課
2	中小企業設備投資等促進事業指定件数	件	27	2	3	3	3	

2.2 未来につながる次世代産業を育成します

① 小谷城スマートインターチェンジ周辺を核とする新産業の創出

産業観光部

(1) 現状と課題

小谷城スマートインターチェンジ周辺は市域の中心部に位置し、インターチェンジの設置により京阪神や東海、北陸への高速道路アクセスが向上することから、観光・産業振興などに大きな期待が寄せられています。小谷城スマート IC の開通を契機として、IC を活用した地域間の交流促進を図るとともに、民間活力導入による新しいまちづくりや魅力の創出の可能性について、幅広い調査・研究を行ってきました。

その結果、商圏人口が小さく、土地の利用規制の課題が大変厳しいことなどから、大型商業施設や大型物量施設、テーマパーク等の民間進出可能性はきわめて低いと判断されました。しかしながら、民間活力の活用については、地域の基幹産業である「農業」を軸とした地域活性化事業に対して前向きな意向を確認することができました。土地利用規制については、国において地域再生法の一部が改正され、農林水産業の生産・加工・販売施設など、6次産業化にかかる施設等を整備する際の農地転用許可の特例等が設けられました。

本市農業は稲作中心で野菜・花き等は少量多品目であり、また旧町単位で農産物直売所が存在しています。小谷城 SIC 周辺で「農」を核とした拠点化を進めるためには、直売所だけでなく契約栽培など出口可能性を見極めた生産を行い、農業の高付加価値化による成長産業へ転換させていくことが必要となります。また、一部農家を除き農家の営農意識が低下しており、担い手となる人材の育成が急務となります。

(2) 基本方針

小谷城スマート IC 周辺を長浜の「新しい農業」を創造するプロジェクトのシンボルとなる拠点に位置づけて「持続可能なアグリビジネス」を展開するとともに、産学官金が連携し、長浜の新しい農業を創造する拠点づくりに取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○小谷城スマート IC 周辺は、アグリビジネスを展開する拠点として大いなるポテンシャルを有していることから、食の安全意識の高まり等を背景に、オーガニックなどの新たな付加価値を追求する持続可能な農業の実現と農作物の生産・加工・流通・販売に至る安定したシステムの確立を目指し、長浜の新しい農業を創造する拠点づくりにつなげます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
アグリビジネス推進事業	大学等研究機関との連携による試験農場における高付加価値農産物の実証栽培や人材育成「農業版起業塾：ながはまアグリベンチャースクール」の実施、6次産業化・加工品の高付加価値化・販路拡大等への補助、農業者が取組む新たな作物栽培や販路開拓等への支援、水田野菜・花き栽培生産拡大推進事業、有機農業検証事業を通じた、持続可能なアグリビジネスを展開	産業観光部
小谷城スマート IC 周辺6次産業化拠点推進事業	拠点構想及び実施計画の策定、6次産業化施設などを設置誘導	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	持続できる地産地消推進支援事業、高付加価値化関連事業の採択件数(累計)	件	27	10	14	18	21	産業観光部
2	人材育成塾「ながはまアグリベンチャースクール」受講者数	人	28	26	86	106	106	
3	実証栽培の成果を活用して営農活動を行う農家数	件	—	—	28	56	77	
4	6次産業化拠点への施設誘導企業数	件	—	—	1	2	3	

② 大学等研究機関との連携

産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

産学官連携のもと長浜サイエンスパーク内の大学・企業シーズを産業振興及び地域振興に生かしていくため、支援機関、大学、行政で構成する長浜バイオクラスターネットワークを活用し、地域資源とバイオ技術を活かした農林水産・観光、健康・医療、環境分野の支援強化を図るとともに、研究機関や大学の連携推進による新製品・技術開発や起業・第二創業の支援、事業化につながるビジネスマッチング機会の提供などに取り組んできました。しかし、支援機関個々の課題解決には貢献するものの地域企業への波及には至っておらず、支援機関、大学、行政をさらに有機的に連携させ政策を立案していく機能が必要となっています。

(2) 基本方針

これまで取り組んできたバイオ産業の「導く」「育てる」「活かす」を基本とし、産学官金連携による長浜バイオクラスター推進事業の充実・強化を図ります。また、企業の技術的・専門的課題解決のためのアカデミックシンクタンクとして、長浜バイオ大学や立命館大学、龍谷大学などの教授陣と2つの公的研究機関から構成する「長浜アカデミックサポートチーム（NAST：ナスト）」との連携とあわせて、長浜バイオクラスターネットワークを核として、その機能と連携体制を更に強化しつつ、環境、健康、観光などの産業分野について、地域資源や地元企業の基盤技術と長浜サイエンスパークのバイオ技術を活用した持続可能な産業創出を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○長浜バイオクラスターネットワークの機能強化とともに、地域の農林水産資源と長浜サイエンスパーク等のバイオ技術を活用し、農商工と観光連携により既存バイオ産業の高付加価値化に取り組めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
バイオ産業推進事業	長浜バイオインキュベーションセンター（NBIC）入居者への支援（入居料補助）	商工振興課
長浜バイオクラスター推進事業	①ニーズ・シーズ発掘事業②研究開発・事業化プロジェクト支援事業③ビジネスアライアンス推進事業④地域展開プロジェクト創出・推進事業⑤販路開拓支援事業⑥情報発信・普及啓発事業⑦研究開発事業化プロジェクト構築支援	
創業起業新事業創出支援事業	①起業予備軍の発掘育成②起業支援③販路開拓支援	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	長浜グローバルチャレンジ応援事業採択数（バイオ分野）	件	H27	2	10	18	24	商工振興課

3. 地域の魅力を受け継ぐまちづくり

3.1 地域の伝統・歴史・文化を継承します

① 歴史文化の活用

市民協働部 生涯学習課

市民協働部 歴史遺産課

(1) 現状と課題

地域子どもたちや一般市民を対象に、湖北・長浜の歴史文化を学ぶ講座等の開催を行っていますが、より多くの市民の参加をめざし、さらに魅力ある講座を企画するとともに、各種広報媒体を有効活用し市民に広く周知していく必要があります。市内歴史文化施設の機能強化と利用促進のためには、学芸員の資質向上と研究環境の改善、施設の運営体制や再配置の検討、収蔵スペースの確保・拡大が課題となっています。

(2) 基本方針

市民が地域の歴史文化に興味や関心を抱き、郷土の歴史的資源が身近なものとなり、地域の誇りとなるよう、市内歴史文化施設と連携のもと生涯学習講座等で取り上げるなど、歴史や文化を伝承し、市民の生涯学習・郷土学習を支援する取り組みを行います。また、地域の人々が文化財を保存・活用・伝承する営みそのものも「歴史遺産」ととらえ、長浜の歴史遺産を増やしていきます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 市民各層に向けた地域の歴史文化に関する講座等を開講し、それらの講師となる人材や、長浜の歴史や文化を伝承できる人材の発掘、育成に取り組めます。
- 地域の歴史遺産に多くの人々が関わり、地域づくりに活かせるよう、歴史文化施設での展示の充実・活用、入館者の増加、市民協働の普及活動に向けて取り組むとともに、歴史文化を核としたまちづくりを進めるため、長浜市歴史文化基本構想を策定します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
学校伝統文化体験派遣事業（長浜学：高校生出前講座）	市内の高校において、地域の良さを知り、地域に貢献できる学生を育成するための学習プログラムを各高校と協議しながら実施	生涯学習課
学校伝統文化体験派遣事業（長浜学：地域活性化のための人材育成講座）	少子・高齢化する地域社会の中で地域の活性化に貢献できる市民の育成をめざして、講演会、ワークショップ、フィールドワークを実施	生涯学習課
長浜城歴史博物館管理運営事業	湖北・長浜の歴史・文化に関する展示や資料収集を通して長浜市の魅力を内外に発信、「長浜曳山祭の曳山行事」のユネスコ無形文化遺産登録に対応する企画実施、地域の子どもや市民を対象とした講座等の実施	歴史遺産課
浅井歴史民俗資料館管理運営事業	地域の歴史・文化に関する展示や民俗資料の活用を通して、地域の魅力を内外に発信するとともに、地域の子どもを対象とした体験教室に重点を置いて実施	歴史遺産課
高月観音の里歴史民俗資料館運営事業	仏像や地域の歴史・文化に関する展示をととして、長浜市の特徴のひとつである「観音文化」の魅力を内外に発信、また「朝鮮通信使」のユネスコ記憶遺産登録に対応する企画を行う	歴史遺産課
歴史文化施設の管理	長浜市曳山博物館、国友鉄砲の里資料館、富田人形会館、小谷城戦国歴史資料館、東アジア交流ハウス雨森芳洲庵、余呉茶わん祭の館、北淡海・丸子船の館のより魅力的な運営を実。	歴史遺産課
長浜市歴史文化基本構想の策定	地方公共団体の文化財保護行政の基本的構想として、文化財の保存活用の検証と活用施策の方針を示す文化財の総合的な保存・活用計画を定め、あわせて博物館・資料館の利活用計画を作成	歴史遺産課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	長浜学受講者数	人	27	445	500	550	600	生涯学習課
2	長浜城歴博、浅井歴民、高月歴民、指定管理館の合計	人	27	185,810	200,000	202,000	206,000	歴史遺産課
3	長浜城歴博、浅井歴民、高月歴民の合計	人	27	950	1,000	1,050	1,100	歴史遺産課

② 文化財の保護

市民協働部 歴史遺産課

(1) 現状と課題

長浜市の文化財がユネスコ無形文化遺産（長浜曳山祭）、重要文化的景観（菅浦の湖岸集落景観）、日本遺産（竹生島、菅浦）に指定され、その価値が認められてきました。その一方で、祭りの担い手や用具の修理技術者の不足、集落一体となった保存と活用等への対応、長浜の文化を代表する観音文化の日本遺産への認定といった課題が生じています。

(2) 基本方針

市内に現存する各種分野の文化財の実態を把握する調査を実施し、調書を揃え、その価値を把握した上で、歴史上学術上貴重な物件について指定文化財として指定を行い、保存を図りながら、地域振興の核として歴史遺産の活用を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○適切な埋蔵文化財発掘調査の実施と国・県・市指定文化財の保存活用ならびに未指定文化財の指定化に向けた調査を行なうとともに、地域の住民や団体とも密接な連携を図りながら、史跡、文化的景観などの整備活用や有形、無形の文化財の保存・伝承・活用を担う人材の確保・育成に力を入れて、歴史遺産を核としたまちづくりを推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
埋蔵文化財調査・保護・普及事業	開発などで破壊される埋蔵文化財の発掘調査、調査報告書の作成と記録としての保存、文化財の保存と博物館や資料館などでの積極的な公開による活用	歴史遺産課
指定文化財保存修理事業	有形文化財等の保存修理を支援し歴史的価値を維持し、将来に引き継いでいく	
指定文化財保存伝承事業	民俗文化財の保存伝承活動を支援し、保存・活用を担う人材を確保・育成	
指定文化財保存管理事業	有形文化財・名勝庭園等の日常管理を支援し、これらの文化財を維持	
未指定文化財調査事業	未指定文化財の調査を実施し、歴史的価値の高いものについては、保存の措置を講じる	
史跡等整備・活用事業	専門家や地元住民などからなる委員会を設置し、史跡や文化的景観などの整備や活用について取り組む	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	指定文化財における年間の保存修理件数	件	27	8	1	1	1	歴史遺産課
2	指定文化財における年間の保存伝承件数	件	27	4	2	2	2	
3	指定文化財における年間の保存管理件数	件	27	15	14	14	14	
4	文化財指定件数	件	27	451	454	458	461	

③ 良好な景観の形成

都市建設部 都市計画課
産業観光部 商工振興課

(1) 現状と課題

美しい自然景観や歴史・文化によって育まれた都市景観といった長浜らしい景観を次世代に継承すべく、長浜市景観まちづくり計画に基づいて、良好な景観形成に取り組んでいますが、近年、景観・歴史資源の建替えや街並みに調和しない建築物等の立地により、こうした良好な景観が阻害されるといった事例も見られています。

このため、今後も長浜らしい美しい景観を守り育てていくために、良好な景観の維持向上に向けた取組を継続的に行っていく必要があります。

(2) 基本方針

長浜にふさわしい自然・都市景観の保全を図るために、長浜市景観まちづくり計画における重点区域を中心とした景観保全の施策を進めるにとともに、良好な景観を活用して中心市街地及び北国街道木之本宿といったまちの賑わいを守り育てるため、歴史・文化が息づく街並みを創出するための施策を進めます。また、景観を阻害する屋外広告物等については、条例による適切な指導を行い、都市の魅力を高めるまちづくりを進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 良好な景観の形成に向けて、景観形成重点区域の新たな指定を含めた、景観重点区域における景観まちづくり事業の支援を重点的に進めるとともに、琵琶湖辺における広域的景観形成の取組や、違反広告物の是正を重点的に進めます。
- 市の景観形成基準に基づき、伝統的な街並みの形成や歴史的建造物等の活用に資する改修支援事業を促進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
景観保全対策事業	景観条例による重点区域等の指定	都市計画課
広域的景観形成事業	琵琶湖辺の美しい景観を保全していくための、県及び関係市町との連携による広域的景観形成に向けた仕組みづくり	
景観まちづくり支援事業	景観形成促進区域、景観形成重点区域において地域の景観づくりを推進する事業に要する費用について補助金を交付することにより、地域の魅力と活力を高めるまちづくりを支援	
近隣景観形成事業	知事の認可を受けた近隣景観形成協定を締結したものが行う、景観形成に関する事業に要する費用について補助金を交付することにより、美しく住みよいまちづくりを支援	
違反広告物の是正指導	条例に違反して設置されている屋外広告物に対して、指導及び通知による適正化を推進し、まちなみに調和した良好な景観を形成	
伝統的街並み景観形成事業	中心市街地及び北国街道木之本宿における伝統的な街並み景観を維持または形成するための町屋の住宅又は店舗の改修事業に対する補助	商工振興課
歴史的建築物保存活用事業	歴史的及び文化的価値を有する建築物を整備し、町の財産として商業観光推進のために保存し、活用する事業に対する補助	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	景観条例による広域景観形成重点区域と特定景観形成重点区域の数	区域	27	広域3 特定7	広域3 特定7	広域3 特定8	広域3 特定8	都市計画課
2	違反広告物の是正件数	件	27	54	250	450	600	
3	伝統的街並み景観形成事業・歴史的建築物保存活用事業に対する実施件数	件	27	4	5	4	5	商工振興課

3.2 移住しやすい体制づくりを進めます

① 移住者受入の環境づくり

総合政策部 総合政策課
市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

定住後に地域での活躍が期待できる社会的感度の高い若者を主なターゲットに、長浜市移住定住促進協議会や滋賀移住・交流促進協議会と連携し、都市部へのプロモーションとともに、移住窓口の整備や移住者受入れに対する地域の理解を得るなど、移住者受入体制を整えています。

移住促進を図るうえで課題となるのは「魅力ある仕事」があるかであり、本市でそういった仕事の間を創出することが必要となります。

(2) 基本方針

本市が狙うターゲットが魅力とを感じる、そこに住む「ひと」や「活動」に焦点を当て、本市の魅力を大都市圏に発信します。また、行政だけでなく、市民自ら地域の魅力を発信できる人材を育成し、継続性あるプロモーションを展開します。

移住者受入については、地域づくり協議会や自治会に対して、引き続き移住者受入理解促進を図るとともに、実際の移住の前に希望者と各自治会とのマッチングを図るなど、定住化に向け、一人ひとり丁寧に対応します。

仕事の間を創出については、単に労働だけでなく、「やりがい」や「自己実現」のために働く間を提供する地方発ベンチャー企業を育成し、本市の農林資源や廃校、空き家を活用しながら魅力ある仕事の間を創出し、移住促進を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 写真を通じて地域の魅力を発信し、地域を元気にする「地域の表現者」を育成します。
- 長浜市移住定住促進協議会と連携して、空き家バンクを中心に移住者の受入れを促進します。
- 廃校、空き家を活用した地域活性化の取組ををビジネス視点を持って行うことを通じて、将来のまちを支える人材を確保します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
廃校や空き家を活用したローカルイノベーションの創出	インバウンド観光を意識したゲストハウスの整備とアクティビティ（トレッキング、サイクリング、カヤック、農業体験等）実施、若者が集まれるシェアスペースの整備・運営、余暇の家（同じ趣味を持つものが集まる場）の提供・運営などを行う	総合政策課 関係各課
地域おこし協力隊の受入	都市部からの若者などの人材を積極的に受け入れ、定住による地域活動を展開することで、田園回帰の機運を高めるとともに、地域力の維持と活性化を図る	総合政策課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	40歳代以下の移住件数（累計）	件	27	11	50	100	150	市民活躍課

4. 交流でにぎわう観光のまちづくり

4.1 地域魅力の発見と活用を進めます

① 市域一体となった交流事業の促進

産業観光部 観光振興課

(1) 現状と課題

旧町の地域振興イベントを観光イベント（市民祭）として位置づけていますが、市域外からの集客に繋がっていないため、イベント内容の見直しが必要となっています。また、地域イベントの数が多くスケジュールが過密のためイベント実行委員会事務局が疲弊するなど、運営上の課題が大きくなっています。

(2) 基本方針

一体感のある長浜づくりを進めるため、各地域のイベントの連携開催や情報発信の強化を進め、各実行委員会や市民団体等と連携しながら、その取組を支援します。

(3) 重点的に取り組む視点

○各地域イベントの効果を精査しながら、毎年開催していくのか各年開催していくのか、実施時期とイベント内容の見直しを重点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
市民ふるさとまつり支援事業	まつり行事に関する市民協賛の企画実施およびまつりに関する観光宣伝および啓発の実施	観光振興課
L o v e for K o h o k u	湖北の美しい景観を湖北八景として制定し、地域の景観を見直して末永く愛し、そこに人々が集える事業の推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	市民ふるさとまつりにおける連携イベント数と動員数（年間）	事業人	27	12 300,000	11 300,000	11 300,000	10 300,000	観光振興課
2	L o v e for K o h o k uにおける動員数	人	27	2,000	2,000	2,000	2,000	

② 宿泊・滞在型観光の推進

産業観光部 観光振興課

(1) 現状と課題

本市は、観光客の入込数に比較し宿泊客が少ない通過型観光地となっていることから、滞在時間や滞在日数の延長を図り、通過型観光から滞在型観光へと転換することが求められています。また、日本を訪れる外国人観光客は増加傾向にあり、本市においても相当数の入込はみられるものの、市内を回遊せずに宿泊のみの来訪に限られています。国内外の来訪者から選ばれる観光地となるためには、観光情報の提供やガイド等の人材育成とおもてなし意識の醸成、さらに、二次交通の整備や観光トイレ、観光駐車場などの環境整備が必要です。加えて市内には多くの観光関係団体が存立しており、各団体が効果的に機能を発揮できるよう、団体間の連携・協働を図っていく必要があります。

(2) 基本方針

今後は、「観光都市・長浜」の実現に向けて、新たな観光資源の掘り起しを行うとともに、本市の観光を総合的に振興していくため、インバウンドをはじめとした交流人口の拡大による地域経済の持続的な発展という観点も含め、観光による地域活性化とその実現のための取組を示す観光振興ビジョンを策定します。また、引き続き北部地域への観光誘客の推進を図るため、北部地域と一体となった受入体制を整えるとともに、市民ふるさとまつり事業や交通対策の推進により受け入れ客数の増加を図ります。さらに、びわ湖・近江路観光圏活性化協議会や北びわ湖国際観光推進協議会を軸としてインバウンド事業や夜の賑わいづくり等の展開により、宿泊客数の増加を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 北部地域を旧長浜市と並ぶ観光拠点として誘客を図るため、道の駅（浅井三姉妹の郷、塩津海道あぢかまの里、湖北水鳥ステーション）や木ノ本駅、きのもと交遊館の展示などを基点としたガイド、人材育成、二次交通の整備を図ります。
- さらなる観光魅力を高めるため、推進体制として、産官学金の連携、（公社）長浜観光協会、奥びわ湖観光協会、（一社）北びわこふるさと観光公社等の連携を推進します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
インバウンド事業	産学官の連携のもと、北びわこエリアにおけるインバウンドの機運醸成とともに、情報共有・情報発信により、外国人観光客の誘致を図る	観光振興課
北部地域観光誘客事業	北部地域の地域資源を活用しながら観光誘客を図るため、引き続き地域住民と協議を重ね地域と一体となった受入体制を整備する	観光振興課 北部・地域振興課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	観光入込客数（宿泊者数） 【インバウンド事業】	人	H27	448400	470820	494361	519079.05	観光振興課
2	外国人観光入込客数（宿泊客数） 【インバウンド事業】	人	H27	58002	60902.1	63947.205	67144.56525	
4	きのもと交遊館展示入館者数 【北部地域観光誘客事業】	人	H27	13918	15309.8	16840.78	18524.858	
6	ガイド案内者数 【北部地域観光誘客事業】	人	H27	95928	100724.4	105760.62	111048.651	
7	観光入込客数（北部地域） 【北部地域観光誘客事業】	万人	H27	201	221.1	243.21	267.531	
8	観光入込客数（木之本地域） 【北部地域観光誘客事業】	万人	H27	41	47.15	54.2225	62.355875	

4.2 地域魅力の発信と交流を進めます

① 地域魅力の情報発信の強化

総合政策部 市民広報課

総合政策部 総合政策課

(1) 現状と課題

行政情報をはじめ地域の活動や観光情報等、市が扱う情報の種類・量が年々増大しており、これに伴って情報発信元も増える状況にあります。本当に必要な情報を、伝えたい人に、ほしい人に、いつでも、どこでも、的確に届けることが求められており、発信すべき情報を整理・再構築する仕組みを至急に構築する必要があります。

また、東京・上野に設置する情報発信拠点「びわ湖長浜 KANNNON HOUSE」を有効に活用することが求められます。

(2) 基本方針

行政が持つ情報量と公共性、市民団体が持つ住民目線での情報発信スキルや柔軟性といったお互いの長所を生かし、情報を共有して互いに発信しあえるような体制を検討することにより、地域が持つ魅力を効果的に発信し、市全体としての情報発信力の強化に努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

- 「びわ湖長浜 KANNNON HOUSE」を拠点として、首都圏において本市の魅力発信を積極的に行います。
- SNSやホームページを活用し、市民からの情報が市役所に集まるような仕組みを作るとともに、情報提供元にもメリットがあるような情報の使い方をすることで、地域の魅力を効果的に発信します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
「普段着のながはま」魅力情報デザイン・発信事業	ホームページ「長浜くらしノート」の充実を図り、四季を通して普段着の長浜の魅力を発信するとともに、その魅力を実感できるよう、ホームページとリンクさせたワークショップを開催	市民広報課
首都圏における情報発信事業	「びわ湖長浜 KANNNON HOUSE」を拠点として、首都圏において本市の魅力発信を積極的に展開	総合政策課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	ポータルサイト閲覧者数	人	27	78000	86000	88000	90000	市民広報課
2	「びわ湖長浜 KANNNON HOUSE」入館者数	人	27	0	10000	10000	10000	総合政策課

② 地域資源を生かした集客交流の展開

産業観光部 観光振興課

(1) 現状と課題

歴史文化や自然の豊かな本市には、個性的で魅力的な地域資源が多く、観光拠点としても非常に高い可能性を有しています。今後においても、「観光都市・長浜」の実現に向けて、魅力的な観光地として発展させていくためには、新たな観光資源の発掘・育成を図るとともに、既存の観光資源の切り口の見直しや深堀をするなど、観光地域のブランド化や地域特性を生かした取組などを通じて、競争力の高い魅力ある観光地としての形成が必要です。

(2) 基本方針

曳山や子ども歌舞伎をはじめ、市内にある有形・無形の歴史資源や地域の個性、魅力を、国内外に向け広く情報発信していきます。また官民の一体的な連携により、地域資源を最大限に活用した観光振興に取り組むとともに、「石田三成に逢える近江路」として広域連携事業の推進を図るなど、地域経済の活性化や賑わいの創出、都市イメージの向上のほか、地域への愛着や誇りの醸成を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 「長浜曳山まつり」のユネスコ無形文化遺産登録を契機として、曳山、子ども歌舞伎、まつりといった曳山文化を国内・国外に向け広く情報発信します。
- NHK大河ドラマのインパクトを最大限に活かすため、ゆかりの人物にスポットをあてた地域観光戦略を展開します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
ユネスコ曳山ユニット事業	長浜曳山まつりのユネスコ無形文化遺産登録を契機に、曳山、子ども歌舞伎、まつりといった曳山文化を地域の宝・長浜市民の誇りとして、広く国内外へ情報発信するとともに、歴史文化を生かしたまちづくりを推進	歴史遺産課 観光振興課
戦国の聖地 長浜事業	姉川の合戦、賤ヶ岳の合戦など数多くの戦が繰り広げられた地・長浜市出身の武将をはじめ有名無名の戦国武将に光を当てたイベントや展示を催し、新たな観光誘客及び観光産業の振興を図る	歴史遺産課 観光振興課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値 (直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	観光入込客数 (宿泊者数) 【ユネスコ曳山ユニット事業】	人	H27	448400	470820	494361	519079.05	観光振興課
2	外国人観光入込客数 (宿泊客数) 【ユネスコ曳山ユニット事業】	人	H27	58002	60902.1	63947.205	67144.56525	
3	外国人観光入込客数 (日帰り) 【ユネスコ曳山ユニット事業】	人	H27	7687	9993.1	12991.03	16888.339	

政策5 安心・安全

～不安なく穏やかに暮らす～

頻発する様々な災害や事故・犯罪に対応し、有事の際に備えた危機管理体制の充実や、地域の防災・防犯体制の充実に取り組み、災害・犯罪に強いまちづくりを進めます。また、消防や救急体制の更なる充実に取り組み、誰もが安心して安全に生活できる環境づくりを進めます。

1. 犯罪や交通事故の少ないまちづくり

1.1 防犯対策の充実を図ります

① 防犯環境の向上

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。少子・高齢化や核家族化等により、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されており、今後一層、防犯意識を高め、防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

(2) 基本方針

犯罪の防止に配慮した生活環境を整備し、市民と行政が一体となって安全で住みよい地域社会の実現をめざします。そのために、自主的な防犯活動を推進するとともに市民意識を啓発し、地域住民の協力を得て、安心で安全なまちづくりを推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域防犯対策及び犯罪防止環境づくり支援並びに自主防犯活動支援を行うことにより、全市的な自主防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進をはかるとともに、犯罪を未然に防ぐ環境づくりをすすめ安全で安心なまちづくりに努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
自主防犯活動支援事業	自治会等が行う防犯に関する活動に要する経費、夜間における地域住民の安全を確保するための防犯灯設置者に対する経費について、各々一部を補助	市民活躍課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	補助件数	件	27	5	5	5	5	市民活躍課
2	防犯灯のLED化率	%	27	27.8	90.0	90.0	90.0	市民活躍課

② 防犯活動の強化

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

情報社会を背景として、犯罪が複雑化・巧妙化の度合いを強め、市民生活が脅かされている中、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。長浜市では警察をはじめ関係団体や各種防犯団体により、防犯パトロールや啓発活動が活発に行われており、今後もこのような活動を継続的に行っていくことが求められます。

(2) 基本方針

市民一人ひとりの防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進をはかり、安全で住みよい地域社会の実現をめざします。また、犯罪のない明るい社会を築いていくため、総合的な防犯対策を進めていくとともに、市民総ぐるみによる暴力を許さない社会づくりを推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○自主的な防犯活動を推進するために、防犯意識の普及啓発や自主防犯活動団体の継続的活動への支援、防犯に関する情報の提供、防犯関係機関との連携強化、地域の犯罪につながる危険要因の解消を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
自主防犯推進事業	安全で安心なまちづくりに向けた自主防犯活動の推進	市民活躍課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	長浜署・木之本署犯罪認知件数	件	27	860	817	776	737	市民活躍課
2	地域安全長浜市民大会の開回数	回	27	1	1	1	1	市民活躍課

③ 消費者保護の推進

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

近年の本市における消費生活相談内容の傾向を見ると、多重債務の相談件数が減少したかわりに、スマホの普及に伴うネット関連の相談が増加しています。また、電力の自由化等の新たな制度の変化に伴い、新たな相談も予想されることから、時代の変化に対応した多様な相談体制を整備しておくことが必要となっています。

また、本市が実施している消費学習出前講座の参加者は高齢者が多く、小中学生および若年層への参加と啓発が課題となっています。

(2) 基本方針

ネット詐欺、悪徳商法などの被害の未然防止や消費者トラブルの解決のため、消費生活相談を充実するとともに、消費者の主体的な学習活動を促進する情報の提供や啓発活動を強化します。

(3) 重点的に取り組む視点

○消費者への学習活動の実施および、情報提供を重点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
消費生活対策事業	消費者トラブルによる相談窓口の開設、出前講座等による啓発の実施	環境保全課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	消費学習出前講座参加者数	人	27	845	900	950	1000	環境保全課

1.2 交通安全対策の充実を図ります

① 交通安全対策の充実

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

本市では、交通事故のない社会を目指し、長浜市交通安全計画に基づいて各種の陸上交通安全対策に取り組んでいます。交通事故件数、負傷者数は、ここ数年減少傾向となっていますが、交通事故の発生状況は依然として高い水準で推移しています。また、高齢者の交通事故は県内の平均発生率を上回っています。

交通事故を減少させるためには、市民一人ひとりの交通安全に対する意識高揚が重要であり、市、警察署、関係団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域の実情に即した各種の交通安全活動・運動を推進していく必要があります。

(2) 基本方針

交通事故がない「安全安心なまち」を実現するために、悲惨な交通事故による死者数の一層の減少を目指すとともに、交通事故の発生そのものの減少にも積極的に取り組みます。

自治会、事業所、関係団体、警察、行政等が一体となって、子どもや高齢者をはじめとする市民への交通安全教育・啓発活動を進めるとともに、市民による主体的な交通安全活動を促進します。また、交通拠点や危険箇所における放置自転車の抑制・解消のための違法駐車への警告・啓発や積極的な撤去活動を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域の実情に即した各種の交通安全活動を推進できる人材・団体を支援するほか、安全な公共空間を確保します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
交通安全対策事業	自治会あるいは地域ぐるみで取り組む交通安全活動の事業費、必要物品等の購入経費の一部、市内の交通安全協会が行う交通事故防止対策の推進活動の経費を補助	市民活躍課
放置自転車対策事業	駅周辺を中心とした自転車等放置禁止区域にて、自転車等の放置を防止することにより、公共の場所の良好な環境を確保し、安全で快適な市民生活の実現を図る	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	交通事故発生件数	件	27	420	400	380	360	市民活躍課
2	交通安全職域別無事故運動参加申込事業者数	件	27	87 件	100	120	140	市民活躍課
3	シルバー無事故運動参加申込者数	件	27	40 人	200	250	300	市民活躍課

2. 防災・減災対策の充実したまちづくり

2.1 危機管理体制の強化を図ります

① 危機管理体制の強化

防災危機管理局

(1) 現状と課題

自然災害や異常気象など、市民の生活を脅かす様々な事象が頻発化しており、予想される災害の把握と、防災・減災に向けて、行政や事業者、市民等多くの主体が一体となった危機管理体制の構築が必要となっています。これまで、災害事象に備えたソフト対策は進めてきてはいますが、計画の実効性を担保するための実証訓練の継続的な開催と検証が必要となっています。

(2) 基本方針

頻発化する自然災害や異常気象、また、新たな危機事象に対応するため、各種の計画策定や時点修正を行うとともに、計画の実効性を担保するための実証訓練の継続的な開催と、訓練結果の検証による更なる見直しを繰り返すことで、危機管理の精度を高めるとともに、防災体制の確立を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

- 体制強化に向けて、災害対策本部単体での訓練ではなく、他組織や市民団体との連携を図りながら、実践を伴った形での対応訓練を重点的に実施します。
- 原子力防災についても、実動の避難訓練にあわせて、原子力に対する正しい情報や知識の広報に努めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
長浜市総合防災訓練	大地震等による災害発生時において、長浜市および防災関係機関ならびに市民がとるべき措置を実践し、災害応急対策の習熟と各防災関係機関相互の協力連携対策の確立を図るとともに、防災行動力の向上と防災意識の高揚を図ることを目的に実施	防災危機管理局
長浜市原子力防災訓練	原子力災害発生時において、滋賀県、長浜市および防災関係機関ならびに市民がとるべき措置を実践し、災害応急対策の習熟と各防災関係機関相互の協力連携対策の確立を図るとともに、原子力防災行動力の向上と原子力防災意識の高揚を図ることを目的に実施	
災害対策本部訓練	長浜市地域防災計画に規定のある災害事象に対処するために設置することとしている災害対策本部について、実災害を想定した各部（各班）の所掌事務や現場対応などを検証、確立することを目的として、総合防災訓練及び原子力防災訓練時に同時に実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	長浜市総合防災訓練	回	27	1	1	1	1	防災危機管理局
2	長浜市原子力防災訓練	回	27	1	1	1	1	
3	災害対策本部訓練	回	27	2	2	2	2	

2.2 消防・救急体制の強化を図ります

① 市民消防・防災の強化

防災危機管理局

(1) 現状と課題

地域が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）である自主防災組織の活動が、発災時における地域の被害を少なくした事例も多く、その重要性や期待する役割が高まっています。

これまで本市では、住民への防災思想・防災知識の普及をきめ細かく行わないうちに、組織化することだけに注視してきたことから、今後においては真の自主防災組織のあり方や使命を再啓発し、大規模災害が発生したとき、実践的な役割が果たせるような組織として育成、支援することが必要となっています。

(2) 基本方針

ライフラインのシステムダウンや防災機関の活動困難といった状況に備えて、公助による防災対策に加え、「自分たちの地域は自分たちで守る」共助の取組みとして、自治会や自主防災組織による防災対策の実施や地域内の安全確保の取組みに対する支援を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

○自主防災の本質としての「自主・独立」の観点から、地域が自ら考え行動できるよう、地域のニーズに合った訓練や出前講座の提供や、独自活動や資機材の充実を図るための補助制度の充実など、地域の特性・実情にあった事業展開を行います。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
災害図上訓練	地域の防災力を高める事業として、地区別防災マップや地区避難計画を作成し、マップを全戸配布するとともに、マップ等の電子データ等の提供を行う	防災危機管理局
防災出前講座	防災意識・知識と地域の防災力を高めるため、自治会等へ出向き、自然災害（地震、風水害、土砂災害）や原子力災害など、地域のニーズや状況に応じた、防災に関する講座を実施	
草の根防災育成事業補助	地域でのハード面での防災力を高める事業として、自治会等が行う防災に関する事業に要する経費の一部を補助	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	災害図上訓練	%	27	53.2	100			防災危機管理局
2	防災出前講座	自治会数	27	22	30	30	30	
3	草の根防災育成事業補助	自治会数	27	103	100	100	100	

② 消防・防災施設の維持更新

防災危機管理局
総合政策部 情報政策課

(1) 現状と課題

本市の消防防災施設は、合併以前の旧町毎に導入された個別のシステムを暫定接続したものが導入されており、法規制により平成34年までしか使用できない時限システムとなっています。また、経年による施設の老朽化や、機能が時代遅れとなったシステムなど、更新や補完が必要となっている施設が多くあるものの、市内一律のシステムに刷新・統一することは、旧来からの地域事情や財政的な面からも、困難な状況にあります。

(2) 基本方針

市民の安全安心を確保するため、消防防災施設の更新や旧システムの補完のための整備計画を策定し、現状の機能を確保しつつ、現有機能の最大限の有効利用や時代に即した新たな手法やシステムなどを取り入れながら施設整備を行います。

(3) 重点的に取り組む視点

- 現状機能や規模を維持したうえで、地域のニーズや状況に合った施設整備としていくため、現有施設を最大限に有効活用しつつ、新たな手法や先進事例を取り入れたシステムの構築を行います。特に、基礎自治体としての情報基盤の確立をめざし、防災行政無線戸別受信機の代替補完については、市民の安全安心にかかる情報伝達として、早急な確立を目指します。
- 市民への情報伝達手段としては、現行の防災行政無線のほかに、Lアラートの活用や、28年春に改修したメール配信システムの登録者増加を図ります。また、異常気象時や災害時等には市のホームページのトップページに最新情報を掲載するようシステム改修を行うなど、伝達手段の多様化を進めます。
- あわせて自治会有線放送の無線化（エリアトーク）を推進し、高齢者などの情報弱者対策とともに、地域での防災力を高めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
同報系防災行政無線整備事業	屋外拡声子局を整備の基本とし、長浜、浅井、木之本地区は既存のシステムを継続利用し、また他の地区では自治会の有線放送、ケーブルテレビも活用する形での整備を進める	防災危機管理局
消防団配備車両更新事業	35 台を配備している消防団消防ポンプ自動車の車両更新を行い、1 年あたり 2 台の頻度で、18 年のローテーションでの更新を目指す	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	デジタルによる無線整備区域内世帯数	%	27	72.1	72.1	100		防災危機管理局
2	消防団配備車両の更新率 (団合併の平成 22 年度を基準とする)	%	27	31.4	54.3	77.1	94.3	

③ 緊急時に備えた体制整備

防災危機管理局

(1) 現状と課題

近年の自然災害や異常気象の頻発、大規模化などに加え、新たに原子力災害にも備える必要が生じた中、災害が発生した時に被害を最小限にとどめるための施策の実行や個別の計画づくりが必要となっています。特に想定地震については地域的に発生確率が最も高い「柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震」について、県による被害想定の見直しが行われ、従前よりも想定数が増加したことにより、計画の見直しとその対応が必要となっています。

このような状況のなかで、行政による公助での対応に加えて、市民や自主防災組織による協力、県や国への協力要請、応援協定市や応援協定締結企業との連携を強化して、体制と装備の整備を行うことが必要となっています。

(2) 基本方針

いつ、どこで起きるかわからない災害事象に対して、自助、共助による地域対策や個人の取り組みとして要請しつつ、公助としての役割として、初動対応としての物資備蓄に取り組むとともに、応援協定市や応援協定締結企業との連携強化を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

○緊急時に備えた体制と装備の強化に向けて、避難路の整備や確保、災害時対応資機材の配備、被害想定に対応した食料品等の備蓄や、避難所運営マニュアルや職員初動マニュアル、原子力災害時行動マニュアルなどの個別計画の策定に重点的に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
食料品等非常物資の備蓄	地震の被害想定により算定された避難者数に対応できる必要物資の備蓄と追加購入や、協定による流通備蓄の確保、使用期限到来による買い替えを行うとともに、市民の皆さんには自助として3日間の食料備蓄を呼びかける	防災危機管理局
防災資機材備蓄倉庫整備	指定避難所となっている施設のうち、すべての学校施設(39小中学校)に、災害時対応の非常資機材とその保管庫としての備蓄倉庫を配備する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	食料品等非常物資の備蓄目標に対する充足率	%	27	48.8	65	80	100	防災危機管理局
2	防災資機材の備蓄倉庫への配備率	%	27	10.8	100			

政策6 環境・都市

～水と緑に包まれ住まう～

地域が育んできた豊かな自然環境を保全・活用し、次世代に継承していけるよう、一人ひとりが身の周りの環境について考え、環境負荷の低減に向けた取組や生活を実践できる環境づくりに取り組みます。また、人口減少社会に対応するかたちで都市基盤や生活環境の維持、地域のコミュニティづくりを進め、それぞれのまちの活力を維持しながら、一人ひとりがつながりをもって生活できる環境づくりに取り組みます。

1. 地球環境にやさしいまちづくり

1.1 低炭素社会の構築を進めます

① 総合的な地球温暖化対策の推進

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

平成23年の東日本大震災および原子力発電所事故の影響により各地の原子力発電所が停止する中で、火力発電の占める割合が大きくなっており、温室効果ガス排出量は高止まりの傾向にあります。

国は、平成27年7月に「2030（H42）年に13年度比26%削減」の目標を決定し、また滋賀県は、平成28年度に「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の改定を行い、新たな削減目標やそれを達成するための取組の検討に加え、新たに気候変動の影響への適応策を検討することとしています。本市としてもこうした現状を踏まえ、国県等の動向を注視しながら地球温暖化防止のため、主体的で実効性のある施策の展開を着実に図る必要があります。

(2) 基本方針

長浜市環境基本計画および長浜市地球温暖化対策実行計画に基づき、環境保全や地球温暖化防止に関する情報を適切に発信し、市民・事業者と情報の共有化を行うとともに環境教育・環境学習を推進し意識を高めます。また市民・事業者・市は、互いに啓発し合い、連携、協働して温室効果ガスの削減に向けた取組を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○温室効果ガス排出削減に向け、家庭・事業所における省エネ・省CO2対策およびエネルギー源対策、環境にやさしい車の利用推進、エコドライブの推進など各主体が地球温暖化防止の取組みを効果的に進めるために必要な仕組みを整備します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
エコドライブ推進事業	CO2 排出抑制につながる運転技術を学ぶエコドライブ講習会の開催、エコドライブの啓発、電気自動車等の普及に向けたインフラ整備などの推進	環境保全課
グリーンカーテン設置推進事業	夏の節電対策に有効なグリーンカーテンの普及に向けて、設置講習会の開催などを実施	
地球温暖化防止啓発事業	省エネと食材の効率使用を目的とするエコエコクッキング講座、省エネ啓発を行う出前講座、家庭・事業所で一斉消灯するライトダウンキャンペーン等、環境保全に係るイベント等を開催	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	温室効果ガス排出量	万 t -CO2	24	100.2	73.5	69.1	63.8	環境保全課

② 再生可能エネルギーの利活用の推進

市民生活部 環境保全課

農政課

森林整備課

市民活躍課

(1) 現状と課題

平成24年以降、国の施策である再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入により、本市においても太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が進みました。また、平成27年7月に国の中長期的なエネルギー政策の方向性が示され、今後も再生可能エネルギーの普及拡大を進めていくことが決定しています。

本市においても、地球温暖化防止対策等に有効である再生可能エネルギーの導入を省エネの推進とともに更に加速させていく必要があります。

(2) 基本方針

安全で持続的に利用できるエネルギーの推進、地域主導による自立分散型エネルギー社会の構築および温室効果ガスの排出削減に向け、関係部局が連携して再生可能エネルギーの導入を促進します。

また、整備された再生可能エネルギーを活かし、防災、地域活性化、産業・地域振興、観光振興などにつながる事業を展開します。

(3) 重点的に取り組む視点

○再生可能エネルギー、特に太陽光発電、小水力発電、バイオマス熱利用の導入を拡大するとともに、エネルギー高度利用技術（燃料電池、蓄電池、次世代自動車）の普及に向けた取り組みを行います。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
再生可能エネルギー導入促進事業	1 再生可能エネルギー発電設備導入促進事業 （民間の導入支援の拡大、公共施設における導入促進） 2 バイオマス燃料利用促進事業	環境保全課 農政課 森林整備課 市民活躍課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	再生可能エネルギー導入量 （資源エネルギー庁発表数値）	万 kWh	H27	3,700	6,340	8,980	10,960	環境保全課

1.2 循環型社会の構築を進めます

① ごみ減量化と資源循環の仕組みづくり

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

ごみの分別等により、本市のこれまでの4年間のごみ総排出量と比較すると、現在は家庭系ごみ、事業系ごみともに排出量は減少傾向にあります。家庭系ごみ総排出量については、平成26年度が35,039tであり、1人1日当たりのごみ排出量も平成22年度から24g減少し、湖北広域行政事務センターが定めるごみ処理基本計画目標数値628gを達成しています。湖北広域行政事務センターでは県内でもいち早くリサイクルの推進に取り組み、また、ごみの減量化・リサイクル推進に対する市民の意識が高い結果と言えます。今後は、この高い水準をいかに維持していくかが課題となっています。

(2) 基本方針

環境負荷を低減させ、限りある地域環境資源を繰り返し利用する循環型社会を構築するため、ごみの減量化、特に「使いキリ」、「食べキリ」、「水キリ」の3つの「キリ」による生ごみの減量化やリサイクルなど3R活動（廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化）の推進により、循環型社会の実現に向けた市民の主体的な取組を促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○ごみの減量化を促進するうえで、使用済みの物は廃棄物ではなく貴重な資源であるという資源循環の考え方が今後とも重要になることから、循環型社会への関心を高めるための資源循環に関する教育・学習の場の提供や積極的な情報発信を行っていきます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
ごみの適正処理事業	ごみ集積所整備に対する補助金を交付するとともに、地域・一般家庭に向けて、カレンダー用ごみ収集日シールの配布、ごみ分別出前講座、ごみ集積所用カラスネットの無料配布等を行う	環境保全課
ごみの減量化事業	ごみ減量及びリサイクル推進に向けた活動、ごみの減量に向けて、ホームページ、広報誌等での啓発を実施	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	可燃ごみ処分量(市民1人1日当たり)	g	26	594.4	594	594	594	環境保全課

② 不法投棄対策の強化

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

市民による環境美化活動が積極的に行われていますが、空き缶等の散在性ごみ、家電製品の不法投棄が減少していない状況です。不法投棄は個人のモラルによるもので、投棄者の特定も難しいため、啓発を効果的に行うことが必要となります。

(2) 基本方針

美しい生活環境を守り続けるため、市民、自治会、事業者、行政、さらには県や警察など関係機関との連携により、不法投棄や散在性ごみに対する監視体制と啓発活動の充実に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○自治会と市のきれいなまちづくりパートナーシップ協定を起点として、不法投棄防止の啓発、監視強化に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
環境美化事業	滋賀県ごみの散乱防止に関する条例にもとづき、5月30日、7月1日、12月1日の環境美化の日を基準として、ごみの散乱防止について、地域での環境美化活動の呼びかけやイベントを実施	環境保全課
きれいなまちづくりパートナーシップ事業	自治会と市が協定を結び、自治会に不法投棄防止パトロール、散乱ごみ収集、啓発の活動を継続的に実施していただき、関係経費の一部を市が補助する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目	単位	現状値(直近)		目標値			担当課
		年度	数値	30年度	34年度	38年度	
きれいなまちづくりパートナーシップ協定締結自治会数	件	27	18	22	26	29	環境保全課

③ 公害の未然防止

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

本市における各種環境基準の数値においては、市内河川のBOD濃度（水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量）2.0mg/L以下、大気環境基準適合率（SO₂, NO₂, SPM）（環境基準に適合した日数を総測定日数で除したもの）100%、騒音に関する環境基準達成率96%と、目標値を概ね達成している状況にあります。

一方、環境にやさしいまちづくりの推進に向けた市と事業者との間での取り決めである環境保全協定は、その規制基準が厳しいことから、締結事業所数が伸び悩んでいる状況です。引き続き、環境配慮の意識向上に努めるとともに、締結事業所の増加に向けた取り組みが必要となっています。

(2) 基本方針

公害の発生を未然に防止するため、環境状況の把握に努め、関係機関と連携し、事業活動に伴う公害が発生しないよう、関係法令に基づく規制・指導を徹底します。

(3) 重点的に取り組む視点

○公害の未然防止に向けて、環境監視体制の充実および事業所への指導の徹底を重点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
環境公害監視調査事業	環境状況の把握や関係機関とともに指導の強化を図り、公害のない、良好で安全な環境づくりを進める 水質調査（河川水質、41地点）、底質調査（河川底質、4地点）、大気環境調査（16地点）、道路交通騒音・振動調査、環境騒音調査（12地点）、公害苦情への対応・事業所への指導	環境保全課
環境保全協定の締結推進	市内の各事業所と環境保全協定を締結することで、事業所の環境への配慮を促進する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	環境公害監視調査事業	実施	27	実施	継続	継続	継続	環境保全課
2	環境保全協定の締結件数	件	27	1	45	45	45	

2. 自然を守り育てるまちづくり

2.1 自然環境の保全を進めます

① 自然環境保全の推進

産業観光部 森林整備課

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

自然環境を守り、活かすには市民やその恩恵を享受する人々の力が重要であり、人と自然や環境との関わりについて理解と認識を深める機会が必要です。また、市内の森林地域の保全については、過疎・高齢化が進み地域活力も減退していることから、新たな人材を発掘しながら、育成していく仕組みと支援措置が必要となります。

(2) 基本方針

森林、琵琶湖や河川など豊かな自然を守り生物多様性を高めていくため、多様な自然環境を保全するとともに、衰退した自然の回復や資源としての適切な活用、外来種対策など、総合的な取り組みを進めます。また、エネルギー問題なども含めた市民一人ひとりができる環境保全活動の促進にも努めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○自然環境の保全を多面的に進めるために、自然環境保全や森林整備に取り組む人材・団体の育成支援に取り組みます。また日常生活や事業活動における省エネや再エネの利用促進を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
環境にやさしい活動推進事業	市民が環境保全を考え活動への参加意欲を高めるため、省エネ活動の紹介や体験学習などを中心とした環境啓発イベントを開催する	環境保全課
アメニティ推進事業	快適な環境（アメニティ環境）の保全および創出を目的にした事業を行う市民活動団体の活動への補助を行う	
合併浄化槽設置整備補助事業	下水道整備計画区域以外の地域において、住宅に合併処理浄化槽を設置する個人に対する補助を行う	
里山林再生プロジェクト	市民が参画しやすい里山整備にかかる講習会を市や長浜市森づくりクラブが実施。幅広い知識・技術を学ぶことで、継続した里山づくりを担う人材・団体の育成に努める	森林整備課
自伐型林業推進事業	森林面積の約6割を占める天然林利用促進のため、森林施業機械の取扱いや木材搬出技術の講座を開催する。また、林家間の情報ネットワーク化により森林事業者の育成に努める	
森林多面的機能推進事業	自立した森林保全・整備を行う団体の育成に向けて、機材購入補助・活動支援を行う	
地域おこし協力隊推進事業	中山間地域の森林整備推進と地域の活性化を目指し、自伐型林業など林業に特化した担い手を「地域おこし協力隊」として随時募集する	
仮）森林マッチングセンター開設	中山間地域での農林業振興を図るため、地域のニーズを把握し対策をコーディネートする中核組織を設置し、各分野の事業のワンストップ化を図る。また、市の業務集約化に伴う地域の窓口業務を担う組織体制を整備する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	環境にやさしい活動推進事業実施数	回	27	1	1	1	1	環境保全課
2	アメニティ推進事業補助件数	団体	27	3	3	3	3	
3	合併処理浄化槽設置整備補助事業補助件数	件	27	0	5	5	5	
4	里山づくり講座受講者数	人	27	190	230	270	290	森林整備課
5	自伐型林家数	人	27	0	10	12	16	
6	多面的機能補助金交付数	件	27	7	10	10	10	
7	地域おこし協力隊就任数	人	27	3	3	3	3	
8	仮）森林マッチングセンター開設数	ヶ	27	0	1	2	－	

② 市民・事業者・各種団体との協働・連携

市民生活部 環境保全課

(1) 現状と課題

年度ごとに異なる動植物を指標とした「身近な自然環境調査」を実施し、5年間で751人の市民参加を得ました。市民がひとと自然との関わりについて理解と認識を深めるためには、こうした自然にふれあう機会や場の確保が必要であり、幅広い市民の参加を得ながら、今後も継続して実施していく必要があります。

(2) 基本方針

市民とともに自然環境を守る活動を進めるため、環境保全活動や環境教育を推進する人やグループなどを育成・支援するとともに、市民・事業者・各種団体と連携した自然環境調査や環境保全活動、市民参加の里山づくりを促進します。

(3) 重点的に取り組む視点

- 市民や事業者によって構成される環境づくりや各種団体のネットワーク化など環境まちづくりを進めるための基盤を整備します。
- 自然への理解を深める催しや学習会などを実施し、自然環境の大切さを学ぶことのできる場所や機会を増やします。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
自然環境ふれあい推進事業	幅広い世代の市民が、自然に親しみ、学ぶことができるように、自然への理解を深めるためのイベントや観察会などの機会や内容の充実を図る	環境保全課
長浜エコネットワーク協議会	市内事業所や環境保全団体のネットワークを図ることで、地域活動の実践力を高めるとともに、それぞれの活動内容や成果について、市民へ発信する	環境保全課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	自然環境ふれあい推進事業参加者数	人	27	459	500	550	600	環境保全課
2	長浜エコネットワーク協議会参加団体数	団体	28	10	15	20	25	環境保全課

2.2 緑豊かなまちづくりを進めます

① 公園の整備

都市建設部 都市計画課

(1) 現状と課題

多くの公園で公園施設の老朽化が顕著になってきており、少子高齢化・人口減少社会の中で、望ましい公園の配置と機能の付与等を検討することが必要となっています。

(2) 基本方針

休養・休息や様々な余暇活動、スポーツ・運動、地域活動等での利用を通して市民に親しまれる都市計画公園を計画的かつ適正に整備・配置します。

(3) 重点的に取り組む視点

○地域性や利用者ニーズを反映した公園配置に基づき、市民との協働による公園整備を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
都市計画公園管理事業	市内の都市計画公園の適正な維持管理の実施	都市計画課
豊公園再整備事業	豊公園再整備基本計画に基づく再整備の推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	市民一人当たりの都市公園面積	m ² /人	H27	13.9	※			都市計画課

※みどりの基本計画一部改定予定のため現在調整中

② 緑地の確保

産業観光部 森林整備課

都市建設部 都市計画課

(1) 現状と課題

みどりは、快適で安全な生活を営むうえで、欠くことのできない重要な役割を担い、多様な機能を持っており、特に市街地では今まで以上にその重要性が増しています。今後は、みどりが果たす様々な機能を十分に理解するとともに、その機能を確保しつつ活用していくことが必要となっています。

みどりの空間を守り活かしていくには、親しみ利用する人の新たな力が必要となっており、みどりに携わる人材の育成と仕組みづくりが必要となっています。

(2) 基本方針

市民生活のみどりとの関わりを深め、みどりを次代へと継承していくために、市民・市民団体・NPO・事業者・行政が主体性を持ち協働しながら、みどりを守り、育み、活かし、質を高めていくとともに、くらしと密接に結びつき、また生活に息づくみどりとの共生を図ることを目指します。

(3) 重点的に取り組む視点

○緑地や森林の整備を「守り・育て・活かす」ことができる人材・団体の育成を重点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
里山林再生プロジェクト	市民が参画しやすい里山整備にかかる講習会を実施し、幅広い知識・技術の講座を行うことで、継続した里山づくりを担う人材・団体を育成する	森林整備課 都市計画課
自伐型林業推進事業	天然林(広葉樹)の利用促進を図るため、森林内での施業技術向上に向けた講座の開催、林家同士の情報ネットワーク化による森林作業者の担い手育成に努める	
森林多面的機能推進事業	森林保全・整備を行う団体向けの補助支援措置(機材購入・活動支援)を行い、自立した団体の育成	
地域おこし協力隊推進事業	中山間地域の森林整備推進と地域の活性化を目指し、自伐型林業など林業に特化した担い手を「地域おこし協力隊」として随時募集	
仮) 森林マッチングセンター開設	中山間地域での農林業振興を図るための様々な対策をコーディネートする中核組織を設置し、産業振興、地域連携、人材発掘、定住促進など事業のワンストップ化を図る、また、市の業務集約化に伴う地域の窓口業務を担う組織体制を整備する	
都市緑化推進事業	みどりの将来像の実現に向けたアクションプランに基づき、市民等がみどりとの関わりを深め、先人が育んできたみどりを次代へ継承していくための緑地の確保に努める	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	里山づくり講座受講者数	人	27	190	230	270	290	森林整備課
2	自伐型林家数	人	27	0	10	12	16	
3	多面的機能補助金交付数	件	27	7	10	10	10	
4	地域おこし協力隊就任数	人	27	3	3	3	3	
5	仮) 森林マッチングセンター開設数	ヶ	27	0	1	2	-	
6	都市緑化推進事業実施割合	%	27	73	※			都市計画課

※みどりの基本計画一部改定中のため、現在検討中

3. 居住環境の整ったまちづくり

3.1 誰もが住みよい居住環境づくりを進めます

① 安全安心で魅力ある居住環境づくり

都市建設部 開発建築指導課

都市建設部 建築住宅課

総合政策部 総合政策課

市民協働部 市民活躍課

(1) 現状と課題

市内からの住民の転出が転入を上回っており、超過抑止と移住・定住促進のために、安心安全で利便性が高くリーズナブルな住宅地の供給・住宅の建築へと誘導するための環境整備が必要です。また市営住宅の約4割が耐用年数を経過しており対策を講じていくことが必要です。

住宅の空き家率が増加傾向にあり、これを抑制する一方で、既に発生した空き家を活用した移住に向けて、移住者へのPRと地域の受け入れに対する理解を得る取組が求められています。

(2) 基本方針

開発許可基準の整備・運用や耐震化に向けた情報提供などを進め、移住・定住につながる安全安心で魅力ある住環境整備を誘導するとともに、空き家の適正管理指導などで空き家発生抑制を図ります。また、公営住宅の長寿命化、建替え、用途廃止により、適正な管理を行います。

移住に向けて、定住後の活躍が期待できる層を主な対象に、空き家の活用とともに、仕事環境の創出や地域おこし協力隊制度の活用、移住者と協働の地域活性化プロジェクト等に取り組みます。

(3) 重点的に取り組む視点

○住環境整備については、許可基準の整備・運用、住宅整備に関する情報提供などの環境整備、改修費用負担軽減制度の構築などに取り組みます。

○空き家を活用した地域活性化の取組をビジネス視点から行うことで、将来のまちを支える人材を確保します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
開発許可基準、開発指導要綱の整備（改正）と運用	移住・定住希望者にとって良好な宅地水準を確保しつつ、取得しやすい住宅地の供給を促進するため、開発許可基準、開発指導要綱の整備（改正）と適切な運用を行う	開発建築指導課
耐震診断・耐震改修等促進事業（木造住宅耐震診断員派遣事業）	滋賀県に登録している診断員（建築士）を無料で派遣し、木造住宅の耐震診断や耐震改修に係る概算工事費の算出を行う	
耐震診断・耐震改修等促進事業（木造住宅耐震改修等補助事業）	耐震診断の結果、評点が基準以下の木造住宅について、耐震改修工事費の補助を行う（同時実施のバリアフリー改修工事も対象）	
耐震診断、耐震改修等促進事業（既存民間建築物耐震診断補助事業）	既存の民間建築物で、一定の用途・規模以上で耐震基準不適合なもの、及び共同住宅・長屋住宅・一戸建ての住宅の耐震診断に係る費用に対し補助を行う	
住宅建築改修等支援事業	定住促進や空き家の予防にもつながる住宅の質の向上を目的とした、長浜市居住促進事業、長浜市住宅エコ改修促進事業、長浜市定住住宅改修促進事業を実施	建築住宅課
空き家対策事業	空き家問題についての理解とその取組を市内全域に広め、空き家の増加抑制を図るため、出前講座（自宅の終活）、空き家ワークショップ、長浜市空家等対策推進会議を開催	
市営住宅整備事業	耐用年数がある住宅は予防保全を計画的に行い長寿命化を図り、耐用年数を超過した住宅については、入居者の移転を促進するとともに、住宅の集約による建替や借上げなどの整備方針を定める	
空き家を活用したローカルイノベーションの創出	インバウンド観光を意識したゲストハウスの整備とアクティビティ（トレッキング、サイクリング、カヤック、農業体験等）実施、若者が集まれるシェアスペースの整備・運営、余暇の家（同じ趣味を持つものが集まる場）の提供・運営などを行う	総合政策課 関係各課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	開発許可により形成された住宅地の供給量	戸	27	177	200	200	200	開発建築指導課
2	木造住宅耐震診断員派遣事業実施件数	件	27	16	30	30	30	
3	木造住宅耐震改修補助事業実施件数	件	27	0	3	3	3	
4	既存民間建築物耐震診断補助事業実施件数	件	27	0	1	1	1	
5	「長浜市の住み心地について」に関する満足度（市民満足度調査）	%	27	86.7	88	89	90	建築住宅課
6	「移住・定住のための居住環境づくり」に関する満足度（市民満足度調査）	点	27	2.8	2.83	2.85	2.88	
7	その他住宅の空き家数	戸	25	2650	2,650 (H32)	2650	2650	
8	その他住宅の空き家率	%	25	5.5	5.5 (H32)	5.5	5.5	
9	40歳代以下の移住件数	件	27	11	50	100	150	市民活躍課

② 住みよい住宅環境の改善の推進

健康福祉部 しょうがい福祉課

(1) 現状と課題

本市では、駅、公園、道路、市営住宅などの公共施設について、バリアフリー化やユニバーサルデザインでの整備を進めているほか、公共施設や飲食店等を対象にバリアフリー化に対する助成等を行っています。今後も「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」等に基づき、取組を継続していきます。

(2) 基本方針

しょうがい者や社会的に不利を受けやすい人を特別視するのではなく、社会の中でみんなが同じように生活を送り、ともに生きることが普通であるというノーマライゼーションの考え方の普及を図るとともに、住宅環境の改善に向けた取り組みを推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○しょうがいのある人の自宅などの住居環境を改善するため、手すりの取付け、段差の解消、便器の取替えなど、居宅生活動作補助用具の購入費・改修工事費を給付するほか、しょうがいにあわせて住宅を改修する費用の一部を助成します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
在宅重度しょうがい者住宅改造費助成事業	在宅の重度心身しょうがい者の日常生活の便宜を図るため、そのしょうがい者の住居を改造するために必要な経費の一部を助成する	しょうがい福祉課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	在宅重度しょうがい者住宅改造費助成事業	件	27	9	10	12	15	しょうがい福祉課

3.2 便利で使いやすい交通体系の整備を進めます

① 鉄道の利用促進と利便性の向上

都市建設部 都市計画課

(1) 現状と課題

平成18年秋の琵琶湖環状線開業以後、「北びわこ周遊観光キャンペーン」や「利用客増進プログラム」などを実施することで、湖北地域の鉄道利用促進による観光振興に結び付ける取組を進めてきましたが、景気の低迷や人口の減少、車社会への移行など様々な要因によって、特に昼間の鉄道利用が伸び悩んでいる状況にあります。今後、北陸新幹線の延伸等による利用者減少などの厳しい状況が予想されることから、これまでの取組を継続・充実させるとともに、北陸線並びに湖西線も含めたより一層の利用促進が必要となっています。

(2) 基本方針

広域交流の促進や環境負荷の軽減、また超高齢社会に対応した市内の交通環境の確保に向けて、利便性の向上と利用促進に取り組みながら、鉄道を基幹とした市内公共交通ネットワークを構築します。

(3) 重点的に取り組む視点

○北陸本線と湖西線の利便性の向上や、鉄道を活かした湖北地域の振興・活性化に取り組むことで、鉄道利用の促進を重点的に進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
琵琶湖環状線利用促進事業	地元における利用増進プログラム（小学生の鉄道利用補助、北陸本線利用促進エコポイント、ＩＣＯＣＡ普及等）、北びわこエリア地域交通活性化を目指した湖北・湖西圏域における情報交換・交流や北陸新幹線対策協議などの推進、湖西線利便性向上プロジェクトチーム発足による大津・高島・長浜において湖西線の利用促進等	都市計画課
駅関連施設維持管理事業	駅施設運営管理業務の委託や施設の修繕など、鉄道駅の維持管理運営を行う	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	市内9駅1日あたりの乗客人数	人	26	8881	8900	9000	9000	都市計画課

② バス交通の利用促進と利便性の向上

都市建設部 都市計画課

(1) 現状と課題

バス交通は、地域住民の日常生活の足として重要な役割を果たしていますが、人口の高齢化が急速に進展するなかで、自家用車などの移動手段を持たない高齢者にとっても不可欠な移動手段として、公共交通が果たす役割はますます大きくなっています。

本市においては、自家用車の利用が高く、バスの利用者が年々減少している状況にあり、路線バスの運行の確保・維持に向けて、事業者に対しては事業を維持していくための支援を継続するとともに、利用者に対してはさらに便利で利用しやすい運行形態を整備することが必要となっています。

(2) 基本方針

地域と地域を結ぶ身近な交通手段として、バス交通サービスが継続的に提供されるよう、路線や利便性の維持・向上、利用促進の施策に取り組みます。また、市内の地域ごとの特性に応じて、予約型乗合タクシーなど、過度な負担なく持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○バス交通の確保・維持に向けて、便利で使いやすいバスネットワークの構築と利用促進を図ります。特に、市内を縦断・周遊するバスルートに関する検討を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
公共交通利用促進事業	運転免許証自主返納者に対し、バス回数券等を配付し、自家用車から公共交通への利用転換を図る	都市計画課
地方バス路線維持費補助事業	地域住民の日常生活に必要な路線バスの運行に伴い、欠損が生じた路線バス事業者に対して補助金を交付することにより、路線バスの運行を維持し、地域住民の福祉を確保する	
コミュニティバス運行事業	市直営のコミュニティバスを運行し、市内の公共交通不便地・空白地における移動手段を確保する	
デマンドタクシー運行維持費補助事業	路線バスの運行が困難な地域において、地域の特性に応じた代替交通手段を提供する場合に、市と運行契約を締結する運行事業者に対して補助金を交付	
バス車両購入補助事業	老朽化した路線バス車両の更新に対する補助を行い、安心かつ安全な運行の実現を図る	
地域公共交通網形成計画策定事業	地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせにより、利便性の高いサービスが受けられるとともに、限られた資源を有効活用した持続可能な地域公共交通網の形成を図るための計画を策定	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	路線バス利用者数	人	27	379000	390000	390000	390000	都市計画課
2	路線バス運行に係る収支比率	%	27	20.7	26.5	26.5	26.5	
3	コミュニティバス利用者	人	27	4000	4000	4000	4000	
4	デマンドタクシー運行維持費補助事業	人	27	8000	10000	10000	10000	
5	新規導入車両数	台	27	2	2	2	2	

3.3 市街地や各地域の整備・開発を進めます

① 市北部地域の活性化

北部振興局 地域振興課

(1) 現状と課題

本市の北部地域（旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町）では、他の地域と比較しても人口減少や少子高齢化の進行が著しく、また地理的にも不利な条件であるため、特に若い世代を中心とする地域の担い手が不足するとともに、今後、地域特有の伝統や生活文化が喪失していくことが懸念されており、人口規模の維持と、まちの将来を担っていく人材の育成が必要となっています。

(2) 基本方針

「北部地域の振興なくして長浜市の発展はない」との理念のもと、「住んでよかった・住み続けたい」と思えるまち、また、若者や地域外の方には、「住んでみたい」と思ってもらえる魅力ある地域にしていくために、旧町の枠組みを越えた北部地域全体の活性化と定住促進を図ります。

(3) 重点的に取り組む視点

- 北部地域の豊かな自然と恵まれた歴史文化を生かし、これまで実施してきた様々な観光イベント・地域イベントを継続し交流機会と交流人口を拡大・増加させるとともに、地域を発信することで、地域外からの移住・定住を促進するなど、地域住民の誇りと生きがいを生み出します。
- 地域おこし協力隊の活動支援など、若者からの地域の活性化を図り、北部地域全体の一体感ある地域振興を展開します。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
木之本宿まちなか再生事業	木之本宿において、空き家・店舗の実態調査、空き家バンクの整備、利活用に向けた出店希望者・定住希望者との協議の場の設置、移住促進と地域の魅力発信につなげるイベント開催等を実施	北部振興局 地域振興課
長浜市北部地域の魅力発信事業	自然・歴史・文化・イベント・祭りなど北部の魅力や特性を積極的に市内外に情報発信し、交流や人口の増加につながるモデル事業を実施	
地域おこし協力隊事業	都市部から移住して活動する「地域おこし協力隊」の活動を推進・支援し、定住に向けた地域活性化事業を推進	
北部地域の観光振興イベント開催事業	北部地域の豊かな自然と観光資源を生かし、観光振興と地域の活性化に寄与すべく、地域色豊かな観光イベントを開催	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	北部地域への空き家利用による移住者数	世帯	27	8	5	5	5	北部振興局 地域振興課
2	奥琵琶湖パークウェイの入込者数	人	27	102000	150000	170000	180000	

② 中心市街地の活性化

産業観光部 長浜駅周辺まちなか活性化室

(1) 現状と課題

本市の中心市街地は、黒壁スクエアに代表されるオールドタウンの再生や個性あるイベントの開催など市民が主体となった独自のまちづくりにより、今日、年間 200 万人もの多くの観光客の来訪をもたらし、商業観光都市を形成してきました。一方で、市街地の外延化などにより、中心市街地の居住者は減少し、高齢化する一途となっています。

このため、平成 21 年より中心市街地活性化基本計画を策定し、市民と連携するなかで、観光面では、宿泊施設や回遊性を高める道路の整備などに取り組んできました。また、都市の拠点性の向上や快適な居住環境の形成を目指し、市街地再開発事業などを進めているところです。

今後、人口が減少し、高齢化が進展する社会では、都市機能の維持を含めた都市経営の観点からも、市民の生活機能を確保するなかで、地域公共交通と連携して、適度に都市機能が集約されたまちづくりを進めることが重要になっています。本市においても、多様な都市機能が集積する中心市街地の役割がますます高まることから、これまでのまちづくりの取り組みを伸張させるとともに、都市の中核として中心市街地の活力を維持・増大させていく必要があります。

(2) 基本方針

本市の核としての中心市街地の活力を維持・増大させていくため、福祉、医療、商業といった生活機能の充実をはじめ多様なサービス機能がより一層集積するよう誘導するとともに、より質の高い都市空間の創造に向け、市街地整備事業や公共交通の充実などにより都市の安全性や利便性を高める取り組みを進めます。こうした取り組みによりまちなか居住を促進し、歩いて暮らせるまち、市民が集うまちを目指します。

また、町家の利活用やそれによるまちなみの維持・保全を促すとともに、まちなかに少ない緑の空間づくりなどによりまちの質や快適性を高め、美しく住むことが誇りと感じられる市街地づくりを推進します。

一方で、本市全域の地域資源の資産化に取り組むなど、本市固有の魅力を高め、感動と楽しみのある中心市街地を形成します。

(3) 重点的に取り組む視点

○持続可能な都市核づくりに向けて、長浜駅周辺整備と連動したエリアマネジメントや、長浜ならではのライフスタイルのブランド化の実践、まちなか居住の促進と地域内交通の検討に重点的に取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
中心市街地活性化推進事業 ＊〔大綱 10・基本施策 1・施策の方向 1 ライフスタイルブランド化事業〕及び〔大綱 10・基本施策 1・施策の方向 1〕に再掲	地域内資源を資産化して内外に発信する取組を促進し、本市固有の生活文化が息づき賑わいに満ちた中心市街地の形成を図る	長浜駅周辺まちなか活性化室
長浜駅周辺整備事業	長浜駅周辺で進めてきた都市再整備事業完了後の駅周辺エリアのマネジメントを、民間主導で実施する新たな枠組みを形成し、民間活力を最大限発揮するまちづくりを推進するとともに、長浜駅北地区整備事業を着実に進める	
まちなか居住推進事業 ＊〔大綱 10・基本施策 1・施策の方向 1〕に再掲	まちなか居住重点区域における住宅新築や空き家の流動化に向けたインセンティブ制度を継続し、定住・移住を促進するとともに、町家の空き家活用を促進し、歴史的景観を生かした長浜らしい住環境を創造する取組を官民協働で推進する	
中心市街地整備事業	中心市街地において、防災性や土地の高度化利用の観点から不健全な状況にある街区の再整備を促進し、防災性向上及び都市機能の再構築に加え、居住機能や商業機能等の新たな魅力をあわせもった一体的なまちづくりを推進	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値（直近）		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	歩行者・自転車通行量	人	24	35018	36800 (H30)	36800	36800	長浜駅周辺まちなか活性化室
2	宿泊者数	人	24	410000	420000 (H30)	420000	420000	
3	市全体に占める中心市街地の居住人口の割合	%	24	8.04	8.17 (H30)	8.17	8.17	

4. 生活基盤の整ったまちづくり

4.1 社会資本の整備を進めます

① 総合的・計画的な土地利用の推進

総合政策部 総合政策課

都市建設部 都市計画課

(1) 現状と課題

少子高齢社会、人口減少時代の到来や地球環境問題の深刻化、高度成長期以降に整備した道路、上下水道、学校施設などの公共資本ストックの老朽化、さらには、都市の顔である中心市街地の活力の低下など、本市を取り巻くさまざまな環境の変化に対応していくことが急務となっています。

このような状況の中で、本市が将来にわたり発展していくためには、長期的視点のもと、持続可能な都市構造の形成に向けた土地利用の規制・誘導を図っていく必要があります。

(2) 基本方針

国土利用計画や都市計画マスタープランなど、土地利用の基本となる各計画に基づき、産業活力の増進と自然・田園地域の保全、良好な居住環境の維持などのバランスを考慮しつつ、きめ細かな土地利用の規制・誘導を図っていきます。

土地利用に当たっては、どの地域でも画一的な運用を目指すのではなく、地域の実情や特色に即したものとなるよう、地域の合意形成を図りながら計画的な土地利用を促進することとします。

(3) 重点的に取り組む視点

- コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成に向け、中心市街地をはじめとして、既に形成されている地域生活拠点や産業拠点などの都市機能の集積している既存の都市拠点を核とし、鉄道・道路などの軸でつなぐことで連携する「集約型多核都市構造」の実現を目指します。
- 中心市街地である長浜駅周辺は、本市最大のターミナル拠点として、12万都市にふさわしい都市機能の集積や都市整備を推進します。
- 地域生活拠点を中心に生活に身近な商業・福祉・生活サービス等の都市機能を集約するなど、適正規模での都市機能の配置・誘導に努めるとともに、十分な都市機能のない地域については、拠点間を結ぶ公共交通網の利便性向上を図ります。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
土地利用の総合的なマネジメント	国土利用計画や都市計画マスタープランに基づいて、地域の特性に応じた施策の推進に取り組めます。	総合政策課 都市計画課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目	単位	現状値(直近)		目標値			担当課
		年度	数値	30年度	34年度	38年度	
市の利用目的に応じた区分ごとの規模(市域面積68079ha)宅地	ha	27	3030	3040	3080	3110	総合政策課 都市計画課
市の利用目的に応じた区分ごとの規模(市域面積68079ha)農用地	ha	27	8023	8008	7960	7900	

② 道路等の整備

都市建設部 道路河川課

(1) 現状と課題

本市の道路は幹線道路に比べ身近な生活道路の整備が遅れており、緊急時に地域が孤立しない道路や超高齢化に対応した安全な道路なども求められています。また高度成長期に集中的に整備された道路の老朽化や交通量増加、車両大型化により道路の補修サイクルの短期化なども顕在化しています。これらの状況に対して、地域で必要とする最適な道路ネットワークの形成や効率的な維持管理が必要となっています。

(2) 基本方針

限られた財源の中で、地域にとって必要な道路を効果的かつ効率的に整備し、また長寿命化を図るため、市道の再編についての見直しを計画的に進めるとともに、重要な事業の選択と集中による整備、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う「予防保全型」への転換を進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○道路事業の推進に不可欠な地籍調査を進めるとともに、地域住民からのニーズ等を的確に判断した優先順位に基づく計画的な整備や維持・修繕、効果的な雪寒対策に向けた見直しに取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地籍調査事業	合併以前の登記未了地区の早期解消を図るとともに、アウトソーシングの手法を取り入れ、新規地区の進捗を進める	道路河川課
幹線市道等整備事業	合併以前に計画された未整備路線の事業整理とともに、整備必要路線は用地交渉を含め実施し、新規計画路線については、長浜市道づくり計画、長浜市道路整備アクションプログラムに基づき、地域との調整を図りながら事業を進める	
道路維持管理事業	道路パトロールや自治会要望等により、危険箇所等の早期発見と適切な修繕を計画的に実施するとともに、通行安全・環境美化のために指導沿線の除草、清掃を実施する	
雪寒対策事業	道路除雪、消融雪施設の稼働、路面凍結防止の作業を柱に進めるとともに、除雪運行管理システムの導入と雪寒対策の見直しを行う	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	地籍調査(遅延地区) 解消地区数	地区	28	0	7	1	0	道路河川課

③ 橋梁修繕の推進

都市建設部 道路河川課

(1) 現状と課題

本市には1195橋の道路橋がありますが、高度成長期に集中的に整備された橋梁が多く、今後、橋梁の老朽化が大きく進行する見込みです。修繕や架け替えに該当する費用の増大が予測されることから、継続的な予防保全対策が重要となっています。

(2) 基本方針

道路を構成する代表的な構造物である橋梁について、建設から50年を超えるような老朽化した橋梁が増加し、適正で効率的な維持管理が求められています。長浜市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の点検長寿命対策として予防保全型の整備手法を取り入れて橋梁の施設修繕を推進します。

(3) 重点的に取り組む視点

○従来の対処療法的な修繕から予防保全対策に転換し、点検―診断―措置―記録というメンテナンスサイクルを確立し、計画的な維持管理を実現できるように取り組みます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
橋梁長寿命化修繕事業	長浜市橋梁長寿命化計画に基づき、修繕可能な橋梁は適切な修繕工事を実施し、修繕ができない橋梁については、架け替えも視野に入れ、長寿命化計画との整合や地域との調整を図りながら事業の進捗を図る	道路河川課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	橋梁長寿命化修繕点検箇所数	箇所	27	200	200	200	200	道路河川課

④ 上下水道の整備

都市建設部 上下水道課

(1) 基本方針

「快適で安全・安心、持続可能な下水道の構築」をめざし、農業集落排水事業の流域下水道への接続を進めるとともに、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、下水道経営のさらなる健全化を図ります。

(2) 現状と課題

本市の公共下水道および農業集落排水事業は、整備計画に位置付けられた施設の整備をほぼ完了しています。しかしながら、施設の老朽化や管路施設等の更新需要の高まりによって修繕費が増加する一方で、人口減少社会の到来や節水意識の高まりを背景とする水需要の減少により使用料収入が減少し、経営環境の厳しさが増しています。

(3) 重点的に取り組む視点

○処理原価の高い農業集落排水事業は、処理原価の安い公共下水道への統合を進めるため、供用後30年を経過した地区から順次接続を実施します。また、施設の老朽化等の状況を把握し、適切に管理するとともに、経営状況を明確化するため、地方公営企業法の適用を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
地方公営企業法適法移行事業	下水道資産の老朽化状況や経営実態を把握し、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、発生主義・複式簿記に基づく予算決算制度の採用や各種財務諸表の作成を進める	上下水道課
公共下水道整備事業	処理原価の高い農業集落排水事業について、下水道事業全体で健全経営を行うため、供用後30年を経過した地区から公共下水道への接続を実施する	
公共下水道長寿命化計画策定事業	公共下水道マンホールポンプ施設について、効率的で継続的な運転管理や劣化施設の改築を行うため、長寿命化計画に基づき適正な維持管理を行う	
雨水渠整備事業	想定外の集中豪雨等による浸水被害からまちを守るため、雨水の浸透や保水能力の低下している市街地を中心に雨水渠整備工事を実施することにより雨水を効率的に排除する	

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	汚水処理原価(全体)	円/m ³	26	518	538	499	460	上下水道課
2	汚水処理原価(維持管理費)	円/m ³	26	120	129	128	123	
3	管渠管理費	円/m	26	101	90	116	139	
4	雨水渠整備延長	Km	26	15	16.6	16.6	16.6	
5	水洗化率	%	26	92.1	94.1	95.6	96.8	

4.2 地域情報化を進めます

① 地域情報化の推進

総合政策部 情報政策課
都市建設部 都市計画課

(1) 現状と課題

職員数の削減など自治体としての省力化を図りつつ、さらなる迅速化・正確性の確保のために、情報の自動連携や自動発信、情報の公開など、情報サービスの質を高めることが求められています。

特に、情報サービスの提供に際して、今後は、普及が進むスマートフォン等、より一人ひとりに身近な ICT 機器を通じた情報提供と意見収集など相互の情報交換を行っていくことが必要となっています。

(2) 基本方針

社会がめまぐるしく変化し、地域での市民生活もますます多様化・高度化していく中で、これからのまちづくりに向けた ICT の利活用を積極的に進めていくとともに、ICT の恩恵を市民生活に取り込んでいく施策を進めます。

(3) 重点的に取り組む視点

○市民生活に関わる多様な情報を地図情報と連携しながら可能な限り最新の状態で提供できるよう、庁内での情報連携を行いながら、市民公開 GIS の情報更新と広報周知を進めます。

(4) 今後の主な取組

事業の名称	取組内容	担当課
IT 推進事業	ホームページの利便性向上、スマホやタブレット端末活用による情報収集・提供、コンビニ交付サービス等の拡大、公共施設や検診予約等の電子申請手続き、地域資源のデータベース化等の推進、ICT 産業振興や移住促進のための情報通信基盤の確保	情報政策課
統合型 GIS 整備事業	市民公開 GIS への掲載情報の充実	都市計画課

(5) 成果指標・目標数値

指標項目		単位	現状値(直近)		目標値			担当課
			年度	数値	30年度	34年度	38年度	
1	市民満足度調査	%	27	16.5	22.5	28.5	33	情報政策課
2	市民公開 GIS 掲載レイヤ数	件	27	10	12	14	15	都市計画課

計画の推進に向けて

1. 計画推進の方向性

1.1 地方創生の推進

(1) 現状と課題

平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、国を挙げて地方創生に向けて動き出しています。

少子高齢化の進展、人口減少時代の到来、東京圏への一極集中という課題に対応し、将来にわたって自立した活力のある地域社会の維持と魅力ある地域社会の構築をめざさなければなりません。

本市では、平成17年をピークに人口減少局面に入り、今後も人口減少が避けられない中、人口減少という重要な問題に対する認識を市民と共有しながら、人口増加、人口の流出抑制に向けた取組や、まちづくりの課題への対応などを推進する必要があります。

このことから本市では、人口減少を食い止め、持続可能な地域社会を実現するため、「2060年に人口規模10万人を維持すること」、あわせて「人口構造の若返り」を目標とする「長浜市人口ビジョン」及び「長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

今後は、この戦略で示す3つの視点、①「三大都市圏および滋賀県南部への人口流出の抑制」、②「若い世代の就労、結婚、妊娠・出産・子育ての希望実現」、③「地域の経営資源を生かした課題解決と地域活性化」を基軸として、4本の基本目標を達成するべく、市組織の部局を横断して全庁あげて各種施策に取り組む必要があります。

(2) 基本的方向

- 産業振興により「活力あるまち」を創造します。
- 地域資源を生かし「魅了するまち」を創造します。
- 子育て世代から「選ばれるまち」を創造します。
- 時代に合った都市をつくり、「安心して住み続けたいまち」を創造します。

1.2 行財政運営・行革の推進

(1) 現状と課題

社会経済情勢の変化、地域主権型社会の進展など自治体を取り巻く環境が変化する中、市民のニーズは多様化・複雑化してきています。

これまでから本市では、行政を取り巻く環境の変化に対応するため、第1次行政改革として104項目にわたる改革を実施し、続く第2次改革では45項目を実施したところであり、進行中である第3次においてもさらなる改革を推進することとしています。

今後においては、限られた財源や人的資源を有効に活用し、民間活力やノウハウを行政運営に生かすことがますます重要になります。一方、多様化、複雑化する行政課題などに対応するためには、簡素で効率的な行政組織の整備をより進めるとともに、地域主権型社会の進展に対応できる政策形成能力や法務能力などを備えた職員を育成するなど、職員研修の充実を図り、職員の資質や能力の向上に努めていく必要があります。

(2) 基本的方向

- 効率的で効果的な行財政運営を実現するため、総合計画と政策評価の連動を図り、計画・予算・評価など行財政運営の一元化をめざします。
- 行財政改革の推進とあわせて、組織の見直し、職員数の適正化、地域主権型社会での行政課題に的確に対応できる職員の育成などを推進し、より効果的・効率的な行財政運営に取り組みます。
- 自主財源を確保し、財政の安定的な運営を図るとともに、公会計を整備して経営力を高めます。
- 老朽化する公共施設のあり方や管理方法などを総合的に判断し、施設の適正規模、適正配置、長寿命化に努めます。
- 市民に親しまれ、安全で利用しやすい市役所づくりを推進します。

1.3 広域連携の推進

(1) 現状と課題

交通や情報通信基盤の進展により、通勤・通学・通院や日用品の買い物に至るまで生活圏や経済圏が行政界を越え広がっています。さらに、人びとの価値観や生活様式の多様化に伴い、人・物・情報の交流が、これまでの生活経済圏域の枠を越えて活発化するとともに行政ニーズも多様化・広域化しています。

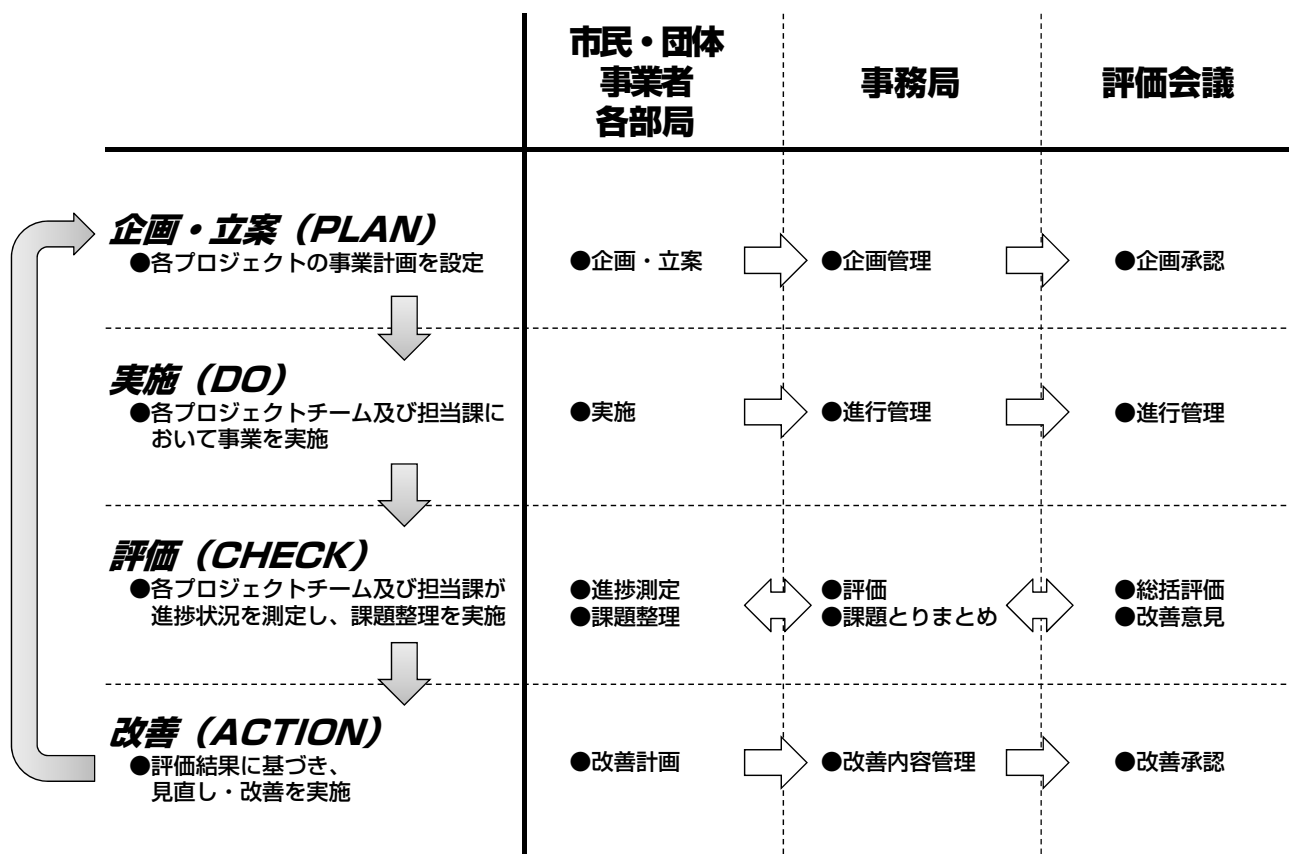
これまでから本市では、近隣自治体との連携・協力がまちづくりには不可欠との考えから、医療や福祉、教育や防災などの分野で地域間の結びつきを強化してきましたが、今後においてもさらに連携を深めることで、各自治体が抱える共通の課題に連携して取り組み、地域の可能性を引き出していくことが求められます。

(2) 基本的方向

- 自治体間の広域的な連携により、人々の交流や観光資源等の魅力の発掘などを促進するとともに、共通する行政課題の解決に取り組みます。
- 一部事務組合などの事務の共同処理について、組織及び運営の効率化に努めます。

2. 計画の進捗管理

計画の進捗管理については、PDCA の手法に則り実施します。また、全ての段階において、プロジェクトの実行を行う市民・団体・事業者及び各部局と、進行管理を行なう事務局、評価を行なう評価会議の 3 者が互いに連携・協働することで、将来都市像の実現に向けた実効性の高い計画としていきます。



資 料 編

●人口・財政の見通し

●策定関係資料

- ・ 策定体制、策定経過
- ・ 総合計画審議会
- ・ 市議会特別委員会
- ・ 市民参加の状況（市民意見の把握）

●分野別個別計画一覧

●用語解説